

# CPRC ディスカッション・ペーパー

## 競争政策研究センター

### 公正取引委員会

オーストラリア競争法における団体交渉適用免除制度

－小規模事業者による団体交渉にかかる認可・届出を中心に

McCrystal, Shae

Professor , The University of Sydney Law School

和久井 理子

京都大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員

CPDP-74-J January 2020

100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1

Phone:+81-3-3581-1848 Fax:+81-3-3581-1945

URL:<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>

E-mail:[cprcsec@jftc.go.jp](mailto:cprcsec@jftc.go.jp)

本ディスカッション・ペーパーの内容は公正取引委員会の見解を示すものではなく、文責は執筆者のみに帰する。

# オーストラリア競争法における団体交渉適用免除制度

## －小規模事業者による団体交渉にかかる認可・届出を中心に

McCrystal, Shae

和久井理子

### 要旨

労働者には団結権が保障されており労働者による労働組合の結成、団体交渉及び団体行動には独占禁止法が適用されないが、自営業者やフリーランス、フランチャイジー等が取引条件を改善すること等を目的として共同行為に従事することが独占禁止法上、許容されるのか、またその際に競争の実質的制限、公共の利益に反するかどうか、及び、公正競争阻害性がいかに判断されるのかは日本では、従来、十分に検討されてこなかった。団体交渉は、流通、生産等、事業活動を共同で行う事業提携とも、独占禁止法 22 条上の適用除外を受ける協同組合とも、組織、構成、活動内容、目的等は異なっており、これらとは異なる観点ないし方法をもって評価する必要がある。

この問題を考える上で参考となるのが、オーストラリア競争消費者法上の団体交渉適用免除制度とその運用状況である。オーストラリアでは、競争法執行機関である競争消費者委員会が団体交渉及びボイコットを認可する権限をもち、団体交渉・ボイコットの届出制度も設けられている。競争消費者委員会は、市場における競争の状況、団体に属する構成員と交渉相手方の市場における地位、交渉事項等を考慮して審査を行い、この中で団体交渉等が競争にどのような影響を与えるか、どのような場合であれば競争への悪影響が小さいとみることができるのか等を詳しく明らかにしてきている。

そこで、本ディスカッション・ペーパーでは、適用免除制度がどのようなものを説明した上で、その運用状況を検討し、法律上は公益と社会への悪影響を比較衡量した上で公益が上回る場合に適用を免除することとしていること、実際には競争への悪影響と効率性改善効果が主として検討されていること、認可事例では競争への悪影響がそもそも小さいと判断されたものが殆どであること、強制の契機を有さないかが重要な考慮要因であること、団体交渉が企業別に行われるかが考慮されていること、ボイコットも適用免除が可能とされているが実際に免除が認められた事例は少ないことを明らかにした。同時に、公益については、より多くの情報が契約に反映され、定型約款を一方向的に押し付けるというのではなく個々の状況により適合した契約・取引が行われるようになり、契約遵守・紛争解決が促

進され、取引費用を削減するなどの公益が団体交渉により実現されるとみられていることも明らかにした。そして、全体としては、オーストラリアの適用免除制度は、団体交渉が行われない場合に実現されただろう取引条件を団体構成員の側にとってより有利にしたり、相手方が得る利益を少なくする一方で交渉団体構成員が利益を得たりする効果が生じないような形で運用されているようであることを示した。また、庸車運転手、ジャーナリスト、クリエイティブ産業等フリーランスによる利用例等について具体例を示すとともに、フランチャイジー・フランチャイザー間等の団体交渉について一括適用免除制度が導入される見込みであることについて説明した。

## 1. はじめに

団体交渉は、取引上不利な地位におかれがちな労働者の交渉力を高め、社会的・経済的地位を向上させるための重要な手段である。憲法上、労働者には、労働組合を組織し、団体として交渉を行い労働争議（ストライキ）を行う権利が保障されている（憲法 28 条）。また、労働組合法（以下、「労組法」という。）では、正当な理由なく団体交渉に応じることを拒否すること、組合に対する使用者の支配介入行為、組合に所属したことを理由とする被用者の差別行為等を不当労働行為として禁止等するとともに、労働委員会という独立行政委員会を設けてこのような行為に対する救済が迅速に行われるようにしている。憲法及び労組法上、保護・承認されたこのような行為が独占禁止法違反とされないことは言うまでもない<sup>1</sup>。労働者は、独占禁止法に違反することをおそれることなく、自らの経済的・社会的地位を向上させるために労働組合を結成して、共同で行動することが認められている。

雇用契約に基づいて労務を提供する者が労組法上の労働者であって、この者が行う団体交渉及び争議行為に独占禁止法が適用されないことは明らかである。これに対して、自営業者やフリーランス、フランチャイジー等が取引条件を改善すること等を目的として共同行為に従事することが独占禁止法上、許されるのかは明らかではない。労組法上の労働者に当たるかどうかは、事業組織への組入れ、契約内容が一方的に決定されているか、報酬が労務の対価としての性質をもつか、指揮監督に服して労務提供を行い時間的場所的拘束に服するか等の諸要因を考慮して判断するとされる<sup>2</sup>。この判断を行うことは、自営業者らにとって容易ではないだろう。実際に、フランチャイジーを労組法上の労働者にあたるとする岡山県労働委員会の命令を<sup>3</sup>、中央労働委員会が覆して否定する例が近時、現れている<sup>4</sup>。「雇用によらない働き方」が推奨される中で<sup>5</sup>、どのような者が行う団体交渉等が独占禁止法上、許されるのかを明らかにすることが課題となっている。

日本の独占禁止法は、労組法上の労働者にあたらぬ限り、当然に独占禁止法違反となるという立場は採用していない<sup>6</sup>。いいかえれば、労組法等による保護を受けない共同行為が

---

<sup>1</sup> 公正取引委員会競争政策研究センター「人材と競争政策に関する検討会報告書」第 3（2018 年 2 月 15 日）参照。

<sup>2</sup> 厚生労働省「労使関係法研究会報告書」（2011 年 7 月 25 日）  
<<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001juuf.html>>

<sup>3</sup> セブン-イレブン・ジャパン事件岡山県労働委員会命令（平成 22 年(不)第 2 号）（2010 年 3 月 24 日）<[https://www.mhlw.go.jp/churoi/meirei\\_db/mei/ml1368.html](https://www.mhlw.go.jp/churoi/meirei_db/mei/ml1368.html)>。

<sup>4</sup> セブン-イレブン・ジャパン不当労働行為再審査事件・中央労働委員会決定（平成 26 年(不再)第 21 号）（2019 年 5 月 15 日）。

<sup>5</sup> 経済産業省「「雇用関係によらない働き方」に関する研究会報告書」（2019 年 3 月）、厚生労働省「柔軟な働き方に関する検討会」報告（2017 年 12 月 25 日）。

<sup>6</sup> 外国には競争者が共同で価格を決定する等すれば当然に、又は、その目的からして常に競争法に違反するとし、団体交渉ないし共同ボイコットは適用除外されない限りは必ず競争法に反するとする例があるが、日本の独占禁止法については、このような立場を採用しているとはみられない。

独占禁止法に違反するとは限らない。独占禁止法に反するためには関連する規定上の競争への悪影響に関する要件を満たす必要があり、労組法等による保護を受けない共同行為がこの要件を当然に満たすという立場は、法律の規定上も運用上もとられていないからである。独占禁止法の規定の中で労組ないしこれに類似する団体の結成及びこれに関連する行為に係る規定には、2条6項及び3条後段（不当な取引制限の規定）、8条（事業者団体規制）、2条9項1号イ及び19条（不公正な取引方法（共同の供給拒絶））等があるが、これらの規定に基づいて独占禁止法違反となるのは、競争の実質的制限（2条6項、8条）又は公正競争阻害性（19条）を生じさせた場合に限定されている。さらに、独占禁止法1条において独占禁止法の究極の目的として規定された「一般消費者の利益の確保及び国民経済の民主的で健全な発達」の観点から是認される行為については、競争の実質的制限等の意味での競争への悪影響がある行為であっても独占禁止法違反とされないことがあるとするのが、最高裁が示した立場でもある<sup>7</sup>。

では、どのような団体交渉であれば、独占禁止法に抵触しないのだろうか。この点を明らかにした事例は従来、殆ど存在しないし、独占禁止法執行において中心的役割を占める公正取引委員会の指針等をみてもどのような判断が行われるのかは明らかではない。事業提携については事例及び研究の蓄積があるが<sup>8</sup>、事業提携事例においては、交渉を共同で行うということにとどまらず、流通、生産等、事業活動遂行上の協力を行って、規模の経済性等、効率性を向上させることも目的とした行為が想定されている。このような事業活動上の協力を伴うことなく、構成員が供給する商品・役務について一定機関に価格決定権限を与えたり、これに代表して交渉を行わせたりすることについては、独占禁止法上、消極的な見方をされそうに思われる。団体交渉については、目的が団体構成員の取引条件の改善にあるとみて、価格等の取引条件を自己に有利に変更することを目的とする行為として原則的に違法になるものとみる見解もありえそうである。

日本の独占禁止法その他の法律において、この問題についての手掛かりになり、また実際にある程度まで利用されている制度として、協同組合制度がある。日本では各種の協同組合法によりこのような法人を設立・運営することが認められ、小規模事業者のみから構成される等、一定の要件を満たす協同組合の行為には原則として独占禁止法を適用しないこととしている（22条）。協同組合の結成及びその活動に独占禁止法を適用しない理由は、協同組合のような共同行為を認めなければ小規模事業者は競争単位として機能しえないところであり、このような見方は、小規模事業者の共同行為一般について独占禁止法をいかに適用するかを考える上で参考にもなる。ただ、協同組合については、設立・運営の手続きが複雑であ

---

<sup>7</sup> 石油価格協定刑事事件最判昭和59年2月24日刑集38巻4号1287頁。

<sup>8</sup> 公正取引委員会競争政策研究センター「業務提携に関する検討会報告書」（2019年7月10日）等。

る上に、利益分配をしないものであることが独占禁止法の適用除外を受けるための要件の一つであり根拠法上もそのように規定されていることなどのために、ニーズにあわなかったり、利用のためのハードルが高かったりすることがある。このため、自営型就労を行う者、小規模事業者、フランチャイジー等による団体の結成と団体交渉等の行為が独占禁止法上、いかに判断されるのかを解明する必要性は、なお存在する。

このような問題に対して、管見の限り、最も多くの事例の蓄積があるのが、オーストラリア競争消費者法（Competition and Consumer Act 2010 (Cth)）（以下、「競争法」又は「オーストラリア競争法」という。）上の団体交渉適用免除制度である。オーストラリア競争法上、競争法の執行機関であるオーストラリア競争消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission, ACCC）は、団体交渉及びボイコットを行うことについて、認可（authorisation）を行い競争法の適用を免除する権限を有する。さらに、競争法上、団体交渉・ボイコットの届出（notification）制度も設けられている。これら制度の運用を通じて、団体交渉等が経済的・社会的にどのような便益をもたらしうるかが明らかにされてきている。なかでも、認可事例においては、市場における競争の状況、団体に属する構成員と交渉相手方の市場における地位、交渉事項等を考慮した上で、競争消費者委員会による審査が行われ、ACCC が刊行しているガイドラインも団体交渉等が経済に与える影響の分析方法を説明している。以下で詳しく見るように、ACCC は交渉を行う団体（以下、「交渉団体」という。）ないしその構成員が市場支配力をもつことがないように非常に慎重に運用を行っており、特に対価等の取引条件を交渉団体ないし構成員にとって有利に変更する力をもつことがないように運用しているということができるとは、それにもかかわらず、認可・届出制度が利用され続けているところも興味深い。これらの事例及びガイドラインは、日本独占禁止法の運用・執行上、参考になるとと思われる。

以下、本ディスカッション・ペーパーでは、概観及び本課題に関係するオーストラリア競争法の規定の確認後（第 2 章）、適用免除を受けるための手続き、適用免除の要件及び審査方法を説明し（第 3 章）、ついで利用状況（第 4 章）について検討する。第 5 章では、現在、導入が検討されている団体交渉にかかる一括適用免除（class exemption）を紹介する。

## 2. オーストラリア競争法と団体交渉適用免除制度

### 2.1 オーストラリア競争法とカルテル行為等の規制

現在のオーストラリア連邦における競争法は、2010年に制定されたものである<sup>9</sup>。

2010年競争法の目的は、競争及び公正取引を促進し、消費者を保護することを通じてオーストラリア国民 (Australians) の厚生 (welfare) を促進することである (2条)<sup>10</sup>。本法に基づいて規制される行為には、カルテルその他の合意、協調的行為 (concerted practice)、セカンダリーボイコット、市場力の濫用 (misuse of market power)、排他的取引 (exclusive dealing)、再販売価格の制限、合併等が含まれる。競争法の規定のうちでは、競争者間の合意にかかる規定及びボイコットに関する規定が本稿の課題に特に関係する。

水平的協定についての規定は、第4章 (制限的行為の禁止) におかれている。この章では、カルテル行為という競争者らが共同で行った場合にはその効果を問わず規制する規定 (「カルテル規定 (cartel provision)」と呼ばれる。) と、目的・効果が競争を減少するものである場合にこれを規制する規定 (「競争規定 (competition provision)」と呼ばれる。) の2種類が設けられている (「資料1」1参照)。カルテル行為とは、価格協定、顧客分割・地域分割、入札談合等であり、効果に関わらず禁止されることから (45AD条)、「当然[違法]の行為 (per se conduct)」と呼ばれる<sup>11</sup>。これに対して、競争規定では、競争を実質的に減少させる目的又は効果をもちそうな (have the purpose, or would be likely to have the effect, of substantially lessening competition) 合意及び協調的行為を禁じている (45条)。とりわけ情報交換活動がこの規定に反する可能性がある<sup>12</sup>。これらの規定に違反する行為に対しては、刑事罰を含む制裁を課される<sup>13</sup>。

共同ボイコットは、カルテル規定により規制される。なお、かつては共同ボイコットについて「exclusionary provision」とよばれる規定が別途、設けられていたが、2017年競争法改正によりこの規定は廃止されるとともに、カルテル規定に一定の者又は一定の類型の者に対

<sup>9</sup> この法律の前には、*Trade Practices Act 1974 (Cth)*が施行されており、団体交渉に対する適用免除はこの時代から行われていた。後記3.2.1参照。

<sup>10</sup> オーストラリア競争法では、消費者厚生基準ではなく、総厚生 (total welfare) 基準が採用されている。*Qantas [2004] ACompT 9 at [185]*. もっとも、本稿の検討事項に関するACCCの決定等では、このことが判断に影響を与えているようにはみられない。

<sup>11</sup> 認可ガイド (原文36頁)。

<sup>12</sup> ACCC, *Guidelines on Concerted Practices* (31 Aug 2018) <<https://www.accc.gov.au/publications/guidelines-on-concerted-practices>>.

<sup>13</sup> 45AFないし45AK条。連邦競争法は法人が主体となる場合について規定するが、個人 (individual) がこれらの規定に該当する行為を行った場合についても、州・属州の競争法 (States and Territory Competition Codes) 上、制裁が課される。See, e.g., *Competition Policy Reform (New South Wales) Act 1995* <<https://legislation.nsw.gov.au/#/view/act/1995/8/historical2000-11-23/full>>; *Competition Policy Reform (Queensland) Act 1996* <<https://www.legislation.qld.gov.au/view/pdf/inforce/current/act-1996-016>>.



する供給を妨げ又は制限する目的をもつ水平的協定もカルテル規定において定められる禁止行為に含まれることが定められて（45AD(3)(a)）現在に至っている<sup>14</sup>。

## 2.2 団体交渉適用免除制度－概観－

団体交渉を行う過程では、役務提供を行う複数の者が団体を結成し、対価の水準等取引条件について団体構成員間で情報交換して一定の了解に至り、共同して相手方と交渉を行って価格等の取引条件を決定することになる。競争への効果の如何を問わず違法とする規定を含む上記 2.1 のような規制が行われている中で団体交渉を行えば、競争法に抵触するのではないかという懸念が当然生じることになる。このような中で、適用免除制度は、このような懸念を払拭するものである。

次章以降で詳しくみるように、競争法上、団体交渉は、生じさせる公益（public benefit）が社会への悪影響（公的損害， public detriment）を上回る場合に競争法の適用を免れるものとされている。ACCC は、団体交渉がもつ取引費用を削減する効果、及び、「インプット改善効果（better input）」が生じるかどうか等に注目して審査を行っている。このうちインプット改善効果とは、団体交渉が行われていなければ交渉、契約締結又は取引の過程において提供又は反映されなかつたであろう情報が提供又は反映されるようになる効果をさす（以下、本ディスカッション・ペーパーでは、この効果を「契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果」と称する。）。

本稿の主たる関心は、小事業者－なかでも、雇用類似の働き方をする者、フリーランサー、フランチャイジーが労務ないし役務を提供する場面において、労務・役務の提供を受ける者との間の交渉力格差の問題に対処するものとしての団体交渉とその適用免除制度を検討することにある。もっとも、現在、ACCC は、このような場合かそうでないかによって異なる審査枠組みを採用しているようには見えない<sup>15</sup>。小規模な事業者が販売・購入において行う団体交渉の事例は、団体交渉が競争等に与える影響を考える上でも、オーストラリアの適用免除制度を理解する上でも参考となる。このことから、次章以下では、事業者にあたることが明白であり、いわゆる雇用類似の働き方といった問題にはかかわらない事例についても検討することとする（ただし、交渉団体構成員が相当な規模をもつ事業者間交渉は検討対象から除外する<sup>16</sup>。）。そして、この上で、庸車運転手、医師、フリーランサー及びフランチャイズについて具体的な事例を説明することとする（4.2）。

---

<sup>14</sup> Explanatory Memorandum, Competition and Consumer Amendment (Competition Policy Review) Bill 2017, ch 4.

<sup>15</sup> 「資料 2」等参照。過去には相手方が使用者に類似していたことに注目した決定が出されたことはある（後出注 [早い時期の事例 Trade Practice Tribunal 決定] 参照）。

<sup>16</sup> 「資料 3（認可）」（凡例）と対応する事例名及び以下注で引用する事件名参照。次の事例は検討対象から除外した。なお、「資料 3（認可）」において検討対象から除外した事例は「L-B2B」と記

これらの検討の前に、団体交渉の具体例を示しておくことが便宜かと思われる。ここでは酪農家が自己の供給する生乳の販売について乳製品メーカーとの間で団体交渉を行うことを認可した Premium Milk Ltd 事件 ACCC 決定（2001）及び独立系映画館事業者が映画配給会社に対して団体交渉を行うことを認可した Independent Cinemas Australia 事件 ACCC 決定（2018）を紹介する。

Premium Milk Ltd 事件（A90745）ACCC 決定 2001 年 12 月 12 日<sup>17</sup>

Premium Milk Ltd（以下、「申請者」という。）は、Pauls Limited（以下、「Pauls」という。）に生乳を供給する酪農家580名が加盟資格をもつ非営利会社であった。酪農家らは、クイーンズランドに所在する6協同組合を通じて生乳をPaulsに供給していた。Paulsは、クイーンズランドにおける最大の乳製品メーカーであり、オーストラリアの乳製品メーカーとしても主要な事業者であった。Paulsが供給する牛乳はオーストラリア内の牛乳の22%のシェアを占めていた。

申請者は、Paulsとの間で団体交渉をすることを計画してACCCに適用免除の申請を行った。計画では、当事者双方の代表からなる「Milk Management Committee」を設立して、Paulsが購入する生乳の品質、価格及び数量について交渉することとなっていた。団体構成員は団体交渉からオプトアウトすることが可能とされていた。また、Paulsは、他者から生乳を調達することを妨げられることはなかった。共同ボイコットを行う計画は存在しなかった。

ACCCは、関連市場は、①クイーンズランド及びニューサウスウェールズ（ならびにビクトリア）州において農家から加工業者向けに出荷される生乳の市場、②オーストラリアにおける牛乳供給の市場、及び、③オーストラリア及び海外向けに乳製品を供給する市場であるとした。そして、(i)クイーンズランド州には約1500の生乳生産者があり、その大部分が家族経営の農場であること、(ii)酪農家は土地、家畜、設備にかなりの規模の投資を行っていること、(iii)クイーンズランド内に加工業者はPaulsを含めて3社存在するところ、他の1社（National Foods）はPaulsから加工用生乳を調達していること、及び、もう1社（Dairy Farmers）は協同組合であること、(iv)これらの加工業者3社は、オーストラリア

している。Re NSW Track Access Collective Bargaining (AA1000425-1, 21 Sep 2018); Re Queensland Sugar Limited & Ors (A91577, 14 Jun 2017); Re Bendigo and Adelaide Bank & Ors ("Apple Pay")(A91546 & A91547, 31 Mar 2017); Re Homemakers South Limited t/a Homemakers Furniture & Sleepzone Bedding (A91570, 3 May 2017); Re Property Media Group Pty Ltd (A91537 & A91538, 18 Apr 2016); Re Board of Airline Representatives of Australia Inc. (A91466, 25 Mar 2015); Re St Vincent's Health Australia Limited (A91400, 14 Aug 2014); Re RG Tanna Coal Export Terminal Producers (A91405, 16 Apr 2014); Re Office Choice Limited (A91389, 23 Jan 2014); Re Endocoal Ltd & Ors (A91350 & A91351, 14 Mar 2013); St Vincent's Health Australia Limited & Ors (A91295-97, 12 Sep 2012); Re Private Hospital Collective Bargaining Group (A91293, 20 Aug 2012); Re Australian Hotels Association (A91257, 20 Apr 2011); Re Board of Airline Representatives of Australia Inc. (A91200, 14 May 2010); Re North West Iron Ore Alliance (A91212, 29 Apr 2010); Re St Vincent's Health Australia Ltd (formerly Sisters of Charity Health Service Limited) (A91099, 29 Jan 2009); Office Choice Limited (A91058, 19 Sep 2007).

<sup>17</sup> Re Premium Milk Supply Pty Ltd (A90745, 12 Dec 2001).

全土で加工業を営んでおり、オーストラリア内の他州においても生乳を調達可能とみられること（ただし、輸送費、長期保存ができないこと等に由来する制約は存在すること）、(v)生乳生産者は、加工プラント周辺に位置することが通常であること—これは、生乳を2日以内に加工する必要があること（なかでも、貯蔵技術の向上等のために、より広い範囲で生乳を供給することが可能になったものの、2日以内に加工する必要があることによる影響は依然として受けていること）によるものであること、(vi)生乳調達分野における規制緩和によって数量・価格の公的規制が撤廃された結果として、生乳の価格が下がり、生乳生産業者は打撃を受け急速に数・収入の減少が起こっている状況にあったことを指摘した。

この上で、ACCCは、本件団体交渉は一定の公益を生じさせる可能性をもつ一方で、反競争効果は非常に小さいとした。ACCCは、公益の具体的内容として、①規制緩和が生じさせる混乱を小さくし、退出を抑制させるといった激変緩和効果をもち、規制緩和過程での調整費用を最小限にすることができること、②生乳業者が効率的かつ効果的に加工業者と交渉することが出来るようになり、酪農家の取引に対する信頼が高まること、③取引が1度で済むことで取引費用を節約する効果を限定的ではあるがもつことをあげた。競争への悪影響が小さいとするACCCの判断は、(i)構成員が州内においても州外からも競争圧力を受けていること、(ii) Paulsは、Dairy Farmersに供給している非構成員からの調達を受けることが可能であるし、構成員はDairy Farmersに供給することができること、(iii) PaulsはDairy Farmersと調達においても乳製品の供給においても活発に競争していること、(iv) Paulsは、購入者であるスーパーマーケットからの圧力も受けていることが理由であった。

以上のような判断に基づいて、ACCCは、5年の間、適用免除を与える認可決定を下した。

#### Independent Cinemas Australia事件（A91587）ACCC決定2018年3月16日<sup>18</sup>

Independent Cinemas Australia Inc.（以下、「ICA」という。）は、オーストラリア及びニュージーランドで独立系映画館を運営する84の事業者によって構成される団体であった。構成員の規模は様々であり、都市部において複数の映画館を経営する者、地方で1映画館を経営する者等を含んでいた。オーストラリア内の主要な映画館経営者、特にEvent Hospitality, Entertainment, Hoyts Cinemas及びVillage Cinemas（これらは合計で66%のシェアを占めていた。）は、ICAの構成員ではなかった。ICA構成員がオーストラリアの映画上映収入に占める割合は29%であった（2016年）。

ICAは、オーストラリア内で映画の配給を行う事業者全てとの間で、構成員を代表して団体交渉を行うことを計画し、10年の期間にわたる適用免除の認可申請をACCCに行った。配給事業者には、Paramount Pictures, Sony Pictures Releasing, Twentieth Century Fox Films, Universal Pictures International Australasia, the Walt Disney Company (Australia), Warner

<sup>18</sup> *Re Independent Cinemas Australia Inc.* (A91587, 16 Mar 2018).

Bros/Roadshowという主要な配給業者のみならず、Entertainment One Films Australia, Madman Entertainment, Studiocanal and Transmission Films等の独立系配給業者が含まれていた。これらのうち主要な配給業者6社が映画収入の85%を占めていた。ICA構成員である映画館経営者は、これらの配給業者と上映にかかる契約（film licence agreements）を締結しており、この契約は①標準的な契約条件を定める部分、及び、②映画ごとに条件を定める部分の2つの部分から構成されていた。前者では、映画の供給・返還、上映のライセンス条件、会計・支払、保管、興行情報・記録の検査、映画ごとの支払料金・上映期間等にかかる事項が定められていた。

ICAは、団体交渉を、配給会社・映画館経営者との間の取引条件、なかでも地域における映画館経営者又は経営する映画館数が4以下の経営者といった一定の種類の映画館経営者との契約に適用される契約条件・方針、及び、特定の映画についての契約条件（ただし、交渉することを構成員から求められた場合。）について行うことを計画していた。ICAは、団体交渉を行うのに並行して、必要に応じて提案された契約条件に関する情報交換を行うことも計画していた。共同ボイコットを行う計画は存在しなかった。交渉の相手方たる配給業者には、認可を与えることに反対する者が多かった。

映画配給に関しては取引の公正性を確保するための行動規範（Code of conduct）が設定されており、この規範を管理する団体（Film Exhibition and Distribution Code Administration Committee）が存在し、紛争解決制度が設けられていた。ICAは本件認可の前から映画館経営者に代わって配給事業者との間で交渉を行うことがあった。また、構成員及びICAは守秘義務及び競争法以外の法律の規定を遵守する義務を負っており、ACCCによる団体交渉の認可はこれらの義務に影響を与えるものではなかった。

ACCCは、関連市場として、①映画館経営者に対して映画を供給する市場、及び、②消費者に対して映画館内で映画を上映するサービスを提供する市場があるとし、いずれについても地域レベルの市場及び全国の市場があるとした。ACCCは、申請時において、配給業者が各映画について配給に係る方針を決定し、ICAが構成員に代わって交渉を行うことがあること、ICAにおいて行われている情報交換及び団体交渉が競争法に違反しないかどうかを自分たちで検討しなければならない状態にあること、行動規範が存在すること等を認定し、団体交渉が行われなければこのような状況が維持されるだろうとした。

この上でACCCは、団体交渉がもたらす公益について、①取引費用を節減するとともに、②契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果があるとした。第1（①）の取引費用節減効果について、ACCCは、なかでも同様の状況におかれた映画館は同様の問題に直面する蓋然性が高いこと、及び、申請時においては独立系映画館は費用・時間がかかるために自己利益を追求しないままにおわる傾向があることを考慮した上で、団体交渉を行うことで同一の事項を複数回、交渉する必要性がなくなって取引費用及び時間が削減されること、また専門家の助言を得るために必要な費用等が節約する効果が生じうるとした。このような取引費用の低減効果のために、交渉がより包括的かつ効率的に行われるようになって、映画館にもその顧客にもより適した契約が締結されるようになる効果が生じ

うるとした。第2については、ACCCは、ICA構成員の大多数は小事業者であり、交渉上不利になりがちであることに照らして、計画される情報共有及び団体交渉によって、いかなる問題があるのかを明らかにし、その問題を提起することが容易になるとともに、情報の非対称性の問題が緩和され、契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果があるとした。

ACCCは、行動規範との関係性については、同規範に基づく紛争解決手続をとるかどうかについて、より合理的な判断を行うことが出来るようになるとし、加えて、本件計画が実現されることで、行動規範上の手続による場合に比較して、より早く紛争等を解決することができる効果も生じうるとした。

ACCCは、同時に、団体交渉等による社会への悪影響について検討し、①団体交渉を行うことはICA構成員・配給業者の任意であって、ボイコットも行われないうこと、②ICA会員が占めるシェアが29%であるのに対して主要配給業者は66%のシェアを占めること、及び、ICA構成員の行為には主要映画館経営者からの競争圧力が働いていること、③構成員と配給業者間では秘密保持契約が結ばれており、構成員間で共有される情報は限られていることに鑑みて、反競争効果ないし効率性低減効果という形で悪影響が生じる可能性は低いと判断した。

ACCCは、以上のような検討を踏まえて、公益が競争の減少により生じる社会への悪影響（公的損害、public detriment）を上回るとして、認可することとした。ただし、認可の期間については、技術、嗜好が変化等し、団体交渉の頻度等が変わる可能性を考慮して、5年とすることとした。

### 3. 適用免除を受けるための要件

#### 3.1 概観

オーストラリアでは、1974年取引慣行法の時代から、団体交渉に対して、競争当局が有する一般的な認可権限に基づいて認可が行われてきた<sup>19</sup>。現在の競争法では、団体交渉にか

<sup>19</sup> 早い時期の認可例として次のものがある。このうち第一の Concrete Carters Association (Victoria)事件では、庸車運転手らによる3社を相手方とする団体交渉について、競争当局（当時）である Trade Practice Commission は、業界横断的交渉については公益が公的損害を上回るとはいえず認可することはできないとする決定を行ったが、Trade Practice Tribunal は、庸車運転手から役務提供を受ける者は使用者に似た者（quasi employer）にあること、業界内の平和が乱されること（industrial disharmony）が起こらないようにすることは公益にあたること等を指摘しつつ原決定を覆した。Australian Road Transport Federation 事件決定（1982）及び Long Distance Road Transport Association 決定（1982）も庸車運転手の事例であり、Trade Practice Commission は上記 Concrete Carters Association (Victoria)事件 Trade Practice Tribunal 決定を引用しつつ、団体交渉を認可した。Re Concrete Carters Association (Victoria); G & M Stephens Cartage Ltd, [Trade Practice Commission Decision] C23421 & A21284 (10 Jan 1977), [Trade Practice Tribunal Decision] (1977) 2 TPC 395; Re Victorian Road Transport Association (A4021, 14 Apr 1980); Re Australian Road Transport Federation (1982) 1 TPR 168; Re Long Distance Road Transport Association (1982) 1 TPR 178; Re Motor Traders (1983) ARPR (Com) 50-063。これらに対して、Re

かる適用免除制度についての規定は、第 7 部におかれている<sup>20</sup>。団体交渉について適用免除を受ける方法には、届出 (notification) 及び認可 (authorisation) の 2 種類があり、届出制度にかかる規定は団体交渉について特に設けられているのに対して、認可制度は団体交渉に限らずに利用される。いずれの手続きによる場合であっても、競争消費者委員会の審査に服することになる。認可を与える際には、条件を付すことが出来る<sup>21</sup>。

審査の基準は、届出・認可でもほぼ同じであり（本報告書「資料 1」6-8 参照<sup>22</sup>）、これによれば、適用免除を受けるためには、行為により公益 (public benefit) が生じ又は生じそうであって、その公益が、行為により生じ又は生じそうな競争減殺による公共に与える損害 (detriment to the public constituted by any lessening of competition)（「public detriment (公的損害)」とよばれる。）を上回ることが必要である<sup>23</sup>。要するに、公的損害を上回る公益があることが必要とされている。この審査基準は、「公益 (public benefit) テスト」ないし「純 (正味) 公益 (net public benefit) テスト」と呼ばれる<sup>24</sup>。

---

*Edwards* (1985) ATPR (COM) 50-094 では、これらの庸車運転手の事例と異なって団体構成員は独立した事業者 (independent contractor) であるとし、定型約款が使われてはいるものの競争の余地は存在するなどとして、団体交渉を認可しなかった。共同ボイコットに関して認可申請が行われた初期の事例には、*Re A.C.T. Medical Association (A91, 31 Jan 1975)*がある。この事例では、医師が一定の業務を提供しないことを取り決める合意について認可を申請したが、Trade Practice Commission は、公益が公的損害を上回るとはいえないとして認可を行わなかった。

<sup>20</sup> *Competition and Consumer Act 2010* (Cth) pt 7.

<sup>21</sup> 条件が付された例について、「資料 3 (認可)」参照。

<sup>22</sup> 「資料 1」には、2017 年 11 月改正前の規定も参考までに記載した。この改正までは、共同ボイコットについては別の規定 (exclusionary provision) によって規制されており、認可にかかる規定も団体交渉にかかるものと共同ボイコットにかかるものとで異なっていた。すなわち、団体交渉の場合については、競争減殺による公共に与える損害と公益とを比較することとされていたのに対して (改正前 90 条 5A・5B 項・同 6 項)、共同ボイコットについては競争減殺によるかどうかを問わず審査をするという規定になっており (改正前 90 条 7 項 (「資料 1」5) 参照)、後者については競争減殺による公共に与える損害でないものも含めて公的損害一般と公益とを比較することとされていた。

*Australian Association of Pathology Practices Incorporated* (2004) ATPR 41-985 at [93]. 2017 年 11 月改正後により共同ボイコットはカルテル規定により規制されることになり、現在の認可基準ではこのような区別はなくなったようである (「資料 1」6 参照)。

<sup>23</sup> 関連する規定では、競争規定については競争への悪影響がない場合も適用免除を受けることが出来るとされているが、カルテル規定の適用がある行為についてはこの場合にあたるとして適用を免除することは認められていない。なお、オーストラリア競争法上、団体交渉は、通常、カルテル規定に該当する行為とみられている。See, e.g., *Competition Policy Review (Harper Review), Final Report* (31 March 2015) <[http://competitionpolicyreview.gov.au/files/2015/03/Competition-policy-review-report\\_online.pdf](http://competitionpolicyreview.gov.au/files/2015/03/Competition-policy-review-report_online.pdf)> p 399.

<sup>24</sup> 競争規定が適用される行為について認可を受ける場合には、競争を実質的に制限する効果がないとして認可を受けることが可能だが、カルテル規定が適用される行為については必ず純公益テストによることになる。93AC 条 (旧 90 条)。団体交渉届出については、法律の規定上、競争を実質的に制限する効果がないことから届出を維持するという方法はとることができない規定ぶりとなっている。

「資料 1」5-7 参照。

このテストがいかに行われるかは次項以下で詳しく検討するが、概していうと、適用免除は、典型的には、①交渉の相手方たる事業者が定型約款を一方的に設定し交渉の余地を与えないままこれに応じる役務提供者と取引をしており、このために交渉団体の構成員間で取引条件をめぐる競合いを行う余地が殆どなく、②交渉相手方及び構成員が市場において占める位置が強くなく、③交渉を行うことで契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果とこれによる効率性の改善が期待でき、④交渉のいずれの側についても団体交渉の参加及び交渉結果の採否について形式的にも実質的にも強制的契機がなく、⑤共同ボイコットを伴わない場合に認められてきているといえる。また、本稿執筆にあたり詳しく検討した認可手続利用事例では、ほとんどの場合において損害がそもそも少ないと評価されている。

このテストで行われるのは、公益と公的損害の比較衡量であり、競争促進効果と反競争効果の比較衡量ではない。ただ、公的損害については、前述したように、基本的には競争減殺から生じる公的損害と規定されている<sup>25</sup>。公益は、様々なものを含むとされているが、効率性改善効果を検討することが通常である。

公益を判断する際に交渉が実際に行われるかどうかを考慮する必要はないものとされている<sup>26</sup>。ACCCによれば、純公益テストは、計画されている団体交渉が実際に行われるならば公益が公的損害を上回るかどうかを審査するものであって、実際に交渉が行われるかどうかは考慮要因にならない。ACCCは、さらに、実際には交渉が行われない可能性があることを理由として公益が低いと評価することはしないと述べたことがある<sup>27</sup>。また、交渉の相手方は、特定の事業者である必要はなく、専門家団体間で業界において利用される標準的契約を共同で作成することとして団体交渉の申請を行い、認可された事例がある<sup>28</sup>。

## 3.2 申請手続き－届出・認可制度－

### 3.2.1 はじめに

適用免除を受けるための手続きには、届出（notification）と認可（authorisation）がある。手続きの詳細は、競争法第7部に規定されている。前者は簡便な手続きであって、参加者が一定の規模以下であるといった一定の条件を満たす場合に限り利用することができる。

2017年11月競争法改正まで、ACCCの認可権限はカルテル規定及び競争規定に限られており、市場支配力を濫用する行為について認可して適用免除を行うことができなかった。法改正により認可の権限は拡大されたが、改正からまだ日が浅いこともあり、市場支配力濫用

---

<sup>25</sup> 共同ボイコットについては規定が異なっていたことについて注22参照。

<sup>26</sup> *Re Queensland Sugar Limited & Ors* (A91577, 14 Jun 2017); *Re Australian Newsagents Federation Ltd* (A91134, 16 Jul 2009).

<sup>27</sup> *Re Australian Newsagents Federation Ltd* (n26).

<sup>28</sup> *Re Australian Writers' Guild Limited* (A91573, 23 Jun 2017); *Re Screen Producers Australia (SPA)* (A91484 & A91492, 13 Aug 2015); *Re Australian Directors Guild Limited (ADG)* (A91499, 13 Aug 2015).

があるかどうかという観点から検討を行った事例は執筆時点では見受けられなかった。なお、いうまでもないが、適用免除は競争法上の一定の規定の適用を免除するというものであり、他の法律ないし契約上の責任が免じられることはないし、団体交渉に応じる義務が生じることになるわけでもない（「資料2」表1参照）。

団体交渉に対して適用免除を付与するための手続きについては、何度か改正が行われている。もともとは認可制度<sup>29</sup>のみであったところ、2007年の法改正により、より簡便な手続きで適用免除を付与することで、団体交渉制度の利用を促すことを意図して届出制度が導入された<sup>30</sup>。

### 3.2.2 届出

届出制度は、原則として、交渉相手方との年間取引総額がAUD3百万ドル以下の場合に限って利用することができる。届出を行うことが出来る者などについても制限がある（「資料2」表1及び5以下参照）。届出を行うと、ACCCがこれに対して異議を行わない限り、受理日から14日後（ただし、共同ボイコットも行うこととしている場合には、60日後）に適用免除の効果が発効する。届出に対しては、条件を付すことはできない（ただし、申請される行為に共同ボイコットが含まれている場合は、この限りでない）。

ACCCは、純公益テスト（前記3.1参照）を満たさないと判断する場合には、届出に対して異議を行うことができる。異議を行うこととする場合には、これに先立ち、案が示され、意見聴取の機会が付与される（「資料2」5参照）。このような手続きを経た上で、ACCCが異議を行うことを正式に決定して発出すると、直ちに届出による適用免除の効果が失われる。ACCCは、異議を唱えないことを決定する場合にも、その旨を公表している。異議を唱えないこととする決定文書は、数ページの簡易なものであり、内容的にも定型的なものとなっていることが多い。

### 3.2.3 認可

届出手続を利用できない場合には、認可の申請を行うことになる。認可申請が行われた場合には、第三者からの意見公募が行われ、求めがあれば会議も開催するなどして、慎重に純

---

<sup>29</sup> *Trade Practices Act 1974* (Cth) s 88(1); *Competition and Consumer Act 2010* (Cth) ss 88 (1)-(1A).

<sup>30</sup> *Trade Practices Act 1974* (Cth) pt 7 div 2 sub-dib B; *Competition and Consumer Act 2010* (Cth) pt 7 div 2 sub-dib B. 届出制度は、Trade Practices Act Review Committee, *Review of the Competition Law Provisions of the Trade Practices Act* (2003) (Dawson Report)の提言を受けて導入された。詳細について次の文献を参照。Shae McCrystal, *Collective Bargaining and the Trade Practices Act: The Trade Practices Legislation Amendment Act (No 1) 2006* (Cth), 20 AJLL [Australian Journal of Labour Law] 207 (2007).



公益テストを満たすか否かの審査が行われる（「資料 2」6 参照）。審査結果には理由が付され、全体として 30 頁を超える詳細な決定書が出されることもしばしばある<sup>31</sup>。

認可申請に対しては、条件を付することができる。条件付認可がされた事例は、多くはない（「資料 3（認可）」参照）<sup>32</sup>。もっとも、条件を付されない限り団体交渉ないしこれに関係する行為を無限定に行うことができるわけではない。認可申請時に、たとえば相手方別に交渉団体を組織して交渉を行うものであること、ボイコットを行う計画はないこと等を明らかにして、これらを前提にして認可が行われた場合には、そのような内容・態様の行為のみが適用を免除されていることになる。

認可の決定文からは、ACCC が、最終的な決定を行う前に申請者に対して問題があるかどうかを明らかにし、申請者はこれを受けていかなる行為を行おうとするのかの明確化をはかったり、一定の行為を行わないことを決めたりしている状況を伺うことができる。条件賦課の如何にかかわらず、最終決定が出されるまでの過程で、事実上、ACCC の意見を反映した計画内容の変更が行われている可能性がありそうである。たとえば、Queensland Cane Growers Organisation 事件 ACCC 決定(2017)では、申請者は、団体交渉を通じた条件決定を州のレベルでも行うことを考えていたが、申請から決定までの過程で、地域レベルにとどめ州レベルでは行わないことが明らかにされるに至っている<sup>33</sup>。また、共同ボイコットについても、決定に至るまでに申請が取り下げられた事例がある<sup>34</sup>。

認可の期間は通常、5 年（ただし、認可済み事例について期間を延長する申請にあたる場合等には裁量でより長い期間とすることもある。）とされている<sup>35</sup>。10 年の認可が行われる

---

<sup>31</sup> 2010 年 1 月 1 日以来の ACCC 決定 79 件中、決定書が 30 頁を超えたものは 26 件だった（表紙を含む）。ボイコットの計画がある場合やターゲット等が反対している場合に長文になる傾向があるようである。近時、長い決定書が出された例に次のものがある。*Re Independent Cinemas Australia Inc.*(n 18) (48 頁) ; *Re Victorian Farmers Federation - Horticulture Group - Australian Processing Tomato Growers' Branch* (A91270, 24 Feb 2012)(53 頁) ; *Re Dairy Western Australia Ltd* (A90961 & A90962, 20 Feb 2006)(78 頁)。

<sup>32</sup> 条件の賦課は、公益がありそうであるものの、公的損害が生じる可能性もある中で、一定の措置を講じれば公的損害を小さなものとするところができる場合に、そのような措置が条件として付した上で認可する形で行われていることが多い。過去には、交渉団体の構成員の占める割合が関連する役務供給の市場において比較的高く、かつ、交渉の相手方（役務の提供を受ける者）が複数存在する場合において、交渉団体を相手方別に構成することを条件とした上で認可を与えた例がある。*Re Australian Dairy Farmers Ltd* (A91263, 4 Aug 2011); *Re Victorian Farmers Federation* (A91214, 21 Apr 2010); *Re Milk Vendors Association (SA) Inc.* (A90927, 27 Apr 2005). See also *Re Australian Newsagents Federation Ltd* (A91174, 2 Sep 2009)(新聞販売店による共同購買、相手方別に交渉団体を構成することを条件として認可)。

<sup>33</sup> *Re Queensland Cane Growers Organisation Ltd.* (A91558, 13 Apr 2017). ACCC の最終決定では、団体交渉等が地域レベルに限定されており州レベルでは行われぬことも考慮して認可が行われた。

<sup>34</sup> *Murray Billing Transport & Ors* (A91571 & A91572, 19 May 2017); *Re Tasmanian Forest Contractors Association Limited* (A90973 & A90974, 22 Feb 2006) ; *Re Dairy Western Australia Ltd* (n 31)。

<sup>35</sup> 「資料 2」6 参照。

事例は少なくない（「資料3（認可）」参照）。10年間の認可が与えられた事例には、申請者自身は5年間の認可を申請していた事例がある<sup>36</sup>。また、期間の延長ではないものの、類似の事例が過去にある申請について、10年間の適用免除を認めた例がある<sup>37</sup>。

認可については、労働組合も申請を行うことができる（届出は行うことができない）。実際に、庸車運転手については、ほぼ全ての事例において労働組合が申請を行っている（「資料3（認可）」参照）。団体交渉を受ける相手方（ターゲット）も、団体交渉構成員から代理権を与えられている場合には申請を行うことができ、実際にターゲットによる申請が行われている<sup>38</sup>。

### 3.3 団体交渉：純公益テスト

#### 3.3.1 はじめに

本節以下では、ACCCにおいて申請に対する実体的審査がいかに行われているかを検討する。届出手続きによる申請が行われた場合にも、ACCCは、異議を唱えないという決定を理由付きで行っており、これも公表されている。もっとも、前記3.2.2及び3.2.3で述べたように、届出についての決定書は短く定型的内容であるのに対して、認可申請に対する決定文は、より詳細な内容であることが多い。このため、以下では、認可申請に対するACCCの決定を主として検討する<sup>39</sup>。また、ACCCは、小規模事業者に向けて団体交渉の認可・届出ガイドラインを公刊しており（「資料2」（全訳）参照）、この内容も適宜、参照する。

「純公益テスト」を満たすどうかの審査は、①団体交渉が行われない場合と行われる場合のそれぞれにおいてどのような状況が実現されそうかを明らかにし（「future with / without」テスト）、②市場画定（market definition）を行い又は行為による影響が及ぶと考えられる役

<sup>36</sup> See e.g., *Re TAB Agents Association of New South Wales* (A91430, 13 Aug 2014); *Re Victorian Association of Newsagents (VANA Ltd)*(A91426, 16 Jul 2014); *Re Victorian Association of Newsagents (VANA Ltd)* (A91399, 21 May 2014); *Re Lottery Agents Queensland Ltd* (A91397, 16 Apr 2014); *Re Australian Medical Association Limited & Ors* (A91392, 19 Mar 2014).

<sup>37</sup> See, e.g., *Re South Australian Baiada Growers Group* (AA1000403-1, 20 Dec 2017); *Re W.A.T.A.B Agents' Association Incorporated* (A91463, 17 Dec 2014).

<sup>38</sup> *Re CSR Building Products Ltd* (A90964 & A90965, 31 Aug 2005). 代理権の付与も団体構成員となるべき者の同意もなく団体交渉の認可申請を行い、申請資格がないとして認可が行われなかった事例がある。*Re Bartter Enterprises Pty Ltd and Ors* (A90901-A90905, 3 Mar 2005). この決定以来、ターゲットによる申請は減っているようではある。この決定前のターゲットによる申請例として、次の例がある。*Re Inghams Enterprises Pty Ltd* (A90888, 19 May 2004); *Re CSR Limited* (A90808, 10 Jun 2003); *Re Inghams Pty Ltd & Ors* (A90800, 8 Oct 2002); *Re Inghams Enterprises Pty Ltd* (A90659, 17 Mar 1999).

<sup>39</sup> 本ディスカッション・ペーパーでは、団体交渉及びこれと一体として行われる共同ボイコットについてのみ検討しており、経営を共同化したり、交渉以外の事項について事業提携を行うこととしたりして、これに伴って料金の統一をしたり、契約締結交渉を一体として行ったりする事例は射程外としている。このような事例として、*Re The Royal Australian College of General Practitioners* (A91024, 23 May 2007)（医師が共同で医院を設営し、これに伴い医師間で料金を同じくすることにかかる認可事例）がある。

務、地理等の範囲を明らかにし、③公益、④公的損害を検討した上で、⑤公益と公的損害を比較考量する (balancing) , という順序で行われることが通例である<sup>40</sup>。

### 3.3.2 「Future with / without」テスト

公益についても、公的損害についても、団体交渉が行われることにより生じるものでなければならぬとされる。このことから、団体交渉がいかなる変化をもたらすのかを明らかにすることが必要とされ、このために団体交渉が行われる場合と行われない場合のそれぞれについて、いかなる状況が将来的に実現しそうかを比較するという検討が、まず、行われる<sup>41</sup>。ACCC がいうように、これは、団体交渉が行われなければありえた状態と団体交渉が行われれば実現する状況とを比較する「counterfactual」分析である<sup>42</sup>。

認可された事例では、団体交渉が行われなければ、取引相手方が交渉を経ることなく作成した定型約款により契約締結が行われることになる、ないしは、構成事業者が個別に交渉を行うことになる (ただし、この際、構成事業者は効果的な形で交渉過程に関与できない) のに対して、団体交渉があれば、実質的な交渉団体と相手方との間で交渉が行われることになるとされている例が多い<sup>43</sup>。

### 3.3.3 関連市場の画定等

関連市場は、交渉団体の構成員による役務提供に関するものと交渉の相手方 (ターゲット) に関するものについて画定されることが通常である (上記 2.2 事例参照)。団体構成員から供給を受ける側の市場 (買手市場) について検討している例は、多くはない<sup>44</sup>。もっとも、明示的に買手市場を画定しない場合にも、公益ないし公的損害が生じるかどうかを検討する過程や、これらの分析の前の背景を説明する中で、団体構成員が他の取引先等と取引を行おうとすれば必要となる投資、ノウハウ等にふれて代替的取引先を確保することの難易に触れたり、団体構成員が供給する商品・役務の購入先として有力である事実に触れたりしている例はある。

---

<sup>40</sup> なお、③・④の関係を逆にして、まず公的損害を検討して次に公益を審査した例もある。See, e.g., *Re Australian Dairy Farmers Limited* (A90966, 26 Apr 2006); *Re CSR Building Products Ltd* (n 38); *Re Victorian Farmers Federation* (A40093 & A90931, 3 Mar 2005).

<sup>41</sup> 認可ガイド(原文 38 頁)参照。

<sup>42</sup> See ACCC, *Re Victorian Farmers Federation* (n 40) p. 18.

<sup>43</sup> 団体交渉を行うことを認める事業法が存在することなどから、どちらにしても団体交渉が行われる可能性があることを指摘する例もある。他方では、このような事業法が存在していても、事業法上、認められる団体交渉の範囲が不確実であったり、団体交渉が認められている範囲が限定的であったりするために、競争法違反の疑いが払拭できず、交渉は限定的な範囲では行われないことになる可能性を指摘しつつ、申請された団体交渉はこれと比較してより広い範囲で又はよりよく構成事業者から得られる情報を反映するものとなるとする決定例もある。See *Re Queensland Cane Growers Organisation Ltd* (n 33).

<sup>44</sup> このような市場画定を行った事例として、*Re Queensland Cane Growers Organisation Ltd* (n 33); *Re Media Entertainment and Arts Alliance* (A91204, 26 May 2010)がある。

市場の範囲を厳密に明らかにするかどうかにより影響が変わることはないものであり、厳密な市場画定は不要として、関連市場がどの範囲であるかの厳密な検討を行わないまま結論を出している例が多いようである<sup>45</sup>。特に近時は、市場画定において需要代替等を考慮する必要があるとされた例はないし、実際にもこれを一貫した形で厳密に検討する例は見当たらない。関連市場がどこになるかについて、申請者と意見提出者（利害関係者）との間で意見が分かれており、これに対して ACCC が一定の見解を示すことがあるが、この場合でも ACCC が詳細ないし具体的な理由を付して自己の見解を確定的に示すことは稀である。市場画定の段階で経済分析等が用いられたり、仮想的独占者テスト（SSNIP）テストが用いられることは近年 15 年の事例には見当たらない<sup>46</sup>。

### 3.3.4 公益（public benefit）の検討

#### (1) はじめに

公益とは、「社会全般にとって価値のあるいかなるものも含まれ、効率性や進歩の達成を主たる内容とするものを含めて社会的に追及される目的の達成に資するものを含む（anything of value to the community generally, any contribution to the aims pursued by society including as one of its principal elements ... the achievement of the economic goals of efficiency and progress）」<sup>47</sup>。

ACCC の近時の判断の傾向については次項以下で詳しく検討するが、概ね、効率性を改善し、最終的には消費者にも利益が及ぶようなものが公益として考慮される傾向にあるといえる。典型的には、契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果及び取引費用削減効果とこれらの効果を通じた効率性改善効果が、公益として考慮されている。情報の非対称性の問題を改善すること、医療サービスの地域的偏在を解消することが公益とされた事例もある。これ以外の便益（交渉力格差、投資促進、紛争の発生を抑制する効果等）があると生じる例もあるが、このような効果は、より多くの情報が契約締結過程で利用可能になることに伴って生じるとされていることが多い。

<sup>45</sup> 認可ガイド（原文 39 頁）でも、市場画定を精確に行うことができるのは稀であるとともに、精確な画定は行うことなく行為により影響が及ぶ範囲を明らかにすれば十分であると指摘されている。

<sup>46</sup> ACCC は、合併ガイドラインでは、仮想的独占者テストによる市場画定方法を説明している。ACCC, Merger Guidelines (November 2008, as amended November 2017) <<https://www.accc.gov.au/system/files/Merger%20guidelines%20-%20Final.PDF>> 15-16. 認可ガイド（原文 39 頁）では精確な市場画定が必要な場合には、合併ガイドに沿ってこれを行うこととしている。

<sup>47</sup> *Re 7-Eleven Stores (Australian Association of Convenience Stores)* [1994] ATPR ¶ 41-357, 42677.

公的損害は、団体交渉については、条文上、競争を制限することから生じるものとされており、決定文でも反競争効果という言葉が用いられるが、公益については、競争促進効果という言葉が使われる例は多くはないようである<sup>48</sup>。

### (2) 契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果

取引にかかる交渉ないし契約締結の過程において、より多くの情報が利用できるようになることは、非常に多くの事例において、団体交渉が生じさせる公益と評価されている<sup>49</sup>。このような情報には、どのような取引条件を望んでいて、いかなる条件であれば取引ないし相手方の要求に応じることができると考えているのか、団体構成員がおかれた経済状況、取引される商品・役務にいかなる改善の余地があるか等、様々なものが含まれる。ACCC 決定には、団体構成員が相手方と取引を行う上で共通に生じる契約上の問題を明らかにして、それへの対処をより効率的にはかること、さらにこれらの問題に対応する契約案を団体として相手方に提示することにより、契約により多くの情報（インプット）を投入することができるようになるとした事例がある<sup>50</sup>。

このような公益は、なかでも定型約款を相手方が一方的に提示し、団体構成員が交渉をしたり、これに変更を加えたりする余地が与えられることなく、契約締結に至っている中—典型的には、「提示された条件を受け入れるか、断るか（take it or leave it）」という選択肢しか提示されていないとき—で、団体で交渉するようにすることで、契約内容を決定する過程に双方が参加できるようになり、この中で団体構成員側の要請、状況等がよりよく反映されそうであると考えられる場合に、団体交渉によって生じる公益として認められる傾向がある。ACCC は、団体構成員が個別に交渉すると時間・費用がかかり、団体構成員はこのような交渉を行うためのスキルをもちあわせておらず、情報上及び取引の地位に格差がある等の要因を団体交渉が解決ないし緩和することから、このような効果が生じうるとみている<sup>51</sup>。

### (3) 取引費用の削減効果

ACCC は、近年の認可事例の多くにおいて、団体交渉により取引費用が削減されるとしている<sup>52</sup>。取引費用は、典型的には、団体構成員が個々に契約締結又は更改に向けて交渉を行っていたらかかった費用・時間を、団体との間で交渉することによって節減できるということを意味する。もっとも、取引費用には、契約締結・更改過程で生じる費用のみならず、取引を行っている間に生じる紛争解決の費用、モニタリング費用も含まれる（「資料 2」 4

<sup>48</sup> 例がないわけではない。See, e.g., *Re Queensland Cane Growers Organisation Ltd* (n 33).

<sup>49</sup> 「資料 3（認可）」（「インプット増」に丸が付された事例）参照。

<sup>50</sup> *Re Transport Workers Union of Australia SA/NT Branch* (A91588, 23 Nov 2017); *Re Transport Workers Union of Australia SA/NT Branch* (A91589, 23 Nov 2017).

<sup>51</sup> 「資料 2」 4 参照。4.2 に掲載する事例も参照されたい。

<sup>52</sup> 「資料 3（認可）」（「取引費用削減」に丸が付された事例）参照。

参照)。ACCC 決定では、交渉団体ないしその構成員が法的助言等専門的なアドバイスをより効率的に受けることができるようになること（また、そもそも個別的にはかようなアドバイスを受けることができなかつたところ、団体として行うことで受けることができるようになること）、交渉団体ないしその構成員側において監視（モニタリング）にかかる費用が節減できること、共同で紛争が生じた場合の解決のための制度を設けることにより紛争解決費用を節約すること等も、取引費用の削減効果の一種としてとらえられている<sup>53</sup>。

交渉を団体で行うことにすれば交渉の回数が減るはずであり、団体交渉は常に取引費用削減効果をもつのではないかとも思われる。しかし、ACCC は、必ずしもそのようには判断していないようであり、認可決定中で、取引費用削減効果は大きくはないと指摘する例がある<sup>54</sup>。たとえば、従前から定型約款による取引をしていることから、団体交渉を行い一括して取引を行うことによる取引費用削減効果は（殆ど）無いと判断される例がある<sup>55</sup>。もっとも、定型約款が用いられることが通常ではあっても、個別に交渉するのであればそれにかかる取引費用が削減されるとする例や<sup>56</sup>、団体交渉を行えば契約によりよく反映されることになるのであるから定型約款を用いた場合と団体交渉の結果とは異なるとして取引費用の削減効果を認めた例もある<sup>57</sup>。

相手方・交渉事項が同一又は類似する複数の交渉団体が構成されているがために複数の団体交渉が行われる場合については、交渉団体が単一である場合に比較すれば取引費用の削減効果は小さくなる（可能性がある）ことを指摘しつつも、なお取引費用の削減効果はあるとされた例がある<sup>58</sup>。

#### (4) 情報の非対称性の是正、より多くの情報に基づく判断がなされるようになること等

情報の非対称性（information asymmetry）の改善や、「Better informed market」という公益が生じると指摘されている事例がある（「資料3（認可）」参照<sup>59</sup>）。後者は、交渉への参

<sup>53</sup> 紛争解決機能に着目する例として次の事例がある。Re *W.A.T.A.B Agents' Association Incorporated* (n 37); *TAB Agents Association of New South Wales* (n 36).

<sup>54</sup> 取引費用削減効果に全くふれることなく認可する例もあるが、この事例では、契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果に取引費用削減効果を包摂して考えている可能性もある。もともと情報がよりよく反映されるようになる効果と取引費用削減効果とは画然と区別されるようなものでもないといえよう。

<sup>55</sup> Re *The South East Potato Growers Association* (A91057, 29 Aug 2007); Re *Golden Casket Agents Association Ltd* (A90853, 4 Sep 2003); Re *Australian Hotels Association (NSW)*(A90837, 27 Jun 2003).

<sup>56</sup> Re *Media Entertainment and Arts Alliance* (n 44).

<sup>57</sup> Re *LPO Group Limited* (A91583 & A91584, 9 Nov 2017).

<sup>58</sup> Re *Lottery Agents Association of Victoria Inc. t/a Lottery Retailers Association* (A91425, 10 Sep 2014); Re *Victorian Association of Newsagents (VANA Ltd)*(A91426) (n 36); Re *Victorian Association of Newsagents (VANA Ltd)* (A91399) (n 36); Re *Lottery Agents Queensland Ltd* (n 36); Re *Queensland Newsagents Federation* (A91353, 11 Jul 2013).

<sup>59</sup> 資料3（「情報非対称性」に丸が付された事例）参照。このような効果は、契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果ないし取引費用削減効果に含めて考えることもできそうであるが、ACCC はこれらとは別に検討した例があるため、本稿でも別に扱っている。

加者（なかでも、団体構成員）がより多くの情報を入手した上で取引上の判断を行うことができるという意味で用いられている。情報は、取引条件に直接関する情報は勿論のこと、市場の状況にかかる情報であることもある。

(5) その他の考慮事項（地域的偏在の解消、長期的な競争力の維持等）

地方（rural area）における一般医師の勤務条件等について団体交渉を認可した事例では、団体交渉が地方における医師の確保につながるものであり、これが公益とされている<sup>60</sup>。これらの事例では、ACCCは、団体交渉を行うことで、契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果があること、取引条件が改善することで医師が地方に留まるインセンティブとなること、取引の条件の不確実性が減少すること等の理由から、地方における医師が確保されるとしている<sup>61</sup>。

申請者の主張する公益が、それ自体としてではなく、契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果（上記(2)）を通じて実現するとしている例は、少なくない。例えば、顧客サービスや商品のラインナップが充実するという公益があるとの主張について、ACCCが、団体交渉を行うことからこのような効果が生じるというよりは、より多くの情報が利用可能になることから顧客サービス改善等の効果も生じると判断した例がある<sup>62</sup>。

一方的行為ないし交渉の余地がない場合や定型約款が用いられる場合、さらにはこのような事例において交渉団体の構成員にとって不利な条件等が設定されているときに、団体交渉によって交渉上の地位を強めて、このような状況を改善するということが公益と主張された例は少なくない<sup>63</sup>。ACCCは、近時は、これらをそれ自体として公益とすることはせず<sup>64</sup>、契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果を通じて効率性が改善され、これが消費者に望ましい結果（品質改善、選択肢増大等）につながりうることに着目し、これをもって公益としている傾向がある。例えば、APESMA事件（後記4.2.3参照）では、交渉力格差の解消はそれ自体として公益にあたるものではないとしつつ、交渉力格差の解消が最終的に競争促進効果につながることを認めて認可を行っている<sup>65</sup>。また、団体交渉が行われなければサービスを維持することができなかつた一定地域への商品等の提供が行われるようになって、

<sup>60</sup> 「資料3（認可）」（類型・医師）の事例を参照。

<sup>61</sup> 同上。

<sup>62</sup> *Re Lottery Agents Association of Victoria Inc.* (A91126, 3 Jun 2009); *Re Transport Workers Union of Australia SA/NT Branch* (A91146 & A91179, 9 Sep 2009).

<sup>63</sup> See, e.g., *Re WA TAB Agents' Association Inc.* (A90952, 30 Jun 2005)（団体の構成員の福利が増大しそれが社会的にも望ましい効果をもたらすという主張が受け入れられなかった事例）。

<sup>64</sup> See, e.g., *Re Inghams Enterprises Pty Ltd* (A90888)(n 38); *Re Golden Casket Agents Association Ltd* (n 55); *Re Australian Hotels Association (NSW)*(n 55).

<sup>65</sup> *Re The Association of Professional Engineers, Scientists and Managers, Australia (APESMA)*(A91402, 4 Jun 2014). See also *Re WA TAB Agents' Association Inc.* (n 63)（報酬の増加が品質改善につながり、これが公益になることが認められた事例）。

消費者が利益を受けることができると考えられる場合には、それを公益とされることはありえるのであり、過疎地域における医療サービスの確保（上記）は、このような判断の典型例といえることができそうである。

オーストラリア競争法は非良心的行為（*unconscionable conduct*）を禁じている<sup>66</sup>。認可申請事例には、申請者が団体交渉を行うことで非良心的取引が行われることを防ぐという公益があると主張したが、ACCCは非良心的取引が現にあることが示されていないため考慮しないとした例がある<sup>67</sup>。他方で、交渉力不均衡の緩和と契約等に情報がよりよく反映されるようになることから、団体構成事業者に対して不公正な取引条件が課される可能性が減るといふ公益が生じるとした事例もある<sup>68</sup>。

事業分野における役務提供者とこれを受ける者の間の友好関係ないし平和（*industrial harmony*）を確保することについて、ACCCは、考慮要因となることを抽象的には認めている<sup>69</sup>。もっとも、近時の認可申請例を見る限りは、このような主張が行われることは多くはないようであり、また、行われたとしてもACCCがこれを公益と認めることは多くはない<sup>70</sup>。

### 3.3.5 公的損害（*public detriment*）の検討

#### (1) はじめに

公に対する損害（*public detriment*）は、法律上、競争を実質的に制限することにより生じるものとされている<sup>71</sup>。ACCCは、認可事例においては、団体交渉が常に公的損害を生じさせるとはみておらず、可能性の指摘をした上で、計画・状況等に照らしてそのような可能性はあるのか、あるとすればどの程度深刻なものなのかを、個別具体的に判断する必要があるという立場をとっているように見える<sup>72</sup>。反競争効果の発生についても、直近20年の事例で

<sup>66</sup> *Competition and Consumer Act 2010* (Cth) sc 2 pt 2-2.

<sup>67</sup> *Re Australian Hotels Association (NSW)*(n 55).

<sup>68</sup> *Re Transport Workers Union of Australia SA/NT Branch* (n 62)

<sup>69</sup> 前出注 19 参照。See also *Re CSR Limited* (n 38)(肯定例)。

<sup>70</sup> このような公益が否定された例として次の事例がある。*Re Australian Newsagents Federation Ltd* (n 32); *Re Australian Newsagents Federation Ltd* (n26); *Re Queensland Newsagents Federation Ltd* (A91117, 22 Apr 2009); *Re Inghams Enterprises Pty Ltd* (A90888) (n 38); *Re Australian Hotels Association (NSW)* (n 55).

<sup>71</sup> 共同ボイコットについてはこのような限定がなかったことについて、前出注 [2017年改正と審査基準変更に関する注] 参照。

<sup>72</sup> 可能性のみを指摘した例として、次注で引用する事例のほか、次の事例を参照。*Re Independent Cinemas Australia Inc.* (n 18); *Re Murray Billing Transport & Ors* (n 34); *Re TLS Association Pty Ltd & TLA Australia Ltd* (A91521, 24 Mar 2016); *Re Transport Workers Union of Australia SA/NT Branch* (A91514, 4 Feb 2016); *Re Liquor Stax Australia Pty Ltd* (A91488, 1 Jul 2015); *Re The Association of Professional Engineers, Scientists and Managers, Australia (APESMA)* (n 65); *Re Australian Newsagents' Federation Limited* (A91349, 20 Mar 2013).



は、必ず生じるというのではなく、反競争効果が生じることがあるというように可能性の指摘にとどめている例が多い<sup>73</sup>。

損害の具体的内容としては、価格が高くなり選択肢が減少すること<sup>74</sup>、団体構成員が異質であるにもかかわらず同一内容の契約にしてしまうこと（one size fits all）で効率性が損なわれること<sup>75</sup>、価格がもつシグナル効果（price signals）を損なうこと<sup>76</sup>をあげる例がある。新規参入に関する事項を話し合うことを予定する団体交渉事例において、参入阻止効果が指摘されたこともある<sup>77</sup>。

このような公的損害が生じるかどうかを判断する上では、現在の交渉の水準、参加するかどうかを自主的（voluntary）に決めることができること、交渉団体の構成員が全体として関連市場（影響の及ぶ範囲）において小さな割合（低い地位）を占めるに過ぎないこと、共同ボイコットが行われない等が考慮される（次項参照）。

ACCC が団体交渉を認めないことは殆どない。また、近年 20 年の事例を見る限り、ほとんどの事例において公的損害が少ないという判断が行われており、かなり大きい公的損害が生じるがそれを公益が上回るという判断が行われることもほとんどない。つまり、相当程度の公的損害が生じると判断された例は殆ど存在しない。Rural Doctors Association of Australia 事件（2013）は、公的損害が相当程度になると判断された珍しい例である<sup>78</sup>。この事例では、一般医師が地方医療にかかる役務の提供について病院ないしそのネットワークを相手方とし

---

<sup>73</sup> See, e.g., *Re Independent Cinemas Australia Inc.* (n 18); *Re Australian Writers' Guild Limited* (n 27); *Re Murray Billing Transport & Ors* (n 34); *Re TLS Association Pty Ltd & TLA Australia Ltd* (n 72); *Re Transport Workers Union of Australia SA/NT Branch* (n 72); *Re Liquor Stax Australia Pty Ltd* (n 72); *Re The Association of Professional Engineers, Scientists and Managers, Australia (APESMA)* (n 65); *Re Australian Newsagents' Federation Limited* (n 72); *Re Western Australian Broiler Growers Association Incorporated* (A91262, 16 Jun 2011); *Re Liquor Stax Australia Pty Ltd* (A91237, 6 Oct 2010); *Re Rural Doctors Association of Australia Limited (RDAA)* (A91078, 14 May 2008); *Re The South East Potato Growers Association* (n 55).

<sup>74</sup> *Re Premium Milk Ltd* (A91236, 22 Sep 2010).

<sup>75</sup> *Re Australian Writers' Guild Limited* (n26); *Re Western Australian Broiler Grower Association Incorporated* (A91527, 31 May 2016); *Re Australian Directors Guild Limited (ADG)* (n 28); *Re Australian Writers' Guild Limited* (A91274, 25 Jan 2012).

<sup>76</sup> *Re Australian Newsagents Federation Ltd* (n26); *Re Western Australian Broiler Growers Association Incorporated* (n 73); *Re Liquor Stax Australia Pty Ltd* (n 73); *Re Victorian Farmers Federation* (n 32); *Re Rural Doctors Association of Australia Limited (RDAA)* (n 73). なお、カルテル規定に該当する行為及び届出については、競争を実質的に制限する効果がないとして認可を行うことは法律上、できないことについて、前出注\*参照。

<sup>77</sup> *Re Queensland Newsagents Federation* (n 59); *Re Lottery Agents Association of Victoria Inc. t/a Lottery Retailers Association* (n 58); *Re Victorian Association of Newsagents (VANA Ltd)* (A91399) (n 36). これらの事例では、既存事業者からなる交渉団体では新規参入を抑圧する方向で交渉が行われる可能性があるとして、これについて新規参入について話し合う行為は認可しなかった。団体交渉は、これら以外の形で競争や効率性を害することもある。Stephen P King, *Collective Bargaining by Business: Economic and Legal Implications*, 36 UNSW LJ 107 (2013)は、ACCC の法運用において別の視点からの検討を付け加えることを提唱する。

<sup>78</sup> *Re Rural Doctors Association of Australia Limited* (A91376, 30 Oct 2013).

て団体交渉を行う申請について、供給が少ない中での団体交渉は公の悪影響をもたらしそうであり、公益が公の損害を上回るとは確信できないとして、認可しなかった<sup>79</sup>。

### (3) 考慮要因

#### ① 現在の交渉の水準

交渉団体の構成員が個別的に交渉を行って契約条件を決めることが事実上、行われているかどうかを検討される。これが行われていない典型的な場合は、役務の提供を受ける者が定型約款を提示し、かつ、提示した定型約款等について交渉・変更を行う余地が設けられないまま一定型約款をすべて受け入れて取引を行うか、取引を行わないかの間で選択を行う（いかにすれば、「take or leave」の選択を行う）ことを要求する等<sup>79</sup>、契約締結に至っている場合である。このような状況にあることは、交渉の水準（levels of negotiations）が低いとも表現される。

団体交渉を行う前から取引条件をめぐる交渉が個別的に行われていないのであれば、団体交渉構成員間においてより良い取引条件を提示して契約を獲得するという競合いは、もともと、活発には行われていないとみることができそうである。ACCCは、実際にこのような考え方に基づいて、このような状況にあることは、団体交渉が行われることにより競争への悪影響が生じにくい又はその程度が低いと判断する要因とみている。たとえば、事業規制法が存在するために、交渉団体構成員間の競争がもともと一団体交渉の有無にかかわらず一活発でないことを指摘して、公的損害が小さいと判断した事例がある<sup>80</sup>。

一方で、団体交渉前には構成員が多様な契約条件を提示し交渉して競い合っているときには、団体交渉によりこの競争に悪影響が生じると比較的、みられやすいということになる。このような事情は、次の考慮事由である多様性を反映する契約条件となるかどうかにも関係することになる。団体交渉によって一律の条件が決定されることで、提供される役務、スキル等の多様性を反映する程度が低くなり、このことのために効率性が低下するとの評価が行われやすくなる。

もっとも、団体交渉を行うのであっても、団体構成員の一様性（交渉相手方に対して役務提供等を行う者のうち、同質性の高い役務を構成する者のみにより交渉団体が構成されているか否か）、団体構成員間の多様性が高い場合には団体交渉時に団体内のサブグループによる交渉の可能性があるか、団体交渉の交渉事項は何か、団体交渉の結果となる取決めは基準（目安）を決めるにとどまるか又は構成員と相手方との取引条件を（自動的に）構成することになるのか、団体交渉の結果として行われる合意（協定）が構成員に対して取決め上又は

<sup>79</sup> 同上（なお、州政府を相手方とする交渉については認可された。）。

<sup>80</sup> *Victorian Association of Newsagents (VANA) Ltd (A91399) (n 36); Australian Newsagents' Federation Limited (n 72)*.

事実上の拘束性を持つか否か、高次のスキルが必要である等内容・品質に違いがある役務等については合意からの乖離を許すことにされているか、そもそも団体交渉への参加の有無を実質的に自由に決定することができるか否か等によって、構成員間の競争の程度を低下させる効果の大きさは異なることになる。

## ② 役務の多様性等を反映する多様な契約条件締結の余地を減らすか否か

団体構成員ないしその供給する役務・商品が多様である場合には、団体交渉を行うことでこのような多様性が交渉過程ないし契約に反映されにくくならないかどうかの考慮が特に重要になる。この点についてどのように判断されるかは、団体構成員ないし商品・役務の多様性に加えて、団体又は交渉グループの構成の方法、交渉事項、拘束性の有無等により異なることになる。交渉の実施及び交渉結果に拘束性がない場合には、多様性低減効果を抑制させるだろう。

団体構成員を等質性の高い者に限ったり、等質性のある者によるサブグループを結成し交渉はそのグループが行う（さらには、サブグループ間で同じ団体交渉担当者（交渉代表）を設けることを許さず、サブグループ間の情報交換も制限する）ことにすれば、多様性低減の程度は低くなる。この点について、認可事例では、相手方が1名のみである事例が相当数あること<sup>81</sup>、及び、交渉する団体（サブグループ）を相手方によりそれぞれ別に構成することを認可の条件とし又はこれを前提として認可を行っている事例が多いこと<sup>82</sup>は注目される。相手方別に団体を構成するというのでなく、取引内容等により交渉が別々に行われるよう条件が付された事例や<sup>83</sup>、州やこれよりも狭い範囲での統一交渉を認めつつ当該範囲を超えて統一交渉を行うことが原則として許されないことになっていたりする事例<sup>84</sup>もある。

## ③ 参加等を自主的（voluntary）に決めることができるか

交渉団体への参加は勿論のこと、個別具体的な交渉についても、交渉の結果に従うかどうかについても自主的かどうかを考慮される。自主的かどうかの確認は、団体を構成する側についても、交渉に応じる側（相手方）についても、行われている。ACCCは、自主性が保たれていれば団体交渉により競争に悪影響が及ぶことは少なく、また効率性を損なう団体交渉スキーム又は交渉結果が実現されることにならないことから効率性を損なう効果が生じることも少なくなるとみているようである<sup>85</sup>。

<sup>81</sup> 「資料3（認可）」概要（相手方）参照。

<sup>82</sup> 「資料3（認可）」（「相手方別」に丸を付した事例）参照。

<sup>83</sup> *Re Australian Dairy Farmers Ltd* (n 32); *Re the South East Potato Growers Association* (n 55).

<sup>84</sup> *Re Australian Newsagents Federation Ltd* (n26); *Re Queensland Newsagents Federation Ltd* (n 70); *Re Queensland Cane Growers Organisation Ltd.* (n 33).

<sup>85</sup> 資料2参照。交渉団体が排他的交渉権を持てば、交渉に応じる圧力は一定程度、強まることになるが、排他的交渉権をもつことを計画・申請して認可された事例も多くない。「資料3（認可）」特記事項（排他的交渉権あり）参照。

#### ④団体構成員の市場における地位等

ACCC は、ガイドラインで、交渉団体の構成員が、関連市場の参加者のごく一部を占める場合には、団体外部からの競争圧力が残るために反競争効果が低くなるとしている（「資料 2」4 参照）。決定例の中には、新規参入による競争圧力が機能するか否か、関連地理的市場外から商品・役務が供給されないか否か、その他近接する市場からの競争圧力が機能していないかに相当する検討が行われるものがある。

認可決定のうちシェアないしこれに対応する数値が書かれた例がいくつか存在する。構成員が占めるシェアは小さい事例が多いが<sup>86</sup>、80%を超えていた例も存在する<sup>87</sup>。

#### ⑤共同ボイコットの有無

共同ボイコットについても、適用免除を受けることが可能である。しかしながら、次項で詳しくみるように、共同ボイコットが予定されている団体交渉の計画について適用免除が認められた事例は存在しないといってよい。団体交渉について適用を免除するかどうかを審査する上でも、共同ボイコットの有無は考慮要因とされている。適用免除相手方が交渉に応じるか否か等について自主性が確保されていることが公的損害の程度を判断する上での重要な考慮要因とされているところ、ACCC は、共同ボイコットがある場合には、この観点から損害が生じやすいとみている。

#### ⑥その他の事情

交渉の相手方の占める地位が関連市場（影響の及ぶ範囲）において小さな割合（低い地位）を占めるに過ぎない場合には、競争の悪影響が生じる可能性はさらに低くなる。もっとも、一方では、このような場合には相手方の交渉力が比較的弱くなり交渉力格差の問題は生じにくくなりそうである。

---

<sup>86</sup> *Re Gippsland Dairy Farmers Group* (AA1000421-1, 3 Sep 2018)(0.2-2.6%), *Re LPO Group Limited* (n 57)(18%), *South Australian Inghams Chicken Growers* (A91294, 14 Jun 2012) (23%), *Re The Victorian Farmers Federation Sunraysia Branch* (A91064, 12 Dec 2007)(700 乾燥果物栽培農家中、構成員は 42 農家), *Re The South East Potato Growers Association* (n 55).

(70 ジャガイモ栽培農家中、構成員は 17 農家)。

<sup>87</sup> *Re Victorian Farmers Federation* (n 40) (ビクトリアの養鶏家の 86%)。See also *Re Victorian Farmers Federation* (n 32) (ビクトリアの養鶏家 220 中 186 名が団体メンバー)。

認可事例における相手方のシェアは様々である。法律に基づいて関連市場において独占的地位を占めている事例<sup>88</sup>や地域で 90%を占めるとされている事例<sup>89</sup>がある一方で、低いシェアにとどまっている事例<sup>90</sup>もある<sup>91</sup>。

### 3.4 共同ボイコット

共同ボイコットについても、届出又は認可手続きを通じて、適用免除を受けることができる。ACCC は、指針等において、共同ボイコットが有効な手段であることを公言している。もっとも、実際には、共同ボイコットの認可申請はなされておらず、申請されても途中で取り下げられる傾向があり、取り下げられなかった事例でも認可がされていない<sup>92</sup>。Victorian Farmers Federation 事件では、ACCC は例外的に共同ボイコートを認可したが<sup>93</sup>、この決定は競争審判所により取り消された<sup>94</sup>（詳細下記）。届出制度については、共同ボイコットの計画があった事例について、ACCC が異議を唱えて申請が取り下げられた事例が 1 件ある<sup>95</sup>。共同ボイコットは、団体交渉について適用が免除されるかどうかの判断においても考慮され、共同ボイコットの計画がない方が団体交渉の認可も受けやすい（上記 3.3.5(3)⑤参照）。

---

<sup>88</sup> *Re LPO Group Limited* (n 57); *Re Queensland Newsagents Federation* (n 59); *Re Newsagents Association of NSW and the ACT* (A91269, 6 Oct 2011); *Re Lottery Agents Queensland Ltd* (A91101, 19 Nov 2008); *Re WA TAB Agents' Association Inc.* (n 63).

<sup>89</sup> *Re Murray Billing Transport & Ors* (n 34); *Re Victorian Farmers Federation - Horticulture Group - Australian Processing Tomato Growers' Branch* (n 31).

<sup>90</sup> *Re Transport Workers' Union of Australia* (A91310, 26 Jul 2012)（庸車運転手らが自動車運搬事業者 1 社を相手方として団体交渉を行うことについての申請。ブリスベンで自動車運搬事業を営む事業者が 8 社以上存在し、ターゲットはそのうちの 1 社）、*Re Transport Workers' Union* (A91249, 2 Mar 2011)（庸車運転手らがコンクリート業を営む事業者 1 社を相手方として団体交渉を行うことについての事例。ブリスベンを中心とする広域でコンクリートを供給する会社は 20 社あり、ターゲットはそのうちの 1 社）

<sup>91</sup> 交渉の相手方が 1 社である事例や、交渉において相手方別にサブグループが形成されている事例が多いことは、上記②のとおりである。相手方が団体構成員から調達した投入要素を用いて商品等を供給しており、当該商品市場が寡占的である場合には、団体交渉が別に行われていると、投入要素の価格が統一的なものとならないことで当該商品市場の競争が保たれる効果をもちそうである。一定の申請において相手方が複数かつ相手方の市場が寡占的な場合であって、相手方別に交渉団体を構成することとなった事例として、*Re Tasmanian Farmers and Graziers Association* (A91467, 4 Mar 2015)（野菜加工業をタスマニアで営むのはターゲット 2 社のみ、交渉は加工業者ごとに別に実施）、*Re Western Australian Broiler Growers Association Incorporated* (n 73)（西オーストラリアにおける鶏肉加工の分野でターゲット 2 社は合計 80%のシェアを占めるところ、交渉は加工業者ごとに別に実施。なお、団体構成員は複数の相手と取引することもなかった。）、*Re Milk Vendors Association (SA) Inc.* (n 32)（4.2.4 参照）がある。

<sup>92</sup> 共同ボイコットが認可された事例として、*Re St Vincent's Health Australia Limited* (A91400) (n 16); *Re St Vincent's Health Australia Limited & Ors* (A91295-97, 12 Sep 2012)がある。この事例では、事業自体を複数の役務提供者がかなりの程度統合し結合関係が形成されてグループ会社として一体化されていると言ってよいような状況が認められていた。

<sup>93</sup> *Re Victorian Farmers Federation* (n 40).

<sup>94</sup> *Re VFF Chicken Meat Growers' Boycott Authorisation* [2006] ACompT 2.

<sup>95</sup> *Re Australian Wagering Council Limited* (CB00284-5, Date lodged: 13 Feb 2014).

*Victorian Farmers Federation*事件（A40093 & A90931）ACCC決定2005年3月3日<sup>96</sup>・競争審判所決定2006年4月21日

Victorian Farmers Federation（以下、「VFF」という。）は、会員たる養鶏家を代表して、加工業者との間で、養鶏家と加工業者の間で締結されている養鶏契約の契約更改の際等に団体交渉を行うとともに、合意に至らなかった場合にはメンバーである養鶏家は加工業者からのヒナの受け取りを拒否するという共同ボイコットを行うことを計画した。

ビクトリア州における210の養鶏家のうち、183がVFFの会員であり、これらの者は加工業者5社に対して、加工業者から提供された鶏のヒナを育てる養鶏サービスを提供していた。VFFでは農家が行う活動別に支部を設けており、養鶏家については加工業者別の支部が設けられていた。養鶏家各々は特定の加工業者に対して養鶏サービスを提供している関係にあった。

ACCCは、関連市場は、①メルボルン等3地域における養鶏サービスの分野、②オーストラリアにおける加工済鶏肉（processed chicken meat）の卸売販売の分野であるとした。また、団体交渉が行われなければ、加工業者と養鶏家との間では個別に交渉が行われる状況が続くとした。

ACCCは、養鶏家の交渉上の地位が加工業者に劣るとし、この交渉力の不均衡は、①設備投資を行っており養鶏以外の事業への転換が困難であること、②地理的に近接した加工業者に供給を行う必要があることから、取引関係のある加工業者とは別の加工業者に乗り換えることが難しいこと、③ヒナの仕様の決定等加工業者に事業活動を直接的に支配されていること、④収入の殆どを加工業者からの収入に頼っていることによるものであるとした。加工業者らは、加工業者も養鶏家に依存していると主張したが、ACCCは、加工業者が依存しているのは養鶏家全体についてであり、個々の養鶏家に依存しているわけではないのであるから、個々の養鶏家に対してはなお強い交渉力を有するとした。

ACCCは、この上で、この交渉力格差のために、加工業者が定型約款を提示し、「受け入れるか、断るか（take it or leave it）」という形で、養鶏家が契約内容に影響を与え変更を与えることができないような形で提示しているとした。そして、ACCCは、このように買手ないし売手のいずれかが契約等条件に効果的に情報を反映させることができない状況下では最も効率的な結果は達成されない可能性があるものであり、これに対して、団体交渉が行われることになれば、養鶏家の交渉上の地位が向上し、契約等に情報がよりよく反映されるようになり公益が生じうるとした。

取引費用の削減について、ACCCは、定型約款による契約と団体交渉による契約とでは取引費用に大きな差異は生じにくいとしつつも、なお養鶏家が負担する可能性のあるリーガルコスト、会計・財務関係の費用が削減される可能性があるとした。また、契約締結の過程で養鶏家側からのインプットが効果的に行われるようになる結果として契約に対して異議申立てが行われる可能性が減り、このために紛争とこれから生じる費用も減るとした。ACCCは、加工業者が競争に直面していることを考慮すれば、取引費用の節減分は、

<sup>96</sup> *Re Victorian Farmers Federation* (n 40).

少なくとも部分的には、消費者に転嫁される可能性が高いとした。

さらに、ACCCは、契約等に情報がよりよく反映されるようになることで、動的効率性改善効果が生じ、投資が促進される可能性もあるとした。

他方で、団体交渉から生じる競争への悪影響は、①現在の競争の水準が低いこと、②加工業者には強力な小売業者（コールズ・ウールワース）及びファストフード店（ケンタッキー・フライド・チキン及びマクドナルド）という購入者からの競争圧力が働いていること、③養鶏サービスにかかる費用は鶏肉の小売価格の約6%に過ぎないことから、当該サービスの料金の上昇が鶏肉の小売価格を変化させる見込みがないこと、④養鶏家が加工業者別に団体を構成していることのために限られているとした。

ACCCは、共同ボイコットについては、①小売業者に対する鶏肉の供給を混乱させ、これが最終的には消費者に対する鶏肉供給の混乱を生じさせる可能性があること、及び、②動物の厚生（animal welfare）に悪影響をもたらす可能性があることから、共同ボイコット活動に限定が付されない限りは重大な公的損害が生じる可能性が高いとした。また、このような限定を行う条件が付されない限りは、公益が公的損害を上回るとはいえないとした。

そして、ACCCは、団体交渉については、①団体交渉の交渉事項の全てについて当事者は別途、交渉を行うことができるものであること、②養鶏家側の交渉団体各々は、各加工業者に対してサービスを提供する者のみから構成されること、③養鶏家の団体は団体を超えて共通する代表者を利用してはならないことを条件として認可を行った。また、共同ボイコットについては、④養鶏家の団体は、団体交渉を開始したいということを通知し、⑤④の通知を行ってから6か月以内に独立した調停人による調停を実施する機会を設け、⑥ヒナの受取りを拒否する共同ボイコットを実施する21日前に加工業者に対して共同ボイコットを行うことを書面で通知する（なお、この通知の中では、受取を拒絶する最初の日にちを可能な限り明らかにするようにする。また、この通知は、前記⑤の行為を行ってから7日以内に限り行うことができる）こと、⑦既存の養鶏契約上、養鶏サービスを行う義務を負う団体構成員は共同ボイコットに参加しないこと等を条件として認可を行った。

この決定に対して、鶏肉加工業者らが競争審判所に対して決定取消の申立てを行った。

競争審判所は、本件においては鶏肉加工業者と養鶏家交渉団体の双方が市場力をもっている可能性があり、このような場合において団体交渉が市場に与える影響については不確かであって好ましい効果が生じるとは確信できないとしつつ、共同ボイコットを認可すればこれが行われる可能性が現実にあるとし、共同ボイコットが行われれば鶏肉供給に混乱が生じ鶏肉価格が高騰するという悪影響が生じるとした。そして、競争への害が公益を上回るとして、ACCCによる共同ボイコット認可決定を覆した。

### 3.5 比較衡量

関連する規定によれば、ACCCは、公益と公的損害の比較衡量をして、前者が後者を上回るかどうかを検討することになっている。しかしながら、近時の認可事例では、ほとんどの

場合において損害がそもそも少ないと評価されている（「資料3（認可）」参照）。相当の公的損害が生じるが公益が上回るために適用免除をするという判断をした事例は殆ど存在しない<sup>97</sup>。

### 3.6 適用免除が認められなかった事例

適用免除の申請に対して、ACCCが認可しない決定を行い又は届出に対する異議を行って免除を認めなかった事例は、ごくわずかである<sup>98</sup>。このことからすると、どのような場合に認められなかったかを確認することは特に参考になるように思われる。本節では、その一例を紹介する。

#### Tasmanian Forest Contractors Association事件（A90974）ACCC決定2006年2月22日<sup>99</sup>

タスマニア林業請負業者協会（The Tasmanian Forest Contractors Association Ltd, 以下、「協会」という。）は、タスマニアにおいて林業（伐採、植林、輸送、造林、用地準備、道路建設等を含む。）に関与する事業者・政府機関からなる事業者団体であり、構成員が生産する木材量はタスマニア内の森林業者に供給される量の85%を占めていた。協会は、タスマニアにおける主要な木材業者5社（Gunns Limited, Forestry Tasmania, Forest Enterprises Australia Limited, Rayonier Limited 及びNorske Scog）（以下、「5社」という。）との間で団体交渉を行うことについて適用免除の申請を行った。木材業者は、木材を製材所、パルプ工場等の木材加工業者に供給していた。木材業者は加工業もあわせて営むことが通常であった。協会の構成員は、木材業者との間で請負契約を締結していた。

協会が計画した団体交渉事項は、林業請負（造林、伐採、輸送）の役務提供に関する諸条件であって、ディーゼル燃料サーチャージ、請負業者に対する支払額を毎年、物価変動を考慮して調整する上で使用される標準値、難易度別料金調整表（伐採・運搬）、年間契約収益最低目標値ないし発注額の値の設定、長期造林契約の締結にかかる事項を含んでいた。協会は、木材会社と交渉を行い、交渉が決着しない場合には仲裁に付すことを計画していた。また、協会は、交渉団体を木材会社別に構成することとしていた。協会は、共同ボイコットを行うことも計画し申請を行っていたが（A90973）、ACCCが最終的な決定を下す時までにはこの申請を取り下げている。交渉の相手方は、認可に反対していた。

ACCCは、関連市場を①タスマニア内の木材業者への森林請負サービス提供の分野、及び、②木材製品の供給分野であるとした。この上で、ACCCは、林業請負（伐採・造林・木材輸送）事業各々について、次の特徴があることを指摘した。まず伐採については、参

<sup>97</sup> *Re Australian Medical Association Limited & Ors* (A91100, 10 Dec 2008)は、このような比較衡量を行ったとみることができる数少ない事例である。

<sup>98</sup> 認可申請については、ACCCウェブサイト上で確認することができた近年20年ほどの事例のうち、申請全体について認可しない決定が行われた事例は、本文で紹介した事例のほか、*Re Bendigo and Adelaide Bank & Ors (Apple pay)* (n 16); *Re Dairy Western Australia Ltd* (n 31)の2件にとどまる。届出については、ACCCによる異議申立が行われた後に取り下げた事例が3件、取消決定がなされた事例が2件である。「資料3（届出）」（結果）参照（届出が有効に行われ適用免除が行われた事例に丸を付している。）。

<sup>99</sup> *Re Tasmanian Forest Contractors Association Limited* (A90973 & A90974, 22 Feb 2006).



入・退出の障壁は余り高くはないこと、伐採用機器は一定程度転用可能であること、伐採事業の内容は多様であり、必要な技術・機器等も異なること、タスマニア内には約130の伐採請負事業者が存在すること、請負業者の規模は小企業から中規模の企業まで様々であることを指摘した。木材輸送については、参入障壁は中程度ないし比較的低いこと、他の輸送業務への転換が可能であること、伐採業者が輸送も行うことがあること、規模が様々であることを指摘した。造林については、業務内容が様々であること、参入障壁が低いこと、需要の多くは季節的なものであり需要は季節により変動すること、1請負業者が複数の木材業者に対して役務を提供することがあることを指摘した。木材製品については、競争者が多数存在することを指摘した。

林業事業分野においては契約の適正さを確保する法（2003年林業公正契約法）が存在し、この下で苦情処理・紛争解決手続きが存在していた。さらに、特に労働安全にかかる強制的な基準が設けられていた。ACCCは、これらの事情にも着目した。

この上で、ACCCは、団体交渉が行われなければ、請負業者が個々に交渉を行うだろうことが予想されるとした。

この上で、公益については、次のように判断した。すなわち、①木材業者が現在、請負会社との間で個々に交渉している状況と比較すれば、団体交渉により一定の取引費用削減効果は生じそうであるものの、団体交渉により設定された標準的条件に加えて、請負業者各々との個別交渉が行われることになると考えられることから、このような取引費用削減効果は大きくはなく、②仲裁を通じてより効果的な紛争解決が行われるようになる可能性はあるものの、法令に基づく紛争解決手続きが既に存在しており、③契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果とこれによる効率性改善効果については、業務が多様であるところ団体交渉が行われ標準的な条件が設定されるようになることで、効率性が減少する可能性があり、④交渉を行う団体の代表は、交渉結果を構成員に報告する義務を負っておらず、契約交渉過程へのインプット改善の程度は大きくはなく、⑤長期契約が行われようになることで生じる投資促進効果については、業務内容が多様であり、労働・スキル等の内容も様々であることから、実際にこれを実現することには困難が伴うと考えられ、⑥安全衛生については強行法規が存在している上に、協会は安全性向上の上で既に一定の役割を果たしており、団体交渉を行うことでこの点に変化が生じるとは考えられず、⑦業界の持続可能性は、タスマニア製品が国際製品に比して競争的なものであり続けるところではかられるものであるところ、団体交渉がこれを促進するとは思われず、競争減殺効果（下記）に照らして、持続可能性が損なわれる可能性があり、⑧林業請負業者が直面する経済的困難により林業分野での社会的厚生（social wellbeing）が減っており団体交渉によりこれを改善するという主張については、公益としてはみられないのであり、考慮しないとした。

他方で、ACCCは、公的な損害として、①業務内容は様々であり、現在は個々の状況に応じた契約締結・更改等が行われているところ、団体交渉により統一的な難易度別料金調整表の設定等があると、このようなことが行われなくなると、提供する役務のイノベーシ

ヨン、差別化、効率化をはかるインセンティブが減少し、②調整表等は任意とされているが、請負業者間の競争減殺効果と効率性低減効果を持つ可能性があり、③交渉団体は木材業者別に構成されるものの、なおかなりの規模になる見込みであるし、複数の交渉団体に関与する者がありうることを考慮すれば、業界全体で統一された契約条件が設定されていくことになる可能性があるとした。一方で、④長期契約が行われることで参入が困難になる可能性について、このような可能性は一定程度存在するものの、木材業者が非構成員との契約も継続すると考えられることから、このおそれは高くはないとした。

ACCCは、以上のように判断した上で、競争を害することによる公的損害が公益を上回るとし、適用免除を行わないことを決定した。

### 3.7 小括

本章で検討した ACCC における判断の基準及びその運用についての分析に照らすと、その特徴として、次の諸点を上げることが出来るように思われる。第1に、ACCCは、団体交渉が公益ないし公的損害を生じさせるかどうかを基本的には個別具体的に判断しており、公益・公的損害は勿論、取引費用削減効果や競争制限効果についても団体交渉がいかなる効果を持つかについてアプリアリに一定の推定を行うことはしてこなかった。ただし、届出は、一定の閾値を設けて簡便な申請を可能とするものであって、この閾値内に留まる行為については公益が公的損害を上回るといふ推定が行われているといえそうではある—もともと、届出を受けて、ACCCは、異議を唱えるかどうかの決定を逐一、理由付きで公表し、その中では申請内容とこれに関連する個別具体的事情に照らして公益が公的損害を上回ると判断することを明らかにすることを行ってはいる—。第2に、公益及び公的損害には様々なものが含まれるが、典型的には、効率性改善効果（なかでも、契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果及び取引費用削減効果を通じた効率性改善効果）を公益として、反競争効果を公的損害として考慮してきている。交渉力格差の解消、一方にとって有利な契約条件の適正化等は、それ自体として公益として認められることは少ないし、認められるとしても、上記の意味での効率性の改善の過程で又はこの副次的効果として認められているといえそうである。第3に、にも関わらず、医師の地域偏在の解消は定型的に公益として考慮されてきている。第4に、このような判断を行う上で、厳密な市場画定は行われていない。第5に、交渉に参加するかどうかについても、交渉結果にそった形で契約を行うか否かについても、自発性が重んじられている。また、この自発性は、団体構成員の側についても、相手方についても、重んじられている。第6に、このことのコロラリーとして、共同ボイコットが認められた事例は殆ど存在しないといつてよい。第7に、団体交渉の相手方が1社であり、又は、相手方ごとに下位団体を構成し当該団体に交渉を行わせることにより相手方1社との交渉であれば、公的損害は小さくなるとの見方がとられている。第8に、比較衡量を行うとされてはいるものの、実際にはほとんどの事例がそもそも公的損害が生じないとされた事例である。

このようにしてみると、ACCCは、概ね、取引の過程でより多くの情報を利用可能とすることで、需要若しくは供給を増大させ、又は、情報が十分利用可能でないがために効率的な取引が実現されないという問題（ミスマッチ）を解消させるという効用を実現する限り団体交渉に対する適用免除を認めており、団体交渉が行われなければ実現されただろう価格等取引条件を変更して交渉相手方を相対的に不利にしつつ団体構成員にとっては有利な水準にすることは認めていないといえそうである。強制の契機を一切もたないようにしていることも、注目される。この点については、取引条件を一方にとって悪化させないようにするという配慮の反映であり、また、上記のような効用があるのであれば認可された団体交渉スキームにいずれの側の利害関係者も参加するはずであるという見方がとられているのだろうと考えられる。

これらの特徴のために、オーストラリア競争消費者法上の適用免除制度は、集団的労働法上の基本原則とは相当程度、異なるものとなっており、交渉団体構成員の地位等を向上させる上でもつ効果は極めて限定的なものとなっているといえそうである<sup>100</sup>。労働法上の団体交渉制度は、労働者の経済的地位向上を目的とするものであって、団体交渉が行われなければ実現されただろう取引条件を労働者にとって利益になるように改善する効果をもつことが寧ろ期待されている。雇用者が正当な理由なく交渉を拒否することは、法律上、許されていない。さらに、この目的実現のために争議権を行使してストライキを行うことが権利として認められている。争議権を伴わない団体交渉権に実質的意味はないという見解が広く承認されている。強制の契機を持って良いことは勿論、取引相手方ごとに交渉団体を組織しなければならないとか、組織率が高くなり交渉上の地位が強くなりすぎると団体交渉が許容されなくなるといった見方がとられることはありえない。組合を組織する行為は、組合員間において競争的な行為を制限することで労働者の地位向上をはかるところに本質があるとされており、そもそも競争への悪影響を考慮して組合活動を認めるかどうかを考慮するという発想自体が、労働法にとっては異質のものといえることができるだろう。

もっとも、このように抑制的に運用されているために、団体交渉適用免除制度が全く無意味なものとなっている、ということは、ないようである。次章以下では、手続きについて検討した上で、制度がいかに関用されているかを検討する。

---

<sup>100</sup> Shae McCrystal, *Collective Bargaining beyond the Boundaries of Employment: A Comparative Analysis*, 37 *Melb U. L. Rev.* 662, 681-85 (2014); Shae McCrystal, *Organising Independent Contractors: The Impact of Competition Law*, in J Fudge, Shae McCrystal and K Sankaran (Eds.), *Challenging the Legal Boundaries of Work Regulation* (Hart Pub, 2012) pp 150-54; Shae McCrystal, *Regulating Collective Rights in Bargaining: Employees, Self Employed Persons and Small Businesses*, in C. Arup, P. Gahan, J. Howe, R. Johnstone, R. Mitchell & A. O'Donnell (Eds.), *Labour Law and Labour Market Regulation - Essays on the Construction, Constitution and Regulation of Labour Markets and Work Relationships* (Federation Press, 2006) pp. 604-13.

## 4. 認可・届出の状況

### 4.1 概観

ACCCによれば、2007年1月1日から2017年12月31日までに、ACCCが受理した申請件数は160件であり、このうち147件においてACCCは申請を認め又は措置をとらないことが決定されている<sup>101</sup>。認可・届出書、これに対して出された意見及び決定は、認可拒絶、届出取消、取下げ事例も含めて、ACCCのウェブサイト上で閲覧することができ、近年のものについては検索も可能である（ただし、検索結果に全ての団体交渉案件が表示されるとは限らないようである。）。

適用免除の期間は、通常、5年間である（更新に相当する案件も1件として数えられている）。また、申請や団体の結成は業界横断的に行われることは稀であり、交渉相手方が1ないし数社に限定されていたり、同一産業に属するものの相手方ないし地域により別の申請が行われる例も少なくない。このようなことを考慮すれば、10年間の申請数が160件（ACCC）というのは、かなり低い数値であるといえる<sup>102</sup>。

詳細をみると申請を行う業界及び申請者にかかなりの重複があることも分かる。申請者の類型という点では、庸車運転手、過疎地域で医療に従事する一般医師、養鶏家、酪農家、その他の農産品育成者（農家）、くじ販売業者、新聞販売店による申請数がかなり多い<sup>103</sup>。これらの取引分野における申請は、適用免除期間が終了する際に更新にあたる申請が行われている<sup>104</sup>。また、これらの事業分野では、一定の州について申請が行われて適用免除が行われ、これに前後して別の州について申請が行われて適用免除が行われるということもしばしばである。これらの事業分野では、団体交渉が実際に機能していること—特に相手方が交渉に応じているのであろうこと—を伺うことができる。実際に、適用免除期間終了に伴う再申請にかかるACCC決定文では、実際に交渉が行われたことに触れられていることがしばしばある。

適用免除期間終了に伴う再申請については、ACCCが終了する免除期間内に実際に起こったこと—とりわけ公的損害が生じなかったこと—を考慮していること、1回目の申請では適用免除の期間が5年であったところ再申請に対しては適用免除の期間を10年とされること

---

<sup>101</sup> 認可が行われず又は届出に対して措置がとられた事例について、前出注98参照。

<sup>102</sup> Mia Mahmudur Rahim and Iolani Brady, *The Collective Bargaining Authorization Provision for SMEs in the Australian Competition Law: Serving or Distorting a Public Benefit?*, 16 *Competition & Reg. Network Indus.* 288 (2015)も、まだ十分に活用されていないと分析する。

<sup>103</sup> 「資料3（認可）」類型参照。これらの事業分野における申請には「庸車」、「医師」、「養鶏」、「酪農」、「農家」、「くじ」、「新聞」と表記した。

<sup>104</sup> 「資料3（認可）」参照（更新に相当する案件については、「改廃」の欄に先行する認可事件番号を記載している。）。

がしばしばあること（上記 3.2.3 参照）、交渉可能な範囲等が拡張されている例があること<sup>105</sup>、免除期間中に団体構成員が増加したが更新が認められた例があること<sup>106</sup>も興味深い。

団体交渉について適用免除を受ける意欲に影響しそうな要因として、団体交渉適用免除制度の活用に意欲的な労働組合又は専門家団体の存在、交渉の相手方が団体交渉に応じてこれを活用する意欲を有していそうであること<sup>107</sup>、及び、過去に団体交渉を行った経験があること一連邦又は州の法令上、一定の範囲内で団体交渉を行うことが認められ、又は、義務付けられており、これに基づいて団体交渉を行ったことがある場合を含む<sup>108</sup>—をあげることができそうである。

認可制度の申請者と届出制度の申請者には典型的にみて重複があり、いずれの制度についても、養鶏家、農家、くじ、新聞販売店による利用が行われていることがわかる<sup>109</sup>。塗料小売、家具輸送引越業者のように届出制度のみを利用している類型も存在する<sup>110</sup>。フランチャイジーがフランチャイザーとの間の契約に関して団体交渉届出制度を利用しようとした例なども存在する<sup>111</sup>。

## 4.2 自営型就労者・フリーランサー等おける利用例

自営業者として就労する規模の非常に小さい事業者の交渉力格差の解消が課題になる中（本報告書第 1 章参照）、このような事業者が団体交渉適用免除制度をどの程度、利用しているかが興味深い。庸車運転手、医師、脚本家等いわゆる創造産業（クリエイティブ産業、creative industries）において人的役務提供を行う者（いわゆるフリーランサー）が、典型的に適用免除制度を頻繁に利用している<sup>112</sup>。

---

<sup>105</sup> 医師に関しては、団体交渉の相手方について、2008–2013 年は、医師から役務提供を受ける単位が小さくなれば医師を構成員とする交渉団体の力が強くなりすぎるなどとして州政府保健機関に対する団体交渉は認めるが地域の医療ネットワークないし病院グループと団体交渉することは許されていなかったが、2013 年には地域の病院グループと交渉することが認められるようになっている。Re *Australian Medical Association Limited* (A91599, 28 Feb 2018), cf *Re Rural Doctors Association of Australia Limited* (n 78); *Re Rural Doctors Association of Australia Limited (RDAA)*(n 73).

<sup>106</sup> *Re the Australian Hotels Association State and Territory Divisions* (A91513, 19 Feb 2016).

<sup>107</sup> この点に関連して、ターゲットが申請人となっている例について、前記注 38 参照。

<sup>108</sup> *Re Murray Billing Transport & Ors* (n 34); *Re Victorian Association of Newsagents (VANA Ltd)* (A91399, n 36); *Re Lottery Agents Queensland Ltd* (n 36); *Re Australian Newsagents' Federation Limited Newsagents* (n 72); *Re Newsagents Association of NSW and the ACT* (n 88); *Re Inghams Pty Ltd & Others* (n 38).

<sup>109</sup> 「資料 3（認可・届出）」「類型」参照。

<sup>110</sup> 「資料 3（届出）」概要（団体構成員）参照。届出制度の導入により適用免除制度の利用者が広がったということができそうである。

<sup>111</sup> *Re BFC Stores Pty Ltd (Lifestyle Australia Pty Ltd)*(CB00178, 2011); *Re E Dobson Pty Ltd & Ors* (CB00067-69, 2009).

<sup>112</sup> スポーツ分野において選手が利用した例もある。Re *Australian Swimmers Association Incorporated* (A40106, 22 Mar 2006).この事例において、団体交渉を行う機関（Australian Swimmers Association, ASA）は水泳選手の団体であって、団体構成員は「Dolphin Squad」という優秀な水泳選手として選ばれている者 84 名であった。相手方は、水泳競技等水泳に関する催事を実施するとともに、報道等を

#### 4.2.1 庸車運転手

庸車運転手とは、自らが所有する車輛を使用して輸送会社等から委託された輸送業務を行う運転手のことである。雇用契約は締結しておらず形式的には自営業者にあたる。オーストラリアでは、規模の大きい輸送会社が一方的に作成する定型約款により取引することが多く、排他的に運転手を雇用し、ロゴ・マーク等を使用させることも多い。ACCCは、この種の事業者については団体交渉を行うことに対して適用免除を通例、与えてきている。庸車運転手による団体交渉の認可申請は、労働組合であるオーストラリア交通運輸労働組合（Transport Workers' Union, TWU）によって行われることが多い。CSR Building Products Limited (A90964) 事件（ACCC 決定 2015 年 8 月 31 日）は、この一例である。

CSR Building Products Limited (A90964) 事件 ACCC 決定 2015 年 8 月 31 日<sup>113</sup>

CSR Building Products Limited（以下、「CSR」という。）は、団体交渉の相手方（ターゲット）であった。CSRは、オーストラリア全土でレンガ等の製造販売を行う主要な会社（CSR Ltd）の子会社であって、クイーンズランド州・ニューサウスウェールズ州・南オーストラリア州におけるレンガ・舗装材の市場において31-40%のシェアを占め、ブリスベン地域におけるシェアは30%と考えられた。なお、ブリスベンにおいては、有力な競争

実施し、連邦・州政府・企業（Telstra 等）から資金・後援ないし助成金を受け取り、選手に分配する業務を営む Swimming Australia Limited (SAL) だった。申請時、SALは申請時において水泳選手に対する支払方法等を一方的に決定しており、団体交渉の申請では、交渉事項として、①マーケティングおよびライセンス製品および宣伝活動のための選手画像の使用（マーケティング、ライセンス製品およびプロモーション活動のためのグループイメージの使用を対象とし、SALの対象スポンサーがそのようなイメージを使用できるようにすることを提案）、②SALが各競技者に支払うべき金額（SALが現在、一方的に設定している支払スキームを、業績を基礎としたベンチマークを用いた支払い方法に代えることを提案。ただし、交渉が行われるようになって、資金分配をいかに行うのかを決めるのはSALであり続ける。）、③運動選手の行動と苦情処理手順を規制する行動規範の設定（水泳選手の役割と責任、および紛争を解決するためのプロセスを網羅する行動規範をSALと協議して、そのメンバーに代わって交渉することを提案すること（特にASAはドーピング防止などの問題をカバーする行動規範を提案していた）、④水泳選手のための教育と訓練の機会についてであった。共同ボイコットの計画はなかった。ACCCは、水泳選手は競技で活発な競争を行っているが、SALから資金を得るといふ競争の余地は殆どないのであり、水泳選手間の競争は、通常の事業上の競争とは異なること、そもそもこのような選手画像の利用や行動規範の設定は、競争法上の問題を生じさせるものではないことを指摘しつつ、公益として、交渉により多くの情報が反映されるようになり、契約上の問題解消をより円滑に行うことが出来るといった効率性改善効果が見込まれるとした。他方で、本件行為により水泳選手間や水泳選手と他のスポーツ選手の間で競争が活発でなくなる悪影響が生じる可能性は殆どないとした。なかでも、SALが水泳選手間で資金がいかに分配されるかを決定する責任を持ち続け、本取決めは個々の水泳選手が後援を得る目的で画像の使用等を制限するものではなく、取決めへの参加は自由であることに照らして、競争への影響、したがって公的損害は殆ど生じないとした。相手方は申請に反対していなかった。以上の分析等を踏まえて、ACCCは、団体交渉を行うことを認可した。

<sup>113</sup> *Re CSR Building Products Ltd* (n 38). 本事例の決定文では、競争への悪影響を先に検討し、次に公益を検討しているが、他の事例にあわせて順序を変更して記述した。

者2社（各々25％、32％のシェアを占める）が存在した。

申請された行為は、CSRが、同社との間で団体交渉を行うことに同意しているレンガ運送業者13社及び粘土運送業者9社との間で団体交渉を行うというものであった。これらの運送業者は、いずれもトラックを所有する運転手（owner driver）であって、小規模事業者－典型的には1人会社又は夫婦で営んでいる会社－であった。団体交渉では、CSRが支払う標準運送料金、追加料金の計算式、レンガカーター・クレーカーターによる運送にかかる取引の条件、生産性を考慮した追加料金について交渉を行うことが予定されていた。共同ボイコットを行う計画はなかった。

ACCCは、競争に影響が及びそうな分野は、①ブリスベン地域におけるカルタージュ・サービスの提供にかかる分野、及び、②ブリスベン地域におけるレンガ、舗装その他関連する製品の供給にかかる分野であるとした。ACCCは、①において料金が上がると、②の費用が上昇しこの価格が上がる可能性があることを指摘しつつ、第一の分野の特徴として、(i)申請されている交渉団体の規模に比して市場参加者が多数存在すること、(ii)輸送関係分野からの代替可能性があること（ただし、使用車両に大幅な変更を行うことなく供給が可能な場合に限られる）、(iii)参入障壁が比較的低いことを指摘した。また、②については、大規模な競争者が多数存在し、この間で競争が活発に行われていること、新規参入は設備投資が必要であるために困難であることを指摘した。ACCCは、団体交渉が行われなければ、庸車運転手は個々に交渉を行い、契約交渉過程に情報を利用可能にすることは運転手側からについては行われず、ターゲットが強い交渉力を維持して、多くの契約が定型約款によるものになるだろうとした。

そして、ACCCは、団体交渉がもたらす公益について、①運転手側の交渉力が増大し、契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果を通じて、効率性が改善される可能性が高く、②レンガ等の市場で競争が活発であり競争圧力が働いていることから、この効率性改善効果は消費者に転嫁される可能性が高いとした。

ACCCは、他方で、公的損害について、以下の理由から、競争への悪影響は非常に小さいとした。すなわち、①団体交渉が行われない状況下では、定型約款が用いられ、庸車運転手は個々には交渉力は持たず、定型約款に影響を与えることはできないのであり、このような状況下では、団体交渉が行われることで庸車運転手間の交渉及び競争の程度に悪影響は生じそうにないこと、②団体交渉に参加するかどうかは、任意であり、庸車運転手各々が決定することができること、③既に参加している庸車運転手は少数であり、ターゲットは1社であること等から、影響が及ぶ範囲が限られていること、④ボイコットがないこと、新規参入者がターゲットと契約する余地は若干減る可能性はあるが、その程度は限られており、運送サービスへの新規参入を困難にする効果はもたないだろうこと。

以上のように判断した上で、ACCCは、公益が公的損害を上回るとして適用免除を認めた。

#### 4.2.2 医師

オーストラリアでは、一般医師（general practitioners）の多くは、病院において自営業者（independent contractor）として医療サービスを提供している。医師を構成員とする専門家団体が存在し、組織化の度合いはかなり高い。一般医師が僻地（rural area）において訪問医療サービスを提供する際の条件について団体交渉を行うことについての認可事例が相当数、存在する<sup>114</sup>。訪問医療サービスの購入を行う機関は、州・地域ないし時期により様々であり、州・準州であることも、地域ごとに組織された地域医療システム（Medicare Local）等であることも、一定地域の病院グループ（local hospital network）であることもある。このような事例について、ACCCは、契約等に情報がよりよく反映されるようになるとともに、取引費用の削減効果が生じ、これがさらに僻地における医師定着や訪問医療サービスの確保に資することなどを理由として、団体交渉を認可してきた。

このような事例で、ACCCは、過去には、医師を構成員とする団体が行う地域医療システムや地域の病院グループとの間の団体交渉については、一定地域内で医療サービスを提供する一般医師の数が限られていることがあり、この状況下において医師の多くの割合が団体交渉を行う機関の構成員である場合には病院グループ等相手方としては交渉に応じ同意しなければならないという圧力が働いて自発性が損なわれる可能性があること、それぞれの地域の実情にあわせて契約等の修正を行うことが減る可能性があること等を理由として団体交渉は認可せず、州政府との交渉のみを認可していたことがあった。しかし、近年では、経験からしてこのような問題は生じないなどとして、地域医療システム（ネットワーク）との間での団体交渉についても認可を行うようになってきている<sup>115</sup>。

#### 4.2.3 クリエイティブ産業・ジャーナリズム（フリーランサー）における利用

いわゆるフリーランサーに関する事例としては、ジャーナリスト、脚本家、ディレクター、俳優、映画技師等らによる申請案件が特に注目される。ACCCは、これらの者が雑誌発行者、映画及びテレビ番組制作者等との間で報酬に関して団体交渉を行うことを容認してきた。この際には、交渉の水準が従来高くなく、一方的に作成された契約をのむかのまないかという形式で取引が行われてきていたこと、初めて事業を行う者にとってはこの事業分野で適切な

---

<sup>114</sup> 「資料3（認可・届出）」中の（類型）「医師」と表示されている事例参照。

<sup>115</sup> 前出注〔4. 1注・医師・範囲拡大例〕参照。もっとも無限定に共同行為が許されるようになっていないわけではない。団体交渉の事例ではないが、眼科専門医について、医院間で共同して価格を設定することの認可は与えることができないという判断が行われている。Re *Australian Society of Ophthalmologists Incorporated* (A91360, 19 Sep 2013). このような扱いは、一般医師の同様の事例（前出注・団体交渉ではない共同の事例）と対照をなしている。



最低の料金がどの程度であるかを理解することが難しかったこと等が考慮された。このような事例として、下記の事例がある<sup>116</sup>。

Media Entertainment and Arts Alliance (A91204) 事件 ACCC 決定2010年5月26日<sup>117</sup>

The Media Entertainment and Arts Alliance (以下、「MEAA」という。)は、メディア、エンターテインメント、スポーツ、芸術の各業界で働く者を代表する労働組合であり、テレビ、ラジオ、演劇、映画、娯楽施設、ジャーナリスト、俳優、ダンサー、広告、書籍出版、Webサイト制作などの分野にかかわる約22,000人が加盟していた。構成員中、約2000人がフリーランス・ジャーナリストであった。

MEAAは、MEAAの構成員のうち、ターゲットとの間で請負契約を締結して役務等を提供するフリーランス・ジャーナリストを代表して、4社 (Fairfax Media Limited, ACP Magazines Ltd, News Limited及びPacific Magazines) との間で団体交渉を行うことについて認可申請を行った。Fairfaxは、月刊、週刊、日刊等の新聞雑誌等を販売しており、MEAAによればオーストラリアの新聞分野における売上高は23.8%であり、雇用するフリーランス・ジャーナリストは最大800名程度であった。ACP Magazinesは雑誌出版事業を、News Limitedは新聞発行・テレビ番組制作等の事業を、Pacific Magazinesは雑誌出版販売事業を営んでいた。団体交渉では、最低料金 (minimum rates of pay)、他のメディアと契約する自由にかかる事項、著作権の取扱いその他の取引条件について交渉を行うことを計画していた。団体交渉はターゲット各々との間で実施し、さらに地域・専門分野を考慮して構成員の一部から構成される下位グループから意見を聞きこれを代表して交渉が行うこともあった。共同ボイコットを行うことは計画していなかった。4社の中には、団体交渉を認可することに反対し、認可されても交渉に応じないという姿勢を明らかにしている者が存在した。

ACCCは、関連市場の画定を正確に行う必要はないとしつつ、関係する分野として、印刷されるメディアに対する業務を提供する分野があるとした。また、印刷メディア出版社間のジャーナリストによる業務提供を獲得する競争について触れた上で、この競争は団体交渉による影響が生じそうにないとした。

ACCCは、団体交渉が行われなければ、フリーランス・ジャーナリストがターゲットと個別に交渉する状況が継続するだろうとした。その上で、公益として、①フリーランス・ジャーナリスト側の交渉力が高まり、複数の出版社と契約することができるようになるように契約を行うこと等を含めて契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果があり、これにより効率性が改善されるだろうこと (例えば、共通して生じる契約上の問題に合理的かつ効果的な方法で対処することができるようになること)、②定型約款による契約が行われているが、個別に条件交渉をするのであればこのために費用がかかることになるのであり、団体交渉はこの費用を節減する効果をもちうることをあげた。このように判

<sup>116</sup> See also *Re Australian Writers' Guild Limited* (A91339, 28 Feb 2013).

<sup>117</sup> *Re Media Entertainment and Arts Alliance* (n 44).

断する過程で、ACCCは、定型約款を利用したいのであれば、それも可能であることにも触れた。さらに、ACCCは、団体交渉が実際に行われぬ可能性について、このような可能性は認可するかどうかを決定するにあたって考慮されるものではないとした。

ACCCは、他方で、①フリーランス・ジャーナリストは大多数が定型約款により契約を締結しており、この際に条件について意見を述べる機会等が限られていることから、現在の交渉の程度は低いこと、②団体交渉に参加するかどうかは、いずれの側についても自由であること、③フリーランス・ジャーナリストの専門性は様々であるところ、MEAAはこれを考慮してサブグループを代表することがありうるとしているのであり、このことから専門等を問わず契約条件が統一されるということにはならないこと、④ボイコットが行われぬことから、競争への悪影響が生じるとは考えられぬとした。

クリエイティブ産業においては、業界団体間で標準契約（モデル契約）を作成したり、その準備として情報交換を行ったりする目的のためにも、団体交渉適用免除制度が利用されている。Screen Producers Australia (A91484 & A91492) 事件（下記）は、このような利用がされた例の一つである<sup>118</sup>。

Screen Producers Australia (A91484 & A91492) 事件 ACCC決定2015年8月13日<sup>119</sup>

Screen Producers Australia（以下、申請者という。）は、長編映画、テレビ、ゲーム、インタラクティブコンテンツ等の制作を行う独立制作会社の業界団体（構成員数約300社）である。オーストラリアの放送局は、同社に加盟する資格をもたなかった。申請者は、テレビ・映画のコンテンツ制作者たる構成員を代表して、オーストラリアの脚本家の専門家団体であるAustralian Writers' Guild（注：映画、テレビ、劇場、ラジオ、デジタルメディアなど向けに活動を行うパフォーマンス・ライター（performance writer）の団体）（構成員数2242人）、メディア、エンターテインメント、スポーツ、芸術の各業界をカバーする労働組合であり専門家団体であるMedia Entertainment and Arts Alliance（構成員数約2万人）及びオーストラリアの監督の利益を代表する業界団体であるAustralian Directors Guild（構成員数845人）との間で、これらの団体の現在又は将来の構成員が利用することのできる標準契約を作成することとを計画し、適用免除の申請を行った。申請者の構成員たるテレビ・映画制作会社は、ターゲットの構成員を請負業者として雇うことが通常だった。

標準契約では、料金、支払条件、雇用の条件、著作権等の取扱い、宿泊施設・旅行にかかる条件、解約権、紛争解決等について規定をすることとしていた。標準契約に拘束性はなく、申請者の構成員も相手方の構成員も、標準契約と異なる内容の契約を締結することができることとしていた。共同ボイコットを行う計画は、存在しなかった。ターゲットは

<sup>118</sup> 似た事例として、*Re Australian Writers' Guild Limited* (n26)がある。

<sup>119</sup> *Re Screen Producers Australia (SPA)* (n 28).

本申請に賛成又は反対しないとの立場をとっていた。

ACCCは、影響が及ぶるのは、映画又はテレビのプロデューサーへの執筆、演技、監督および技術サービスの提供の分野であるとした。そして、公益として、取引費用の節減効果及び契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果があるとした。取引費用節減効果については、具体的には、①制作会社が構成員と個々に交渉する費用を削減し、②構成員及びターゲット3団体の構成員のニーズを反映する標準契約が作成されることにより、これらの構成員の間の交渉が円滑になるとともに、③申請者等から構成員が法務その他専門家からの助言を受けることが可能になるとした。契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果については、構成員のような個人請負事業主が複雑な状況の中で交渉を行うと、交渉の経験等がなく不利になりうるところ、本取組によって、構成員が、市場の状況、適切な最低報酬の水準、権利、労働条件等にかかる情報が得られやすくなり、このことが契約へのインプットを増やしてこれを改善することになること、そしてこの結果として契約交渉がより効率的に行われるようになるとした。

ACCCは、悪影響については、①構成員が非均質的であり、一括して交渉するのでは非効率な結果になりやすいものの、標準契約の利用は任意であることからこのような非効率性が生じる可能性は低いとし、②ボイコットが行われないこと等の理由から、本件行為が生じさせる悪影響は小さいとした。このように判断する中で、ACCCは、交渉力をもつ俳優等は放送局に対して、標準契約で設定される取引条件より有利な条件を求めるものと考えられるところ、本標準契約は最低基準を設定するものにすぎない上に、最低基準としても拘束性がないことを指摘した。さらに、テレビ放送局が俳優、作家、監督、およびクルーの採用にあたってもつ選択肢の方が、俳優等後者がテレビ番組に参加する上でもつ選択肢よりも広いものであるとした。

ACCCは、公益が公的損害を上回るとして、適用免除を認めた。

クリエイティブ産業ではないものの、フリーランサーがかかわった事例として、通訳者による下記の団体交渉事例がある。

APESMA事件（A91402）決定2014年6月4日<sup>120</sup>

APESMAは、技術者、科学者、IT専門家等、幅広い分野の専門家を代表する非営利組織であり、構成員には翻訳者及び通訳者が含まれていた。APESMA構成員である翻訳・通訳者は合計200名であり、これはAPESMAの推計によれば、オーストラリアの翻訳・通訳者の0.02%ないし4%にあたった。翻訳・通訳者を構成員とする団体には、APESMAのほかにもいくつかの団体が存在していた。

翻訳・通訳サービスの大部分を購入しているのは、連邦政府および州政府であり、これ

<sup>120</sup> *Re the Association of Professional Engineers, Scientists and Managers, Australia (APESMA)* (n 65).

らは保健医療，裁判所/法律，社会保障/福祉，移民等に関するサービス等のために翻訳・通訳サービスを利用していた。政府機関は，かつては翻訳者・通訳者を正規又はパートタイムの従業員として採用していたが，サービスを入札等を通じて臨時従業員又は請負業者として雇用するようになっていた。翻訳・通訳者の大半は，利用者と直接または代理店を介して取引するフリーランサーだった。

このような中で，APESMAは，現在又は将来の構成員たる翻訳・通訳者であって，自営業者（請負業者）として翻訳・通訳役務を提供する者に代わって，主要な利用者との契約交渉を行うとともに，これらの者に対して適切な料金その他契約条件がいかなるものであるかを助言することについて，ACCCの認可を求めた。なお，APESMAは，認可申請を行う前から，料金を決定する際には税金，旅費等を考慮すべきであるといった助言を構成員に対して行っていた。

ACCCは，精密な市場画定は不要としつつ，競争への影響が及ぶ分野は主として州における通訳・翻訳のサービス提供にかかる分野であるとした。そして，ACCCは，団体交渉が行われなければ，翻訳・通訳者は，ユーザーから提示される契約を「受け入れるか，拒否するか」のどちらかを選ぶ形で提示され，これに対して情報（インプット）を行うことはできない状況が続く（ただし，APESMAは団体交渉がなくても助言を行うことができる）とした。

そして，ACCCは，公益について，次のように判断した。

まず，取引費用の削減については，APESMAが構成員に代わって交渉を行うのであればその限度で取引費用の削減効果が生じるとした。また，構成員が個別的に交渉を行うことを継続するとしても，業界の情報を得やすくなるとともに，情報が契約等によりよく反映されるようになることにより，交渉当事者はより合理的かつ効果的な形で通例的に生じる契約上の問題に対処することができるようになることなどを通じて，効率性が改善される効果が生じるとした。

ACCCは，情報の非対称性がある状況下においては，情報上劣位にある当事者は，より多くの情報が利用可能な場合であつたら受け入れていたのとは異なる条件を受け入れることになること等があるところ，団体交渉によってより多くの情報が利用できるようになれば，団体構成員のニーズをよりよく反映する契約を交渉できるようになる可能性があるとした。ACCCは，請負業者として活動する翻訳・通訳者は，業界の情報（経験に見合った料金水準等）を十分に入手できていない可能性があり，手数料を含めて契約条件についてエージェント及びエンドユーザーとの交渉にインプットを与えることが殆どできていないなどとした。また，APESMAが構成員に提供する情報を一般に公開する予定であることに着目し，情報の可用性が高まると，将来事業に影響を与える要因についてエージェントやエンドユーザーがよりよく理解できるようになり，翻訳・通訳者の訓練及び技能向上への投資が促進されたり経験・品質がよりよく認識されたりする可能性があるとした。そして，このようにして情報の入手可能性が改善することで，業界に存在する問題を交渉当事者がよりよく理解できるようになり，これにより交渉プロセスが改善する可能性が高いと

した。

ACCCは、さらに、このようにして効率性が改善される結果として、翻訳・通訳者の育成・維持が促進され、これによりコミュニティに対して提供されるサービスの品質が保たれるようになること、かつ、翻訳・通訳の品質が低いことで医療、法律等に関連するサービスについて様々な危険が生じるリスクを最小限に抑えることができるとした。また、翻訳・通訳者にとってより適切な契約条件が交渉されるようになることで、有能な翻訳・通訳者を引き付け、これを維持することができる可能性が高くなるとした。

一方で、ACCCは、団体交渉への参加が任意であること、ボイコットが行われていないこと、交渉団体の構成員は最大でも4%を占めるに過ぎないこと、現在の構成員間の競争の水準は低いこと、契約条件について提供される情報も利用は任意であって構成員は個々の状況に合った契約条件を自由に交渉することができること等から、公的損害は限定的なものであるとした。

以上のように判断した上で、ACCCは、公益が公的損害を上回るとして、申請された団体交渉等を認可した。

#### 4.2.4 フランチャイズ契約における利用

フランチャイジーがフランチャイザーとの団体交渉を行うことが認可された事例として、フランチャイズ契約の下で牛乳販売事業を営む者（牛乳販売店）が相手方である乳製品メーカーとの間で団体交渉を行うこととした次の事例がある<sup>121</sup>。

Milk Vendors' Association (SA) Inc事件（A90927）ACCC決定2005年4月27日<sup>122</sup>

Milk Vendors' Association (SA) Inc（以下、「MVA」という。）は、牛乳販売店（milk vendors）を構成員とする非営利団体である。MVAには、南オーストラリアにおける配達業者の70%が加入している。牛乳販売店は、乳製品加工業者との間で流通契約又はフランチャイズ契約を締結し、これに基づいて戸別宅配等を含む牛乳販売事業を営んでいた。乳製品加工業者のうち、Dairy Vale Foods（Australian Co-operative Foodsの子会社）（以下、「Dairy Vale」という。）は、フランチャイズシステムを採用し、32のフランチャイジーが存在していた。他方、National Foodsは南オーストラリアの牛乳販売店149社との間で流通契約を締結していた。両社とも、牛乳販売店との間で、競合他社の商品の取扱いを禁止する排他的取引契約を締結していた。

このような中で、MVAは、構成員である牛乳販売店を代表して、これら乳製品加工業者2社（Dairy Vale及びNational Foods Milk Limited、以下、「2社」という。）との間で団体交渉を行うことについてACCCに認可申請を行った。南オーストラリアにおいては主要な乳製品メーカー（加工業者）が2社を含めて3社存在していた。残る1社は、Parmalat（ブ

<sup>121</sup> 本文にあげる事例のほか、*Re Transport Workers Union of Australia SA/NT Branch* (n 62)がある。

<sup>122</sup> *Re Milk Vendors Association (SA) Inc.* (n 32).

ランド名Pauls)であった。

計画では、牛乳販売店と2社との間で締結される販売契約の契約条件について団体交渉を行うこととしていた。交渉は、加工業者ごとに別の交渉団体を組織し、交渉は各々との間で行うこととしていた。また、団体交渉の開始から契約までの過程については、①MVAが販売店に団体交渉について通知し、②販売店はMVAに団体交渉権を与えるかどうかを個別に決定し、③MVAが団体交渉権を与えられた販売店を代理してターゲット各々と交渉を実施し、④MVAは団体交渉の結果を団体交渉権を与えた販売店に通知し、⑤販売店はターゲット各々と契約するかを各々決定することが計画されていた。また、紛争が起こった場合には、MVAが販売店を代理する権限をもつこととされた。共同ボイコットは計画されていなかった。なお、National Foodsは、MVAが加工業者に対して交渉力をもつようになって競争を阻害する等とする意見を表明していた。

ACCCは、結論を出す上で厳密な市場画定は必要ないとしつつ、関係するのは牛乳及び乳製品をめぐる①小売店及び宅配をうける顧客(route trade customer)への卸売取引をめぐる販売店・加工業者間の競争、②加工業者に対して流通サービスを供給する販売店間の競争、③消費者向け戸別宅配供給をめぐる販売店・小売業者間の競争であるとした。

ACCCは、団体交渉が行われなければ、加工業者が定めた定型約款による契約が締結され、これに販売店の意見等が反映されたり、個別に契約内容を変更したりする余地は殆どないという状況になるだろうとした。

この上で、公益に関して、ACCCは、①交渉力の格差のために交渉において十分な情報が反映されない中、団体交渉により契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果があり、これにより効率性が改善される可能性があること、②取引費用については、団体交渉がなく個別交渉が続くとしても実際には定型約款が用いられることから、団体交渉が行われる状況と比較して取引費用節減効果は生じなさそうではあるものの、取引費用のうちでも、財務・法務上の助言を販売店が受ける費用は低くなる可能性があることと判断し、さらに、小売分野で競争圧力が高いことを考慮すれば、節減された取引費用は部分的に消費者に転嫁される可能性が高いとした。

ACCCは、次の理由から、反競争的な悪影響は小さいとした。すなわち、①現在、定型約款により契約が締結されており、販売店間の競争の程度が団体交渉により減る程度は小さいこと、②加工業者・販売店とも参加は任意であり、団体交渉で決まった事項から乖離することが可能であること、③共同ボイコットがないこと、④小売市場では競争圧力が強く働いており、販売店が団体交渉を通じて価格上昇をさせたとしても、それが消費者に転嫁される可能性は小さいこと、⑤新規参入を阻害する可能性は高くないこと、⑥取決めの範囲が明確であることから、これを超えて情報共有を通じて共謀が行われることになる可能性はないこと、である。ACCCは、牛乳流通業界において合理化が進行中であることにも注目した。

以上より、ACCCは、概ね公益が反競争効果を上回るとしつつも、業界全体で契約条件が標準的なものとなって販売店の交渉団体間での競争が減少し、加工業者間の競争が減少

する可能性があるとして、交渉団体間での情報遮断措置を講じる措置をとることを条件として認可を行った。

フランチャイズ契約という名称を用いてはいないが、一定のビジネスフォーマットの提供を受けてそれに従って事業活動を行っているという点でフランチャイズに似ているものとして、オーストラリア郵便公社との団体交渉にかかる認可事例がある。この事例では、オーストラリア郵便公社からライセンスを受けて地方で郵便局（post office）を設営する者らが、オーストラリア郵便公社との間で団体交渉を行うことについて認可がされたものである。交渉団体が一時的に排他的交渉権（exclusivity）を持ちうることの申請がなされ、この点も含めて認可が行われた点でも、興味深い事例である。

#### LPO Group事件（A91583 & 91584）ACCC決定2017年11月9日<sup>123</sup>

LPO Group Limited（以下、「申請人」という。）は、オーストラリア郵便公社から付与されたライセンスに基づいて郵便局を営む者（Licensed Post Offices, LPOs）を構成員とする団体である。オーストラリア郵便公社は、一定の郵便事業を法律に基づいて独占している。郵便局の中には、LPOが設営するもの、オーストラリア郵便公社が自ら設営するもの等が存在した。また、LPOは2881あり、このうち525名（18%）が申請人の構成員であり本件申請において計画された交渉団体への参加資格があった。LPOは、オーストラリア郵便公社のネットワークの一部として、一定の商品・役務の提供を行う義務を負っていた。

このような中で、申請人は、構成員を代表してオーストラリア郵便公社との間で締結する契約条件について交渉することについて認可を申請した。申請人は、団体交渉が進行している間、毎年行われる支払条件に関する検討その他重要な変更事項について、団体交渉に参加するLPOが独自にオーストラリアポストと交渉しないこと一つまり、排他的交渉権をもつようにすること一も計画していた。

ACCCは、精密な市場画定を行う必要はないとしつつ、オーストラリアにおける郵便配達サービス、郵便に関係する商品・役務（郵便物引受け及び集配、小包の取扱等を含む。）の消費者向け小売販売及び郵便に付随して消費者向けに提供されるその他の商品・役務（貯金、文房具等）に影響が及びうるとした。また、団体交渉が行われなければ、オーストラリア郵便公社は標準契約による契約を続け、LPOが契約条件を個別に交渉するよう申し入れたとしてもそのような交渉を行うかどうかはオーストラリア郵便公社の裁量次第で決まることになるだろうとした。また、LPOGがオーストラリア郵便公社と交渉を行う場合であっても前者が構成員の利益を代表することができる能力は限られたものになるだろうなどとした。

この上でACCCは、取引費用削減効果について、取引費用の削減について、2881のLPOと個別に交渉する費用は大きい者であることから団体交渉が行われるかどうかにかかわらずオーストラリア郵便公社は標準契約を利用することになると考えられるものの、この標

<sup>123</sup> *Re LPO Group Limited* (n 58).

準契約上の契約条件と、団体交渉が行われた上で決まる契約条件とは違うものになるだろうとした。そして、認可によって、LPOは団体交渉を行うことについて法律上、保護が及ぶことになることを指摘した。この上で、ACCCは、統一的な交渉が行われる場合には、本件団体交渉によって取引費用が削減されるという公益が生じるとした。これによって、交渉に参加するLPOの数は増加し、そのことにより交渉の有効性が高まり、標準契約の包括性及び効率性が増して、もってLPO全社に利益が及ぶこととなりうる可能性があるとした。

より多くの情報が契約に反映することになる効果について、ACCCは、LPOの多くがリソース及び経験の面でオーストラリア郵便公社との交渉において不利な地位にある中、団体交渉がこのような劣位性を改善するのに役立ち、より効果的に交渉を行って効率的に契約を締結することを可能にするとした。また、事業上の情報へのアクセスが改善されるとともに、契約交渉過程により多くの情報が投入されるようになることで、たとえば共通して生じる契約上の問題に合理的かつ効果的に対処することが可能になるなどとし、これにより事業上の効率性を改善する方法を明らかにし、かつそれを達成できるようになるとした。ACCCは、さらに、より多くのLPOが団体交渉に参加するようになり、新規契約ないし契約更改の際により多くの情報を反映させることができるようになるため、地方のLPOの経済的持続可能性のような問題にも集合的に解決されるようになる見込みが高まるとした。

公的損害について、ACCCは、①LPO間の競争は限定的なものであること、②排他的交渉権は一定の事項及び期間に限って認められるものであること、③共同ボイコットの計画はないこと、④団体交渉を行うことにしたLPOは、団体交渉が行われている間—いいかえれば、排他的交渉権が認められる期間—いつでもオプトアウトして、独自に交渉するようにすることが可能であること、⑤オーストラリア郵便公社は団体交渉する義務を負わないこと、⑥団体交渉に参加しなくても、構成員が申請人の構成員としての資格を失うことはないこと等から、排他的交渉権があることを考慮しても計画される行為が公的損害をもたらす可能性は僅かだとした。

ACCCは、以上のように判断して、公益が公的損害を上回るとし、認可を与えた。

## 5. 小規模事業者団体交渉：一括適用免除制度の新設

オーストラリア競争法の近時の改正により、ACCCは、2017年11月6日から一括適用免除(class exemption)を認める権限をもつことになった(資料1・9参照)。これに基づいて、執筆時において、ACCCは、小規模事業者、フランチャイジー等の団体交渉について、2019年6月30日まで、一括適用免除を行うことを検討している<sup>124</sup>。原案では、次の事業者

<sup>124</sup> ACCC, Collective Bargaining Class Exemption (23 Aug 2018) <<https://www.accc.gov.au/public-registers/class-exemptions-register/collective-bargaining-class-exemption>>.



が行う次の団体交渉について一括適用免除を行うこととしている；①前事業年度の総売上高が AUD1,000 万ドル未満の事業者又は自営業者による商品又は役務の供給又は供給を受けることにかかるサプライヤー又は顧客との団体交渉，②特定のフランチャイザーとフランチャイズ契約を結んでいるフランチャイジーによる当該フランチャイザーとの団体交渉，③特定の燃料卸売業者と再販売契約を締結する燃料小売会社による当該卸売業者との団体交渉<sup>125</sup>。①について，規模の要件は，団体交渉を行う事業者各々の規模であり，交渉団体全体の規模ではない（交渉団体全体の規模についての上限はない）<sup>126</sup>。フランチャイジー及び燃料小売業者（上記②及び③）については，団体構成員についても全体についても，規模の上限がない<sup>127</sup>。共同ボイコットを計画する合意は，一括適用免除の対象とならない<sup>128</sup>。一括適用免除制度は，認可・届出制度と併存するものであり，申請者はどの手続きを利用するかを選択することができる<sup>129</sup>。

この制度がどの程度活用されるかは，執筆時点では不明である。ACCC による意見募集に出された意見には，過去に団体交渉を行うことを検討したが競争法に違反しないことを確認するために必要な弁護士費用が高額であったために団体交渉を見送ったという経験も踏まえて団体交渉を容易にするものであり歓迎するという意見が提出されるなどしており<sup>130</sup>，一定の利用促進効果はありそうに思われる。

## 6. まとめにかえて

団体交渉という行為類型について個別的な審査を経た上で，競争法の適用を免除するオーストラリアの制度は，世界的に稀なものである。本稿では，雇用類似の働き方をする者，フリーランサー，フランチャイジー等がこれらの者から労務・役務の提供を受ける者との間の交渉力格差問題に対処するものとしての団体交渉に対する独占禁止法の適用のあり方を検討するという展望をもって，オーストラリア競争法下の適用免除制度がいかに運用・利用されているか検討した。

---

<sup>125</sup> ACCC, Competition and Consumer (Class Exemption - Collective Bargaining) Determination 2019 - Exposure Draft (May 2019) <<https://www.accc.gov.au/system/files/public-registers/documents/Draft%20legislative%20instrument.pdf>> s. 7.

<sup>126</sup> ACCC, Class Exemption for Collective Bargaining Guidance Note: Draft for consultation (June 2019) <[https://www.accc.gov.au/system/files/public-registers/documents/Draft%20guidance%20note\\_2.pdf](https://www.accc.gov.au/system/files/public-registers/documents/Draft%20guidance%20note_2.pdf)> pp 4-5.

<sup>127</sup> 同上

<sup>128</sup> ACCC (n 125) s. 8.

<sup>129</sup> ACCC (n 126) p 3.

<sup>130</sup> Business SA, Response to ACCC's Draft – Collective bargaining class exemption notice (3 Jul 2019) <<https://www.accc.gov.au/system/files/public-registers/documents/Business%20SA.pdf>>. See also Motor Trades Association of Australia, MTAA Submission to the ACCC regarding the proposed Collective Bargaining Class Exemption (5 Jul 2019) <<https://www.accc.gov.au/system/files/public-registers/documents/Motor%20Trades%20Association%20of%20Australia.pdf>> Appendix A.

オーストラリア競争法の規定では、公益と社会への悪影響を比較衡量した上で適用免除を行うかどうかを決定することとしてはいるものの、実際には、主として競争への悪影響と効率性改善効果の検討が行われており、近年の認可事例を見る限りでは、ほとんどの事例で競争への悪影響がそもそも小さいと判断されている。強制的契機をもたないようにし、産業横断的に団体交渉が行われないようにしていること等のために、団体交渉が行われない場合に実現されただろう取引条件を団体構成員の側にとってより有利にしたり、相手方が得る利益を少なくする一方で交渉団体構成員が利益を得たりする効果を適用免除された行為がもつことはないように思われる。そして、このことからすると、交渉力格差の問題を解消又は緩和して団体構成員の経済的・社会的地位を向上させることにおいてオーストラリア競争法下の団体交渉適用免除制度が果たしている機能は、限定的といえそうである。労働法上の団体権保護に比較すれば、適用免除を受ける団体交渉のスキームは、はるかに効果が弱そうにみえる。労働法は、労働者の経済的・社会的地位向上を目的とし、労組の組織率が高く交渉力が強いことを問題視することはないのに対して、競争法適用免除の審査では、小規模事業者の交渉力強化やこのような事業者への厚生移転がそれ自体としては公益にあたらないとされ、のみならず考慮要因及び判断枠組みからして、組織率が高ければ適用免除を受けにくくなること点で、思想・原理・判断枠組みはかなり違うものになっているといえる。

このような限定的な機能をもつものであるにもかかわらず、適用免除制度が継続して制度が利用されており、一定の成果・機能を果たしていることこそが、注目に値することともいえそうである。庸車運転手や養鶏家にみられるように、団体構成員の規模が非常に小さく、供給先を変えることが容易ではないという点において雇用契約に基づく労務提供に似た役務供給が行われているようにみえる分野での利用例や、ジャーナリスト、クリエイティブ産業等フリーランスによる利用例があることは、特に興味深い。反競争的な利益を得る見込がないことは勿論、レントの追加的獲得も不可能であるようにもかかわらず、このような者らの団体交渉が行われ続けているというのは、団体交渉に競争を制限する以外の目的・効果があるからであると考えられそうである。ACCCは、団体交渉を通じて、契約・交渉過程により多くの情報が反映されるようになり、定型約款を一方的に押し付けられるというのではなく各人のニーズとリソースにより適合した契約・取引が可能となり、契約の執行や紛争解決が促進され、取引費用が減る効果などを公益としてみてきた。団体交渉（しかも、業界団体や労働組合が関与する団体交渉）といえ、反競争的利益の獲得以外に目的・効果をもたないカルテルと同様のものという見方がありうるどころ、ACCCの方法と経験は、このような見方が常には妥当しないだろうことを示しているようにも思われる。

競争法の運用のあり方という観点からみて、オーストラリアの経験からは何を得ることができだろうか。小規模事業者、なかでも雇用類似の働き方をする者の利益を保護するという点では、このような制度と運用だけでは十分なものでないことは明らかであろう。しかし、

このような抑制的なものであるからこそ、オーストラリア外でも競争法上、このような考え方等を導入することは難しくはないように思われる。オーストラリアにおいて競争法の適用が免除されてきた事例は、日本の独占禁止法上も合法としてよい事例であるといつてよいのではないだろうか。オーストラリアの競争当局には、経済的効率性の改善及び競争に与える影響という観点から団体交渉がもつ効果とその程度についての詳しく検討する経験の蓄積ができたという側面もあるかもしれない。限定的であるにせよ活用されている事例があることに照らせば、団体交渉という行為を日本の独占禁止法に照らして評価する上で、このように稀有かつ貴重なオーストラリア競争法の運用例に学ぶことの意義はあるように思われる。

## 資料1 関係する規定（主要なもの）

Competition and Consumer Act 2010（2010年競争消費者法）

\*特に断りがない限り2019年8月時点の規定

### 1. 団体交渉・ボイコットに適用される規定

#### 45AD Cartel provisions

(1) For the purposes of this Act, a provision of a contract, arrangement or understanding is a cartel provision if:

(a) either of the following conditions is satisfied in relation to the provision:

(i) the purpose/effect condition set out in subsection (2);

(ii) the purpose condition set out in subsection (3); and

(b) the competition condition set out in subsection (4) is satisfied in relation to the provision.

#### Purpose/effect condition

(2) The purpose/effect condition is satisfied if the provision has the purpose, or has or is likely to have the effect, of directly or indirectly:

(a) fixing, controlling or maintaining; or

(b) providing for the fixing, controlling or maintaining of;

the price for, or a discount, allowance, rebate or credit in relation to:

(c) goods or services supplied, or likely to be supplied, by any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding; or

(d) goods or services acquired, or likely to be acquired, by any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding; or

(e) goods or services re-supplied, or likely to be re-supplied, by persons or classes of persons to whom those goods or services were supplied by any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding; or

(f) goods or services likely to be re-supplied by persons or classes of persons to whom those goods or services are likely to be supplied by any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding.

#### Purpose condition

(3) The purpose condition is satisfied if the provision has the purpose of directly or indirectly:

(a) preventing, restricting or limiting:

(i) the production, or likely production, of goods by any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding; or

(ii) the capacity, or likely capacity, of any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding to supply services; or

(iii) the supply, or likely supply, of goods or services to persons or classes of persons by any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding; or

(iv) the acquisition, or likely acquisition, of goods or services from persons or classes of persons by any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding; or

(b) allocating between any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding:

(i) the persons or classes of persons who have acquired, or who are likely to acquire, goods or services from any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding; or

(ii) the persons or classes of persons who have supplied, or who are likely to supply, goods or services to any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding; or

(iii) the geographical areas in which goods or services are supplied, or likely to be supplied, by any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding; or

(iv) the geographical areas in which goods or services are acquired, or likely to be acquired, by any or all of the parties to the contract, arrangement or understanding; or

(c) ensuring that in the event of a request for bids in relation to the supply or acquisition of goods or services:

(i) one or more parties to the contract, arrangement or understanding bid, but one or more other parties do not; or

(ii) 2 or more parties to the contract, arrangement or understanding bid, but at least 2 of them do so on the basis that one of those bids is more likely to be successful than the others; or

(iii) 2 or more parties to the contract, arrangement or understanding bid, but not all of those parties proceed with their bids until the suspension or finalisation of the request for bids process; or

(iv) 2 or more parties to the contract, arrangement or understanding bid and proceed with their bids, but at least 2 of them proceed with their bids on the basis that one of those bids is more likely to be successful than the others; or

(v) 2 or more parties to the contract, arrangement or understanding bid, but a material component of at least one of those bids is worked out in accordance with the contract, arrangement or understanding.

#### 45 Contracts, arrangements or understandings that restrict dealings or affect competition

(1) A corporation must not:

(a) make a contract or arrangement, or arrive at an understanding, if a provision of the proposed contract, arrangement or understanding has the purpose, or would have or be likely to have the effect, of substantially lessening competition; or

(b) give effect to a provision of a contract, arrangement or understanding, if that provision has the purpose, or has or is likely to have the effect, of substantially lessening competition; or

(c) engage with one or more persons in a concerted practice that has the purpose, or has or is likely to have the effect, of substantially lessening competition.

## 2. 適用免除を与える権限について(2017年11月改正前)

(88条1A項・同1項)

### Sec. 88 Power of Commission to grant authorisations

(1A) Subject to this Part, the Commission may, upon application by or on behalf of a corporation, grant an authorisation to the corporation:

(a) to make a contract or arrangement, or arrive at an understanding, if a provision of the proposed contract, arrangement or understanding would be, or might be, a cartel provision; or

(b) to give effect to a provision of a contract, arrangement or understanding if the provision is, or may be, a cartel provision;

and, while such an authorisation remains in force:

(c) in the case of an authorisation to make a contract or arrangement, or to arrive at an understanding—sections 44ZZRF, 44ZZRG, 44ZZRJ and 44ZZRK do not prevent the corporation from making the contract or arrangement, or arriving at the understanding, in accordance with the authorisation; or

(d) in the case of an authorisation to give effect to a provision of a contract, arrangement or understanding—sections 44ZZRG and 44ZZRK do not prevent the corporation from giving effect to the provision in accordance with the authorisation.

(1) Subject to this Part, the Commission may, upon application by or on behalf of a corporation, grant an authorization to the corporation:

(a) to make a contract or arrangement, or arrive at an understanding, where a provision of the proposed contract, arrangement or understanding would be, or might be, an exclusionary provision or would have the purpose, or would have or might have the effect, of substantially lessening competition within the meaning of section 45; or

(b) to give effect to a provision of a contract, arrangement or understanding where the provision is, or may be, an exclusionary provision or has the purpose, or has or may have the effect, of substantially lessening competition within the meaning of section 45;

and, while such an authorization remains in force:

(c) in the case of an authorization to make a contract or arrangement or to arrive at an understanding—subsection 45(2) does not prevent the corporation from making the contract or arrangement or arriving at the understanding in accordance with the authorization and giving effect in accordance with the authorization to any provision of the contract or arrangement so made or of the understanding so arrived at;

(d) in the case of an authorization to give effect to a provision of a contract:

(i) the provision is not unenforceable by reason of subsection 45(1); and

(ii) subsection 45(2) does not prevent the corporation from giving effect to the provision in accordance with the authorization; or

(e) in the case of an authorization to give effect to a provision of an arrangement or understanding—subsection 45(2) does not prevent the corporation from giving effect to the provision in accordance with the authorization.

### 3. 適用免除を与える権限について（88条1項）

Sec. 88 Commission may grant authorisations

#### *Granting an authorisation*

(1) Subject to this Part, the Commission may, on an application by a person, grant an authorisation to a person to engage in conduct, specified in the authorisation, to which one or more provisions of Part IV specified in the authorisation would or might apply.

### 4. 適用免除を与える権限に関するその他の規定（88条2項以下）

Sec. 88

#### *Effect of an authorisation*

(2) While the authorisation remains in force, the provisions of Part IV specified in the authorisation do not apply in relation to the conduct to the extent that it is engaged in by:

(a) the applicant; and

(b) any other person named or referred to in the application as a person who is engaged in, or who is proposed to be engaged in, the conduct; and

(c) any particular persons or classes of persons, as specified in the authorisation, who become engaged in the conduct.

### *Conditions*

(3) The Commission may specify conditions in the authorisation. Subsection (2) does not apply if any of the conditions are not complied with.

(4) Without limiting subsection (3), the Commission may grant a merger authorisation on the condition that a person must give, and comply with, an undertaking to the Commission under section 87B.

### *Single authorisation may deal with several types of conduct*

(5) The Commission may grant a single authorisation for all the conduct specified in an application for authorisation, or may grant separate authorisations for any of the conduct.

### *Past conduct*

(6) The Commission does not have power to grant an authorisation for conduct engaged in before the Commission decides the application for the authorisation.

### *Withdrawing an application*

(7) An applicant for an authorisation may at any time, by writing to the Commission, withdraw the application.

## 5. 認可申請にかかる審査基準 2017年11月改正前における規定

(90条5A項・同5B項・同6項・同7項)

\* 下線筆者

### Sec. 90 Determination of applications for authorisations

...

(5A) The Commission must not make a determination granting an authorisation under subsection 88(1A) in respect of a provision of a proposed contract, arrangement or understanding that would be, or might be, a cartel provision, unless the Commission is satisfied in all the circumstances:

(a) that the provision would result, or be likely to result, in a benefit to the public; and

(b) that the benefit would outweigh the detriment to the public constituted by any lessening of competition that would result, or be likely to result, if:

(i) the proposed contract or arrangement were made, or the proposed understanding were arrived at; and

(ii) the provision were given effect to.

(5B) The Commission must not make a determination granting an authorisation under subsection 88(1A) in respect of a provision of a contract, arrangement or understanding that is or may be a cartel provision, unless the Commission is satisfied in all the circumstances:

(a) that the provision has resulted, or is likely to result, in a benefit to the public; and

(b) that the benefit outweighs or would outweigh the detriment to the public constituted by any lessening of competition that has resulted, or is likely to result, from giving effect to the provision.

...

(6) The Commission shall not make a determination granting an authorization under subsection 88(1), (5) or (8) in respect of a provision (not being a provision that is or may be an exclusionary provision) of a proposed contract, arrangement or understanding, in respect of a proposed covenant, or in respect of proposed conduct (other than conduct to which subsection

47(6) or (7) applies), unless it is satisfied in all the circumstances that the provision of the proposed contract, arrangement or understanding, the proposed covenant, or the proposed conduct, as the case may be, would result, or be likely to result, in a benefit to the public and that that benefit would outweigh the detriment to the public constituted by any lessening of competition that would result, or be likely to result, if:

(a) the proposed contract or arrangement were made, or the proposed understanding were arrived at, and the provision concerned were given effect to;

(b) the proposed covenant were given, and were complied with; or

(c) the proposed conduct were engaged in;

as the case may be.

...

(8) The Commission shall not:

(a) make a determination granting:

(i) an authorization under subsection 88(1) in respect of a provision of a proposed contract, arrangement or understanding that is or may be an exclusionary provision; or

(ii) an authorization under subsection 88(7) or (7A) in respect of proposed conduct; or

(iii) an authorization under subsection 88(8) in respect of proposed conduct to which subsection 47(6) or (7) applies; or

(iv) an authorisation under subsection 88(8A) for proposed conduct to which section 48 applies;

unless it is satisfied in all the circumstances that the proposed provision or the proposed conduct would result, or be likely to result, in such a benefit to the public that the proposed contract or arrangement should be allowed to be made, the proposed understanding should be allowed to be arrived at, or the proposed conduct should be allowed to take place, as the case may be; or

(b) make a determination granting an authorization under subsection 88(1) in respect of a provision of a contract, arrangement or understanding that is or may be an exclusionary provision unless it is satisfied in all the circumstances that the provision has resulted, or is likely to result, in such a benefit to the public that the contract, arrangement or understanding should be allowed to be given effect to.

...

## 6. 認可申請にかかる審査基準（90条7項・同8項）

\* 下線筆者

Sec. 90

...

(7) The Commission must not make a determination granting an authorisation under section 88 in relation to conduct unless the Commission is satisfied in all the circumstances:

(a) that the conduct would not have the effect, or would not be likely to have the effect, of substantially lessening competition; or

(b) that:

(i) the conduct would result, or be likely to result, in a benefit to the public; and

(ii) the benefit would outweigh the detriment to the public that would result, or be likely to result, from the conduct.

(8) Paragraph (7)(a) does not apply to the extent that any of the following provisions would (apart from an authorisation under section 88) apply to the conduct:



- (a) one or more provisions of Division 1 of Part IV (cartel conduct);
- (b) one or more of sections 45D to 45DB (secondary boycotts);
- (ba) one or more provisions of section 45E or 45EA (contracts etc. affecting the supply or acquisition of goods or services);
- (c) section 48 (resale price maintenance).

## 7. 届出にかかる規定（審査基準）

（93AC 条から審査基準を示す部分）

\* 下線筆者

Sec 93AC Commission's objection notice

*Commission's objection notice—cartel provisions*

(1) If:

(a) a corporation gives the Commission a collective bargaining notice under subsection 93AB(1A) in relation to a contract, or proposed contract, containing a cartel provision of the kind referred to in that subsection; and

(b) the Commission is satisfied that any benefit to the public that has resulted or is likely to result or would result or be likely to result from the provision does not or would not outweigh the detriment to the public that has resulted or is likely to result or would result or be likely to result from the provision;

the Commission may give the corporation a written notice (the objection notice) stating that it is so satisfied.

*Commission's objection notice—competition provisions*

(2) If a corporation gives the Commission a collective bargaining notice under subsection 93AB(1) in relation to a contract, or proposed contract, containing a provision of the kind referred to in paragraph 45(1)(a) or (b), then the Commission may, if it is satisfied that:

(a) the provision has or would have the purpose, or has or is likely to have or would have or be likely to have the effect, of substantially lessening competition (within the meaning of section 45); and

(b) in all the circumstances, either:

(i) the provision has not resulted or is not likely to result, or would not result or be likely to result, in a benefit to the public; or

(ii) any benefit to the public that has resulted or is likely to result, or would result or be likely to result, from the provision does not or would not outweigh the detriment to the public constituted by any lessening of competition that has resulted or is likely to result, or would result or be likely to result, from the provision;

give the corporation a written notice (the objection notice) stating that it is so satisfied.

## 8. 一括適用免除にかかる規定

95AA Commission may determine class exemptions

(1) The Commission may, by legislative instrument, determine that one or more specified provisions of Part IV do not apply to a kind of conduct specified in the determination, if the Commission is satisfied in all the circumstances:

(a) that conduct of that kind would not have the effect, or would not be likely to have the effect, of substantially lessening competition; or

(b) that conduct of that kind would result, or would be likely to result, in a benefit to the public that would outweigh the detriment to the public that would result, or would be likely to result, from conduct of that kind.

## 資料2 団体交渉適用免除ガイドライン（訳）

### オーストラリア競争消費者委員会

(Australian Competition and Consumer Commission, ACCC)

## 小規模事業者による団体交渉: 届出及び認可の指針 (2018年12月)

### 1. はじめに

この指針では、2010年競争消費者法（以下「競争法」という。）に基づいて団体交渉を認可するプロセスに関する情報を提供し、団体交渉の計画にかかる公益及び公的損害をACCCが評価する方法について概説する。本指針は、主に小規模事業者及び農業に従事する事業者（農家）ならびにこれらの事業者に法的助言を行う者に向けて、団体交渉の届出及び認可の手続きの理解を助けることを目的として書かれたものである。

小規模事業者（農家を含む。）は、顧客又は供給者と団体で交渉すること（以下、団体交渉という。）から利益を得られることがある。ともに行動することで、規模の大きい事業者との契約条件を改善し、個々には達成することが出来なかつたであろう効率性を達成することが可能にあることがある。

しかしながら、交渉開始前にACCCの認可を受けないと、団体交渉は競争法に反する可能性がある。

競争法は、ACCCが公益が公的損害を上回ると考える場合に、団体交渉を行うことについて事業者が法的保護を得ることができることとしている。この法的保護は次の方法で受けることが可能である。

- ・ 団体交渉の届出
- ・ 認可の取得

届出は認可よりも簡単で速いことが多いものの、すべての交渉に適するものではない。

ACCCは現在、小規模事業者による適用免除について一括適用免除を導入することを検討している。これが導入されれば、当該適用免除の基準に該当する事業者は、個別に届出を行い又は認可を受ける必要がなくなり、速やかにかつ費用をかけることなく免除を受けることが可能になる。

この一括適用免除を行う権限は、ACCCが現在有する届出及び認可にかかる手続きに追加として与えられることになるものである。小規模事業者は、特に計画されている行為が一括適用免除に規定される基準を満たさないものである場合には、現行の手続きを引き続き利用して競争法からの適用免除を申請することができる。

小規模事業者による団体交渉の一括適用免除が導入されれば、さらに詳しい情報がACCCのウェブサイトで提供される予定である。

ACCCは、これらの手続きに関する質問に回答し、計画されている行為について事業者と議論することができる。

直接、Adjudication General Manager ([adjudication@acc.gov.au](mailto:adjudication@acc.gov.au))に問い合わせされたい。

## 2. 小規模事業者による団体交渉及びボイコット

### 団体交渉とは何か？

**団体交渉**とは、複数の事業者が集まって団体を構成し、顧客又は供給業者（「ターゲット」と呼ばれる。）と取引条件や価格について交渉することをいう（注1）。団体は、代理人や業界団体などの代理を選んで、自らに代わって交渉させるようにさせることも可能である。

注1) 競争法上の団体交渉には、雇用者・被用者間の団体交渉は含まれない。

ターゲットと個別にではなく団体として交渉することには、次のような多くの利点がある。

- ・供給について取決めを行うための時間及び費用を削減又は分担する
- ・定型約款に署名するだけという場合と比較して、団体のニーズをよりよく反映した供給条件にすべく交渉する機会を増やす
- ・関係する情報を共有し、専門家から助言を得る費用を分担すること等により多くの情報を入手することができる
- ・取引の量をまとめたものとするにより大規模・新規の売手・買手にとっての魅力を増大させることが出来る場合には、新しい事業機会が創出される
- ・発注・納入を合理化・調整し、これによりサプライチェーンを効率化させる

ターゲットにとっては、さらに、次のような利点がありうる。

- ・各構成員と別々にではなく、単一の代表者又は団体（又はその一部）と交渉することで費用を削減する
- ・大量注文による供給の確実性を改善させ、輸送・流通を調整することで費用を削減する
- ・情報の入手可能性を改善：より効果的かつ効率的な交渉が行われることで、当事者間で有用な情報交換が行われるようになる。

**団体交渉は、団体及びターゲットの双方に利益をもたらす場合に、最も効果的である。**

団体交渉を行う団体は、特定の顧客又は供給業者との間で契約条件に関して合意に到達しない場合には、又は合意に到達するまでの間、当該顧客又は供給業者への供給ないし購入を拒絶することを望むことがある。これは**共同ボイコット**と呼ばれる。

状況によっては、共同ボイコットは団体交渉の利益を交渉団体が受けることを容易にする可能性がある。例えば、ターゲットたる大規模な顧客又は供給者が団体との間で交渉を行うことを拒む場合には、小規模事業者は、共同ボイコットを行うという脅しを行い又はこれを実際に行う可能性をもつことなくしては、これらターゲットの間で団体交渉を行う計画は効果をもたない可能性がある。

### いかなる場合に団体交渉は法律に違反する危険性があるか？

共同ボイコットの有無にかかわらず、団体交渉は競争法に違反する可能性をしばしば生じさせる。というのも、競争法は、概して、下記の事項についての決定を競争者と独立して行うことを要請するものであるためである。

- ・価格設定（注2）
- ・だれと取引するか
- ・いかなる取引条件を設定するか

注2) 価格設定には、値引き、手当、リベート、信用にかかる決定も含まれうる。

これらの事項について競争者と共同して行動を行うと、カルテルやその他の競争法の規定に違反する可能性がある（注3）。

注3)これには例えば団体交渉にかかる活動の一環として行われる情報交換から生じる協調的行動（concerted practices）が競争法45条(1)(c) [違反に問われる可能性] が含まれる。

しかし、ACCCは、小規模事業者による団体交渉が、関連して行われる共同ボイコットの有無にかかわらず、より効率的な結果をもたらすことが多いことを認識している。競争法にもとづいて、事業者は、法的保護を受けて、競争法違反のおそれなく団体交渉や共同ボイコットを行うことができる。

ACCCは、団体交渉をするかどうかを検討する事業者は、団体交渉の取組みを行うかどうか、進めるのであれば届出を提出するか認可を求めるとかを決定するにあたり、事前に相談を行う必要があるだろうことを理解している。予備的な検討の過程で検討することとなりそのような質問については、附則Aを参照されたい。

事業者は、競争法に違反することなく、またACCCの認可を必要とせずに、準備のための議論を行うことができる。ただし、このような準備のための議論を行う過程で、参加者は価格等、事業上重要な情報を交換してはならず、また、価格やその他の商品又は役務の供給又は購入に関する取引条件について合意ないし了解を行うことがないようにしなければならない。

### ACCC認可の意味 - 届出又は認可

小規模事業者は、競争法に基づいて、届出を提出し又は認可を得ることによって、団体交渉及び共同ボイコットについて法的保護を受けることができる。

ACCCによる団体交渉の認可は、ACCCが当事者間の交渉に参加したり、役務のレベルや料金等具体的な取引条件について裁定を下したりすることを意味するわけではない。

届出又は認可は、ターゲットが団体と交渉する義務を生じさせるものではない。また、守秘義務にかかる条項等、当事者間の既存の契約上の義務が無効になることもない。

届出の提出又は認可を得ることは、団体交渉を行う者が、共同ボイコットの有無にかかわらず、競争法の規定に違反するリスクを排除するだけである。

団体の構成員が競争者である可能性がある場合には、法的保護が付与されるまで、価格その他の取引条件について合意ないし了解を行ってはならず、事業上重要な情報を交換すべきでない。  
法的保護が与えられた場合、団体は当該保護が与えられた範囲内においてのみ活動を行わなければならない。

### 3. 届出と認可 - 簡単な比較

届出と認可の比較を表1に示す。行おうとしている行為が届出と認可のどちらと関係するかについての詳細は、それぞれ第5章及び第6章で説明する。

表1：届出と認可の簡単な比較

	届出	認可
申請資格上の制限はあるか？	ある。団体の構成員はすべてターゲットとの取引総額が年間3百万ドル（別段の定めがある場合を除く。）以下でなければならない	ない。いかなる事業者、業界団体、労働組合も、自ら又は団体を代表して認可を申請することができる。取引額の基準は適用されな

	(注4)。労働組合は届出を行うことができない。	い。
法的保護はいつ発効するか？	届出が有効に提出されてから14日の間にACCCが異議を申し立てない限り、当該期間後に自動的に発効する。ただし、届出に共同ボイコットが含まれる場合には、ACCCが届出が有効に提出されてから60日の間に異議を申し立てない限り、この期間の後に法的保護が自動的に開始される。	ACCCが認可を与えた時に発効する。最終的な決定は6か月以内に行われることとされている（延長される場合は、この限りでない。）。単純な計画については、ACCCはこの期間よりはるかに早く最終的な決定を下すことができることがしばしばである。ACCCが最終的な決定を出す前に、団体交渉を開始することを可能にする予備的認可（注5）が与えられることがある。
法的保護はいつまで有効か？	法的保護は、届出の日から3年間（標準的届出期間）継続する（ただし、ACCCが異なる期間（最長10年）が適切であると判断した場合、停止の告知が出された場合又は届出が取り下げられ若しくは取り消された場合は、この限りでない。）	ACCCは、状況に応じて適切と考えられる任意の期間について認可を行うことができる。団体交渉については、ほとんどの認可が5～10年間の期間、付与されている。ACCCが認可を取り消すことを決定した場合には、最終的な決定が出されてから21日後に法的保護が失効する。
ACCCは共同ボイコットの停止通知を出することができるか（注6）？	できる。届出が提出されてから重大な状況の変化があり、ACCCが共同ボイコットが公衆に重大な損害をもたらす又はもたらさずだろうと考えることが合理的である場合には、停止通知が出される。	できない。
ACCCの承認に条件を付することができるか？	できる。ただし、届出に共同ボイコットが含まれる場合に限る。	できる。
共同ボイコートを計画に含めることができるか？	できる。	できる。
ACCCは、団体交渉団体と交渉することをターゲットに強いることができるか？	できない。	できない。

ACCCは交渉に参加したり、紛争解決を行ったりすることがあるか？	ない。	ない。
ACCCの認可は、当事者間の既存の契約上の義務を無効にするか？	しない。	しない。
届出・認可の手数料はいくらか？	1000ドル - ACCCは、手数料の支払いを免除する権限をもたない。	7500ドル - 手数料が過度の負担である場合には、ACCCは認可の手数料の全部又は一部を免除することができる。

注4)一定の業種についてはこれより高い閾値が設定されている。本指針12頁参照。

注5)予備的認可については、ACCC「Guidelines for Authorisation of Conduct (non-merger)」参照。

注6)停止通知は、ACCが通知を取り消し又は条件を賦課するかどうかを検討する間、一時的に通知により付与される共同ボイコットに対する法的保護を停止するものである。本指針18頁参照。

#### 4. 公益と損害の評価(注7)

届出においても認可においても、**公益と公的損害**の概念がACCCの評価の中心である。公益及び損害は、競争法では定義されておらず、広く解釈されている。公益及び損害は、団体交渉の有無にかかわらず生じる効果ではなく、団体交渉から生じるものでなければならない。

##### 市場画定の役割

ACCCは、団体交渉によって影響を受ける可能性がある競争の分野を考察する。これにより影響を受ける可能性がある買手と売手の範囲及び団体交渉又は共同ボイコットが行われる競争の状況がいかなるものかが明らかになる。

##### 団体交渉の公益

ACCCは、団体交渉が団体の構成員とターゲットとの間の契約を改善するための効果的な方法であり得ること、そして団体の状況をよりよく反映し、様々な状況によりよく対応するものとなっているという点でより完全な契約の締結につながることを考えると考える。

ACCCは、団体交渉によってもたらされる可能性がある公益のすべてを考慮する。多くの場合、ACCCが承認する公益は、交渉による効率性改善によってもたらされるが、これにあわせるような形で申請内容を決める必要はない。

効率性概念には様々な要素がある。効率性の改善は、個々人が各人の資源（ないし投入

要素)を顧客にとって最も価値のある製品を製造するような形で配分することで、又は、既に保有する資源(又は投入要素)をより有効にかつ最小の費用で利用できるようになるというものでありうる。効率性の改善は、より時宜にかなった形でイノベーションを行ったり新しい製品を出したりすることから生じることもある。

団体交渉によって発生する可能性があるとして一般にACCCによって認められている公益は、表2に示されている。申請の中で、申請者は計画する行為がどのようにしてこれらの結果の一部又は全部を達成するのであるかを説明することになる。生じそうな公益の程度を定量化する必要はないが、ACCCは、それらが発生する可能性があり、それが団体交渉によって生じるものであることを確信する必要がある。

注7)ACCCが通常、公益、公的損害及び競争の状況に対する影響をいかに評価するかについての詳細な情報は、ACCC「Guidelines for authorisation of conduct non-merger」参照。

表2：団体交渉により生じる公益の一般的なもの

<p>契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果</p>	<p>小規模事業者は、資源、情報へのアクセス及び交渉経験において劣っているために、規模の大きい事業者と交渉する際に不利になることがしばしばある。</p>
	<p>ターゲットは、小規模事業者各々に定型約款を提示することがあり、この際には全体としてより効率的で効果的な契約とする可能性のある交渉による変更の余地を殆ど又は全く与えないことが多い。</p>
	<p>団体交渉は、団体構成員が知識を深め、交渉に積極的に参加し、契約へのインプットを増大させることを可能にしうる。これにより、より包括的で、団体やターゲットの状況をよりよく反映した供給の条件設定—これにより、より効率的な結果がもたらされる—につながる可能性がある。</p>
	<p>団体の交渉力を高めることは、それがターゲットから団体への利益の移転をもたらすにすぎないのであれば、それ自体としては公益ではない。しかし、交渉力の向上により、取引から得られる利益をより多く実現することを可能にするような契約が締結されることになりそうである場合には、公益を生じさせる可能性がある。</p>
<p>取引費用の節約</p>	<p>取引費用は、契約交渉に関連する費用である。これは金銭的な費用である必要はなく、交渉の両当事者側に発生する次の費用を含む。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家の助言</li> <li>・ 契約条件について交渉し合意に達するために必要な時間及び資源</li> <li>・ 契約の監視及び実現</li> </ul>
	<p>団体交渉は、複数の交渉が個々に行われる状況と比べて、単一又は少数の交渉プロセスが行われるようにすることで取引費用を削減しうる。団体交渉は団体構成員が交渉に関連する費用を共同で分担することも可能にする。</p>
<p>情報の改善</p>	<p>交渉当事者が市場の状況や他の当事者の嗜好についてあまりよく知らないような場合には、この当事者は、より多くの情報を持っている場合と</p>

比べて劣った条件 (lesser terms) を受け入れる (又は提示する) ことがある。団体交渉は、情報の少ない当事者が入手可能な関係する情報の量及び質を改善し、より効率的な契約条件の交渉が行われることを可能にする。

#### ケーススタディ - マニングバレーの酪農家

2011年に1リットル1ドルの牛乳 [という商品の市場へ] の導入後、Manning Valley (NSW州) にある7人の酪農家の団体から、Woolworthsに、同社の店舗で地元産の高品質牛乳を販売する提案が行われた。

Manning Valley団体は、Woolworthsとその代理人であるMilk2Marketとの間で生乳供給契約の条件を団体として交渉する届出を行った。交渉は、生乳の供給価格及び支払条件、ならびに、酪農家に対する一定の量・仕様・品質の生乳の提供義務付けに関するものだった。

届出の審査において、ACCCは、団体交渉が生乳入手に関して新たな競争者を生じさせること、及び、新しい乳製品の導入—これはさらに様々な乳製品の品質又は価値をよりよく反映する効率的な価格設定が行われるようになる結果につながりうる—を通じて消費者の選択を増やすことによって、公益が生じる可能性が高いと考えた。

ACCCはまたこの取組みが取引費用の削減による公益をもたらすと考えた。これは、例えば、団体は法的助言を得るための費用を分担し、酪農家が乳製品市場に関する情報によりよくアクセスできるようにし、交渉力の向上により酪農家側からの情報が契約等によりよく反映されるようになる効果を通じて生じると考えられた。この結果として締結される契約は、より効率的な事業的成果につながる。

ACCCは、全当事者について団体交渉への参加は任意とされていること、交渉を行う団体はマニングバレーにいる7人の酪農家であること、かつ、団体を通じて販売される生乳の総量はその地域で生産される生乳のわずかな割合を占め団体は小規模であること—このため、団体交渉が競争を歪める可能性は低いと考えられること—から、生じる公的損害は限られたものとなると考えた。

全体として、ACCCは、団体交渉からもたらされうる公益がかなりのものであり、わずか又は全く存在しない損害を上回ると考えた。

#### 団体交渉の公的損害

ACCCは、計画された行為から生じる可能性があるすべての公的損害を考慮する。ただし、表3で概説するように、ほとんどの団体交渉において、識別可能な損害は競争の減少から生じるものである。申請の中では、計画がいかに競争に影響を与えるかを明らかにするとともに、競争への悪影響その他の公的損害の程度を限定するような措置をとっているかどうかを明らかにする必要がある。

表3：団体交渉により生じる可能性のある反競争的効果

共同行為による競争の減少	団体交渉がなければ、団体の構成員は、ターゲットとの取引を各々行う。したがって、ACCCは、団体として行動した結果として、団体の構成員間の競争が減少することの影響を検討する。この評価に関連するのは、団体の構成員が現在、ターゲットとの取引において競争を行っている程度である。たとえば、現在、これらの者が定型約款を提示されており、個々にインプットを提供する機会が殆ど存
--------------	---



	在しなければ、団体構成員間の競争は限られているといえる可能性がある。
競合事業者及び交渉団体外の競争への影響	団体交渉は、団体の構成員の交渉力を向上させることを目的とすることが多い。しかしながら、団体交渉は、団体外の事業者がターゲットや関連市場内の他の事業者に供給し又はこれらから購入する競争に影響を与える可能性がある。
届け出られた団体交渉を超えて共同行為が行われる可能性の増大	団体交渉の間、団体構成員は情報共有を行うことがある。これは共同で交渉するために必要な行為であることが多い。もっとも、これにより、事業者は、以前に増して協力する意欲を強く持つ状況が創出されうる。そして、これにより、当初計画され承認されたものを超える協力が行われるようになり、競争の程度を低下させることにより損害を生み出す可能性がある。

#### 反競争的効果を小さくする可能性がある要因

団体交渉の反競争的効果は、次の場合には限定的なものとなりそうである。

- ・交渉団体の構成員が、関連市場の参加者のごく一部を占める場合。現在の競争の程度が高く、交渉団体の規模、構成及び代表が制限されている場合には、反競争的効果は、団体交渉の行為により影響を受ける分野はより小さく、団体外の事業者による競争があるために、小さなものである可能性がある。
- ・団体の構成員とターゲットとの間で個別交渉が行われている程度が現在のところ低く、集団的な行為の有無によって競争が行われる程度が変わる程度が小さい場合。
- ・合意により交渉団体の構成員が他の側面－例えば量、質又は役務－について競争する能力が制限されない場合。多くの団体交渉の行為には、団体構成員間の競争圧力を維持するための措置（品質の高い製品に対して支払う価格が高くなるようにすること等）が含まれている。
- ・団体交渉への参加が、団体構成員についてもターゲットについても自主的なものである場合。一般的に、参加者全員が参加の有無を自主的に決定できる場合には、公益が公的損害を上回る可能性が高くなる－団体交渉により不利な立場におかれることになることが予想される場合には当事者が参加する見込みは低い－。

#### ケーススタディ - 新聞販売店による団体交渉

オーストラリア新聞協会（Australian Newsagents' Federation, ANF）は、その関連団体及び州支部を通じて、オーストラリアの約2000の新聞販売店を代表する。新聞販売店は、多くの場合、小規模で家族経営の事業である。

ANFは、現在及び将来の構成員に代わって、様々なサプライヤー（多くが大規模で資源が豊富な事業者）との団体交渉を行う権限を付与された。

ターゲットには、新聞や雑誌、グリーティングカード、菓子等、新聞販売店で小売販売される製品の供給者が含まれていた。また、保険、電気、ガソリン、電子販売ソフトウェア等、新聞販売店に対して役務を提供する事業者も含まれていた。

ANFは交渉を希望するターゲットのリスト（計画）を明らかにしつつも、申請書に記載

されていないものの将来、新聞販売店に供給を行う可能性のある他の事業者にもアプローチできるようにするよう認可を行うことも求めた。

ACCCは、新聞販売店が資源をプールし、交渉上より協調的なアプローチをとることを可能にすることから公的利益が生じることを承認した。ACCCは、これが取引費用の節減につながり、さまざまなサプライヤーとの契約に対して新聞販売店がより多くの情報を契約に反映させるようにすることができるようになると考えた。

ACCCは、雑誌や新聞の購入（これについては、ACCCによって過去に承認されていた。）を除けば、購入を計画している商品・役務の範囲では、新聞販売店は購入者総数のうちのわずかな割合を占めそうであると考えた。

さらに、計画された交渉の多くは、交渉団体よりはるかに大きいターゲットとの間で行われるものだった。このような状況では、認可により将来的にターゲットとの団体交渉を認めることにしても、反競争的な損害がもたされるリスクはほとんどない。

### 共同ボイコットの評価

共同ボイコットは、団体が提示する契約条件に同意しない限り、団体の構成員がターゲットから商品又は役務を購入せず、又はターゲットに商品又は役務を供給しないことを集団的に合意することをいう。

ACCCは、これまで共同ボイコット条項を含む団体交渉の計画の提出を受けたことは殆どない。これは、部分的には、共同ボイコットは費用がかかり、ボイコットを行う団体を含む幅広い市場参加者に損害を与える可能性があることがあるためでありうる。

しかし、ACCCによる団体交渉の認可は、ターゲットに交渉に参加したり、交渉により合意という結果に到達するようにしたりすることを要求するものではない。

このため、小規模事業者が共同ボイコットを行うという脅しを行い、及び／又は、それを行う関与する能力を持たずしては、大規模な顧客又は供給者との団体交渉の試みは効果的でない可能性がある。ターゲットは、団体との交渉を拒否するか、団体交渉なしでも実施されたであろうのと同じ条件にのみ同意することがありうる。

したがって、一定の状況下では、団体がターゲットに対して共同ボイコットを行うことができる能力が、小規模事業者の団体交渉の有効性及びこの成果を大幅に改善させることができる可能性がある。集団的なボイコットは、ターゲットをテーブルにつかせたり、行き詰った交渉を再開したりするのに役立つ交渉ツールとなりうる。共同ボイコットの有効性と適切性は、具体的な状況によって異なる。

### ボイコットの評価する上での考慮要因

共同ボイコットの可能性があることは、団体交渉によってもたらされる可能性のある公益と損害を増大させる可能性がある。このため、ACCCは、団体交渉がもたらす公益及び損害を評価する際に考慮する要因（前述）に加えて、共同ボイコットを行う能力を含む計画の評価では、以下の要因を考慮する。

・**ターゲットの規模**（交渉団体との相対的規模を含む）。交渉団体とターゲットとの間の規模が大きく違うことは、交渉力に大きな不均衡があることを意味する可能性がある。共同ボイコットは、ターゲットを交渉のテーブルにつかせて団体交渉の利益を実現できるように

するための方法でありうる。

交渉団体と個々の団体構成員の両方がターゲットと比較して小さい場合には、競争の減少又は第三者への悪影響から生じる損害の規模は小さいものでありうる。

・ **川下市場における競争の強さ**。ターゲットは、通常、ボイコットの費用よりも団体の交渉上の主張に同意しボイコットを回避又は終了させることの費用が小さい場合には、団体の主張に同意する。これは、団体が、これがなければ得られた条件と比較してより高い価格及びより良い条件を獲得することを意味することが多い。結果として設定される価格が競争的市場における価格よりも高い場合には、これが川下市場の効率性を低下させる可能性がある。しかし、団体又はターゲットが、ターゲットの下流での地位を損なう条件に同意することはありそうにない。したがって、川下市場が競争的である場合には、価格が上昇し効率が低下する可能性に対してACCCがもつ懸念の程度は小さくなる。

・ **第三者が被る可能性がある損害及び期間の見通し**。共同ボイコットは、（交渉団体の構成員及びターゲット以外の）第三者に害を及ぼす可能性がある。例えば、ターゲット又は交渉団体の顧客又は供給者の製品に対する需要は、ボイコット期間中、減少する可能性がある。共同ボイコットによる第三者への損害が、団体交渉の利益の一部を相殺するものである可能性がある。

・ **過去の団体交渉の結果**。共同ボイコットを行うべき理由は、ボイコットの脅し又はこの実施の能力のない団体交渉が過去に失敗していた場合にはより強いものとなりうる。もっとも、団体交渉が過去に失敗したことを示すことは不可欠ではない。

・ **共同ボイコット行為の制限**（調停及び通知期間を含む）。共同ボイコット活動に明確な制限が設けられている場合には、共同ボイコットにより生じうる損害を減少させうる。たとえば、ACCCは、団体がターゲットに対してボイコットを行う可能性があることについて適切な通知を行うこととしている場合—これにより、ターゲットは、代替的な供給者又は購入者を見つけたり、団体の現在の提案を検討したりすることができるようになる可能性がある—には、共同ボイコットを許容する可能性がより高くなる可能性がある。通知期間中には、団体も、代替的な顧客又は供給業者を見つけ、及び／又は、ターゲットの主張その他の追加的な情報を入手することができるようになる可能性がある。これは通知期間中に交渉により結果に到達することができる可能性があることを意味しうる。

さらに、まず調停を行う必要があることとされている場合には、当事者がボイコットに参加する必要がないまま交渉により一定の結果に到達する可能性が高まる。調停があると、当事者がボイコットを実際に行うというのではなく、その脅しのみを利用することになる可能性も高くなる。

## 5. 届出

競争法に違反するリスクを冒すことなく小規模事業者が団体交渉又はボイコットを行うための最も簡易な方法は、ACCCに届出を提出することであることが多い。

### 届出前のACCCとの相談

正式に届出を提出する前に、ACCCが審査上必要とする情報の種類及び手続きについてフィードバック及びアドバイスを提供することができる。交渉団体は、正式にACCCに届出を提出する前に、ターゲットとの間で計画について協議しようとする考えもある。

## だれが届出を提出できるか？

交渉団体の一員である事業者が届出を提出することも、業界団体やその他の代表が代理で行うこともできる。将来の構成員が届出提出の要件を満たしている場合には、届出は、団体の現在の構成員及び将来参加する構成員をカバーすることができる。

労働組合又は労働組合の役員は、団体交渉又はボイコットの届出を提出することはできない（注8）。

届出手続きの利用を小規模事業者による団体交渉に限定するために、一般的には、300万ドルという取引額の閾値が適用される。つまり、団体交渉届出は、団体の各構成員がターゲットとの契約を結ぶことを合理的に期待しており、かつ、各構成員と団体交渉が対象とするターゲットとの取引額は、任意の12ヶ月の期間において300万ドルを超えない（注10）場合のみ、届出を提出することができる。以下の業種には、より高い閾値が適用される。

- ・ガソリン小売業 - 1500万ドル
- ・自動車新車小売 - 2000万ドル
- ・農機具小売 - 1000万ドル
- ・一次生産（primary production） - 500万ドル（注11）

交渉団体の構成員は、ターゲット又は類似の商品・役務を扱う顧客又は供給業者との過去の取引の詳細を参照して、取引額の閾値を満たすかどうかを判断することができる。

注8)競争法93AB条(9)項

注9)競争法93AB条(9)項・競争法93AB条(11)項

注10)競争法93AB条(4)項

注11)規則71A-71D.

## 届出を有効に行う方法

<p>フォームに指定された情報を入力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="https://www.accc.gov.au/business/applying-for-exemptions/fees-forms">https://www.accc.gov.au/business/applying-for-exemptions/fees-forms</a> からフォームをダウンロード</li> <li>・ フォームの最後にある宣誓に署名 - 団体を代表して署名する必要があるのは一方当事者のみ</li> <li>・ 公の登録（public register）に公開するための申請書の公開版も提出</li> <li>・ 注：団体の各構成員は、ターゲットと契約を締結するだろうことを合理的に期待し、かつ、ターゲットとの取引額が閾値を満たすことを合理的に予想する必要がある。</li> </ul>
↓	
<p>手数料の支払い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出1件あたり\$ 1000 - ACCCは手数料支払いを免除することはできない</li> <li>・ 最初の届出を提出してから14日以内に別の団体交渉届出が同じ又は密接に関連した市場での行動に関連したものについては、手数料の追加的支払いは不要</li> </ul>
<p>申請書を送付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子メールでGeneral Manager, Adjudication (<a href="mailto:adjudication@acc.gov.au">adjudication@acc.gov.au</a>) へてに、または</li> <li>・ ACCC(<a href="http://www.accc.gov.au/contact-us">www.accc.gov.au/contact-us</a> 参照)宛／において郵送又は手交で</li> </ul>

ACCCは届出の受領後、できるだけ早く連絡するが、届出の有効性について懸念がある場合は、通常5開庁日以内に連絡する。ほとんどの場合、届出を無効とする原因たる問題を修正する機会が付与される。

### 届出提出時に提供する情報

ACCCが届出を評価するために必要な情報は、計画された行為及び影響を受ける市場の精確及び複雑さによって異なる。届出フォームに、一般的に必要とされる情報が記載されている。フォームに列挙されている情報の一部が計画とは無関係であり、又は、入手可能でないと考える場合には、その点についての書面による説明を提供し、又は、ACCCに相談されたい。

届出においては、次の事項を明らかにすることが重要である

- ・ 計画される行為の説明：これはACCCが利害関係者と協議を行い、届出を評価することが出来る程度に正確なものでなければならない
  - ・ 計画される行為により影響を受けそうな競争の分野ないし関連市場の概要
  - ・ 計画される行為により生じそうな公益の概要
  - ・ 計画される行為により生じる公的損害（競争に対する影響を含む）。競争が何らかの形で減少し、その他公的損害が生じることはないと考えられる場合には、そのように考える理由を説明すること。
  - ・ 行為の期間
  - ・ その他ACCCの審査に関する情報又は証拠
- 提供される情報とこれを裏付ける証拠が包括的なものであるほど、ACCCの審査はより効率的に行われることに注意すること。

交渉団体の各構成員からの書面による同意提出は必要としないが、現在の構成員の詳細（名前、電話番号、Eメールアドレス）は尋ねる。団体構成員として説明された者は、届出が彼らに代わって提出されることに同意を与えたのであり（別段の説明がない限り）、これらの者を代表して届出上提供された情報は正確であることを、ACCCは、前提とする。

### パブリックコンサルテーション（パブリックコメント）

有効な届出が提出されれば、ACCCはそれをACCCの団体交渉届出の公的登録簿に掲載するとともに、ターゲットの意見を聞くためにこれをターゲットに提供する。さらに、競合者、供給業者、顧客、関係する業界団体又は頂上団体、消費者団体、関連規制機関等、さまざまな利害関係者に連絡を取り、意見提出を求めることがある。

ターゲット及び利害関係者から提出された意見は、機密保持の要請に従うことを条件として、公的登録簿に掲載する。

### 公的登録簿からの機密情報の除去

届出及び認可プロセスは公開かつ透明なものである。しかしながら、場合によっては、申請者及び利害関係者には、提供した情報の一部又は全部をACCCに登録簿から除去することを求めるべき十分な理由がある可能性がある。

ACCCが当該情報を除去することに同意した場合であっても、ACCCはこれを考慮することができるが、これにより当該情報を公に問うことができる可能性は小さくなり、このためにACCCはその情報がもたらす重みを小さいものとする可能性がある。

届出が提出されたという事実、及び、計画された行為についての一定の最小限の情報は、秘密とはされ得ないことには十分に注意されたい。

機密情報を公的登録簿から除去しようとする当事者は、ACCCに情報を提供する時点で、

その情報が秘密であり、除去されるべき根拠を示さなければならない。

機密情報を公的登録簿から除去することを要求する上でのチェックリスト

- ・ACCCに書類又は意見を提出する際に要求すること
- ・書類又は意見のうち除去を望む部分がどこであることを明確に示すこと
- ・理由を付すこと
- ・公表用書類—機密部分を消さないし除去したもの—を提供すること。この公表用書類が公的登録簿で公開されることになる
- ・書類の完全版—機密部分を明確に特定したもの—を提供すること
- ・より詳しい情報については、ACCC「Guidelines for excluding information from the public register for authorisation and notification processes」参照

## 届出審査の法的テスト

概して、届出された行為から生じそうな公益が生じる可能性がある公的損害を上回ることがない場合（いいかえれば、**純（正味の）公益**が存在しない場合に限って）（注12），ACCCは、団体交渉届出に異議を行うことができる。

注12)競争法93AC条(1)・(2)項

### 法的保護はいつ発効するか

届出に共同ボイコットが含まれていない場合には、届出が有効に提出されてから14日後に法的保護が自動的に発効する（ただし、ACCCがこの期間内に異議を行った場合は、この限りでない。）。

届出が全体的又は部分的に共同ボイコットにかかわる場合、届出が有効に提出されてから60日後に法的保護が自動的に発効する（ただし、ACCCがこの期間内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。）。

### 法的保護はいつまで続くか？

届出（及びそれにより付与される法的保護）は通常、届出が有効に提出された日から3年間有効である。これは届出についての標準的期間であり、ACCCが別の期間（最大10年）が適切と判断し、又は、届出が取り下げられ、取り消され、もしくは（共同ボイコット届出の場合に）停止通知（注13）が行われない限り、この期間が適用される。

ACCCが標準的期間である3年が具体的状況に照らして適切でないと判断した場合には、ACCCは、10年以内の期間においてこれに代わる期間を定めとともに、このような期間とする理由を説明する書面を交付する（注14）。

注14)本指針18頁参照

注15)競争法93AD条(5)項

## ACCCの審査プロセス

相談手続の後、ACCCは純公益テストに従って届出を審査する。

### 懸念なし—届出維持決定

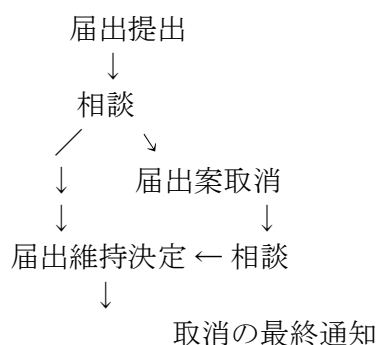
ほとんどの場合、ACCCは、計画される団体交渉又はボイコットから生じる公益は公的損

害を上回ると考え、その時点で追加的措置を講じることはない。これは、届出により付与される法的保護が開始され（又は継続し）、交渉団体がターゲットとの団体交渉を行うことができることを意味する。

状況が変化した場合、又は、ACCCが追加的情報を受領した場合には、ACCCは何時も届出を再審査した上で、届出された行為から生じる公益が公的損害を上回るものではないと判断することがありうる。

提案された行為が正味の公益を生じさせそうであるとACCCが考えることができない場合には、ACCCは、届出を取り消すための措置を講じることができる。

### 届出審査のプロセス



### 届出の取消し (revoke)

ACCCは、計画された行為が正味の公益をもたらさないと考えた場合には、届出を取り消す書面による通知を行いうる。これに先立ち、ACCCは、以下のことを行わなければならない。

- ・ACCCが届出の取消しを提案する理由を概説した異議申立通知案を交付する
- ・異議申立通知案に対する交渉団体及び利害関係者からの意見提出を求める
- ・会議を開催する（求めがある場合）

共同ボイコット届出に対する停止通知交付後には（18頁及び附則B参照）、ACCCは同様の手続きに従う必要がある。

### 異議申立通知及び相談

団体交渉届出によって付与される法的保護を消滅させるに先立って、ACCCは、届出によって付与された法的保護を消滅させることを提案する理由を概説する異議申立通知案を交付しなければならない（注15）。

ACCCは、異議申立通知案を交渉団体、ターゲット、その他の利害関係者に送って意見提出を求めるとともに、公的登録簿にこの写しを掲載する。当事者は、異議申立通知案に対して、書面又は口頭により意見を提出することができる。

注15)競争法93A条(1)項・93A(3)項

### 会議を行う機会

ACCCが異議申立通知案を通知した場合には、交渉団体、ターゲット、その他の利害関係者は、異議申立通知案について議論するための会議の開催を要求することができる。会議は、交渉団体、ターゲット、その他の利害関係者が異議申立通知案について意見を述べる機会を追加的に提供するものである。会議が招集された場合には、ACCC委員がこの議長を務める。

### **最終異議通知 (final objection notice)**

ACCCは、異議申立通知案交付後、指定した期間内に受領した意見（会議を開催した場合には、当該会議において提出された意見を含む。）を検討し、最終異議通知を行うかどうかを決定する。

- ・ 法的保護発効前にACCCが最終異議通知を交付する場合には、法的保護は開始されない（注16）
- ・ 法的保護発効済みである場合には、法的保護は最終通知交付から31日後に終了する（注17）

ACCCは、最終異議通知の写を公的登録簿に掲載し、団体交渉届出が取り消されたことを交渉団体、ターゲット、その他の利害関係者に通知する。

届出が取り消され、法的保護が効力を失った場合には、団体交渉を停止しなければならない。停止しない場合には交渉団体の構成員に対して競争法違反を理由とする法的措置がとられる可能性がある。

あるいは、ACCCは届出の取消は行わないことを決定することもある。この場合には、届出により付与される法的保護が開始又は継続されることになる。

注16)競争法93AD条(2)(b)項

注17)競争法93AD条(3)(b)項

### **届出の修正又は撤回**

届出はACCCに対する提出後は修正できない。団体交渉の行為に変更がある場合には、当事者は、手数料を支払って新たに届出を提出しなければならない。

ACCCが届出を取り消す最終異議通知を発行するまでは、届出はいつでもACCCに対して書面を提出することにより撤回することができる（注18）。届出が撤回された場合には、手数料は返還されない。

注18)競争法93AB条(2)項

### **審判所による審査**

オーストラリア競争審判所は、ACCCの決定を審査し、次の通知を行うことができる。

- ・ 届出を取り消す最終異議通知
- ・ 条件を付す通知 [条件賦課通知]
- ・ 届出の有効期限を決定する通知、又は
- ・ 停止通知の有効期間を延長する通知

審査を求める者は、ACCCが通知を行った時から21日以内に審判所に申請を行わなければならない。

審判所は、ACCCによる届出を維持する決定を審査することはできない。

### **共同ボイコットの届出に懸念がある場合のACCCの追加的な権限**



ACCCは、ボイコット届出について条件を課し、ボイコット届出が有効とされた後には停止通知を行うことができる。これらの追加的な権限をACCCがもつことで、ACCCのボイコットの届出の審査上の柔軟性が高まり、ACCCが共同ボイコット届出を維持することを認める可能性が高まる。

### 条件の賦課

ACCCは、以下の場合に限り、共同ボイコット届出に条件を課すことができる。

- ・ ACCCが届出を取り消す異議通知を行う理由があると考え、かつ、
- ・ ACCCが賦課する条件により異議通知を行う理由がなくなると合理的に考える場合（注19）。

このような場合、ACCCは、具体的な条件及びそれらを課す理由を述べる条件通知を行う。

条件が遵守されない場合には、ACCCは届出を取り消すための措置を講じうる（注20）。

注19)競争法93ACA条

注20)競争法93AC条(2A)項

### 停止通知

ACCCは、以下の場合には、届出が行われた共同ボイコートを即時に停止することを命じる停止通知を行うことができる。

- ・ 団体交渉届出の発効後、又はACCCの過去の行為審査後に、状況に重大な変化があり、かつ、
- ・ ACCCが次のように考えることが合理的である場合：
  - 共同ボイコット行為が公に深刻な損害をもたらした、又は
  - 共同ボイコット行動の結果として、公衆への深刻な損害が生じる緊迫した可能性がある（注21）。

停止通知により、ACCCが届出を取り消し又は届出に条件を課すことを検討している間、届出により付与された共同ボイコットに対する法的保護を一時的に停止する効果が生じる。

ACCCは、共同ボイコット又は共同ボイコットの脅しを含まない団体交渉届出について停止通知を行うことはできない。

停止通知手続きに関するさらなる詳細は、附則Bで説明されている。

注21)競争法93AG条

## 6.認可

ACCCから認可を受けることを通じて、団体交渉に関する競争法上の法的保護を受けることもできる。

認可手続きの一定の特徴及び要請は届出手続きに類似している。例えば： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 正式に申請を行う前にACCCと事前相談を行う機会があること（12頁）</li><li>・ 申請時に含めるべき情報（13-14頁）</li><li>・ パブリックコンサルテーションの必要性及び公的登録簿の利用（14頁）</li></ul>
--

## 誰が申請できるか？

団体交渉届出とは異なり、認可は誰でも求めることができる。小規模事業者に限定されない。

交渉団体の構成員はどの者も、自身及び将来の構成員を含む団体の他の構成員に代わって、認可を申請することができる。認可申請は他の事業者に代わって行うことができ、このため業界団体又は専門家団体がその会員に代わって申請することができる。労働組合は、自営業者たる請負業者など、競争法の適用がある当事者に代わって認可を求める申請を提出することができる（ただし、雇用者・被用者間の団体交渉については申請ができない）。

## 認可の手順

フォームに指定された情報を入力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <a href="https://www.accc.gov.au/business/applying-for-exemptions/fees-forms">https://www.accc.gov.au/business/applying-for-exemptions/fees-forms</a>からフォームをダウンロード</li><li>・ フォームの最後にある宣誓に署名 - 団体を代表して署名する必要があるのは一方当事者のみ</li><li>・ 公の登録（public register）に公開するための申請書の公開版も提出</li></ul>
↓	
手数料の支払い	<ul style="list-style-type: none"><li>・ \$7500（免除される場合を除く） 1000 - ACCCは手数料支払いを免除することはできない</li><li>・ 手数料の支払い方法及び免除申請に関する詳細については、<a href="http://www.accc.gov.au/lodgementfees">www.accc.gov.au / lodgementfees</a> 参照</li></ul>
↓	
申請書を送付	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電子メールでGeneral Manager, Adjudication (<a href="mailto:adjudication@acc.gov.au">adjudication@acc.gov.au</a>) へ、又は、より詳細は <a href="http://www.accc.gov.au/contactus">www.accc.gov.au / contactus</a>参照</li><li>・ 5開庁日以内に申請の有効性を検討する</li><li>・ 有効な申請書は、ACCCの公的登録簿に掲載される。 <a href="http://www.accc.gov.au/public-registers/authorisations-and-notifications-register">www.accc.gov.au/public-registers/authorisations-and-notifications-register</a> / <a href="http://www.accc.gov.au/authorization-register">authorization-register</a></li></ul>
↓	
ACCCにおける協議開始	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ACCCはターゲット及び関係する利害関係者と協議する</li><li>・ 公的に提出された意見は、公的登録簿に掲載される</li></ul>
↓	
ACCCによる決定書案交付	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 決定書案は書面で交付され、ACCCの決定案の理由を示す</li></ul>
↓	
ACCCが決定案について協議	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 決定書案に対して書面又は口頭による意見提出を求める</li><li>・ 申請者と利害関係者は、委員において決定書案について議論する会議の開催を求めることができる</li></ul>
↓	
ACCCによる最終的な決定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 最終的な決定は書面で行い、認可し、条件付認可を行い又は認可を拒否するACCCの決定の理由を明らかにする</li></ul>

	<p>・オーストラリア競争審判所は、最終的な決定を審査することができる。</p>
--	--

認可プロセスについて詳しくは「Conduct authorisation guidelines」参照

### 認可の法律に基づく審査

ACCCは、団体交渉又はボイコットが公に利益をもたらす、又はもたらさそうであり、その利益が公共に与える又は与えると見込まれる損害を上回ると考える場合には、これら行為を認可することができる（注22）。

注22)競争法90条(7)項・競争法90条(8)項。団体交渉が価格合意その他のカルテル合意にかかるものではない場合には、ACCCは、問題の行為が競争を減少せず又は減少させる効果をもたらそうにないと考える場合に認可を与えることができる。

### 法的保護はいつ発効するか？

認可により付与される法的保護は、付与される場合には、ACCCの最終的な決定において定めた日（最終決定発出後21日以内であってはならない。）から発効する。

延長されない限り、ACCCは申請が有効に提出されてから6か月以内に最終的な決定を下さなければならない(注23)。

単純な団体交渉の申請については、ACCCは、かなり早く一通常、申請提出後3～4か月以内に最終的な決定を下すことができる。

場合によっては、ACCCは、予備的認可を与えることができる。これにより、ACCCが最終的な決定を下す前に、当事者は計画する行為の一部又は全部を行うことが可能となる（注24）。

注23)競争法90条(10A)項

注24)競争法91条(2)項

### 認可はいつ失効するか？

ACCCは、認可期間をケースバイケースで検討する。認可が与えられるほとんどの場合、期間は5年間である。申請者が再認可を求める場合（既存の認可が期限切れになるため）、行為に対する苦情が行われることなく効果的に機能している場合には、ACCCはより長い期間にわたり認可を与える可能性が高い。

### 審判所による審査

ACCCによる認可付与又は拒否の最終的な決定については、オーストラリア競争審判所により審査されうる。審査請求は、ACCCの最終決定の21日以内に審判所に対して行わなければならない。

## 7. ACCC連絡先及び詳細情報

(略)

## 附則A：交渉団体を結成する上での秘訣 (tips)

関係者は自己の状況に最も適合するように交渉団体を結成することができる。交渉団体は、2事業者に限った小規模なものでもありうるし、業界団体の全構成員を含むような大きな規模のものでもありうる。一人事業者、在宅事業者、製造業者、小売業者、アグリビジネス、サービスプロバイダー等、あらゆる種類の事業が関与しうる。自分たちの間だけで団体を結成することも、業界団体に援助を求めることも、弁護士その他の専門家に援助を依頼することもできる。

ACCCは、さまざまな事業分野においてさまざまな団体交渉を認可している。この指針では、例をいくつか記述している。さらに多くの事例が、ACCCの認可・届出にかかる公的登録簿 ([www.accc.gov.au/public-registers](http://www.accc.gov.au/public-registers)) に掲載されている。

交渉団体を結成する際には、次の問題を検討することが便宜である。

- ・誰が団体に参加できるか？
- ・加入資格は時間とともに変化するか、一定のままか？参加は任意か？
- ・団体が販売又は購入しようとしている製品は何か？それは、団体によって供給又は購入される商品又は役務の全部か、その一部（特定の性質又は品質を備える製品等）か
- ・団体はいかなる契約条件について交渉することを計画しているか？団体の目的は何か？
- ・団体は誰と交渉することを計画するか（いいかえれば、ターゲットは何か）？ターゲットは時間とともに変化するか？団体で行動することにより、取引量が増加し、これにより顧客又は供給者が団体と取引する意欲が高まって新しい取引機会が創出されるか？
- ・団体はどのように運営又は構成されるか？代理人が団体を代表して交渉するか、あるいは、団体の構成員が自ら交渉を行うか？
- ・交渉が失敗した場合、団体はターゲットに対して共同ボイコットを行うことを計画するか？計画する場合には、共同ボイコットはいかに開始されるか？
- ・交渉団体が達成することを予想する利点は何か？ターゲットにとって利益はあるか？

団体交渉は次の場合に成功する可能性が高くなる：

- ・団体構成員が共通する目的及び必要性を有する場合
- ・団体に適切なリソースがある場合
- ・有効なリーダー又はリーダーとなるグループが存在し、これらの者が団体の意見をまとめ、情報を提供し、ターゲットと交渉・取引する時間及びスキルを備える場合
- ・団体構成員及びリーダー・交渉者ならびにターゲットとの間でオープンなコミュニケーションが行われる場合
- ・ターゲットに団体と交渉に臨む意欲がある場合（特に双方にとって利益になるため）

## 附則B 停止通知フローチャート

ACCCが有効な届出に含まれる共同ボイコット行為についての苦情を受ける、又は、懸念をもつ



ACCCは次の事情があると考えられる場合には、停止通知を行う

・届出發効以来、状況に実質的な変化があり、かつ、  
・共同ボイコットが深刻な公的損害を生じさせた場合又は生じさせる緊迫した危険性が存在する



停止通知により、届出により付与された共同ボイコットに対する法的保護が一時的に停止される。共同ボイコットを伴わない団体交渉は、停止通知が有効な期間も継続することができる。



停止通知の有効期間中に、ACCCは、条件賦課通知又は異議通知を行うか否かを検討する。



停止通知は、通知の日から90日を経過した日に失効する（延長される場合又は期間内に条件賦課通知又は異議通知が行われた場合は、この限りでない。）。

### 資料3 適用免除認可一覧（2007-2018）

#### 凡例

- ・団体構成員が大規模ないし中規模とみられる事例については、詳細を書いていない。このような事例は、表中、「L-B2B」と付している。
- ・「S/P」Sは団体構成員がターゲットに対して役務・商品を提供することを、Pは団体構成員がターゲットから役務・商品の供給を受けることを意味する。
- ・「インプット増」は、本文の「契約等に情報がよりよく反映されるようになる効果」（本文3.3.4(2)参照）に対応する。
- ・「取引費用削減」効果について、決定中で特に「程度が限られている」、「ACCCとしては相当程度の効果が生じるとは考えない」と述べられている事例について、△（三角）を付している。
- ・「情報非対称是正・入手促進」は、「情報の非対称性の是正、より多くの情報に基づく判断がなされるようになること等」（本文3.3.4(4)）に対応する。なお、決定文中で、項を分けるなどして特筆されている事例に限って丸を付している。
- ・「その他便益」は、ACCCの決定中で項・段落をわけるなどして特筆している場合に、○（丸）を付している（このような形で特筆されていない事例については、丸を付していない。）。
- ・「公的損害：小」については、決定中で「限定的（limited）」、「わずか（minimal）」、「ほとんど生じない（little）」、「生じそうにない（unlikely）」と書かれているものについて、○（丸）を付している。

資料4 届出事例一覧

類型	年	届出番号	事件名又は申請者	概要 (団体構成者/相手方)	概要	共同ボイコット	結果
	P	2019	CB10000463-1&2	Mood Media Australia Pty Limited & Stingray Group Inc	バックグラウンドミュージック提供者/著作権集中管理団体 (Australasian Performing Rights Association Limited・Australasian Mechanical Copyright Owners Society Limited)	Background music suppliers /Australasian Performing Rights Association Limited & Australasian Mechanical Copyright Owners Society Limited	○
	S	2018	CB10000462-1	Pathways Advisers	Pathways (金融商品) アドバイザー / Commonwealth Financial Planning Limited (CFPL)	Pathways Advisers / Commonwealth Financial Planning Limited (CFPL)	○
農家	S	2018	CB10000461-1	Rivawine Collaboration Pty Ltd	ワイン用ブドウ生産農家/ワイン会社およびその他のワイン用ブドウ購入者	Wine grape growers / Wine companies and other wine grape purchasers	○
	P	2018	1&11&13	Australia - Victorian Branch	薬局薬店/電気小売業者	Pharmacies / Electricity retailers	○
	P	2018	CB10000458-1	KIS Transport Australia Pty Ltd	貨物ブローカー/ Webベースのプラットフォームオペレーター	Freight brokers / Web based platform operator	○
< じ		2018	CB10000457-1	Victorian Off-Course Agents Association Inc	TABエージェンシー/ Tabcorp Wagering (Vic) Pty Ltd	TAB agencies / Tabcorp Wagering (Vic) Pty Ltd	○
	P	2018	1&10-13	PaintRight Ltd	塗料小売業者/サプライヤー	Paint retailers / Suppliers	○
	P	2018	CB10000455-1-5	Six/Left Group	家庭用品小売業者/金融プロバイダー	Homeware retailers/ Finance providers	○
	P	2018	CB10000454-1	Shellharbour, Wollongong and Shoalhaven City Councils	自治体 (Councils) /埋立ガス事業者-共同入札について	Councils / Landfill gas operator - Joint tender	○
酪農	S	2018	CB10000453-1	Farmers Own	酪農家/スーパーマーケット1社 (Woolworths) ないしその代理店 (Milk2Market Pty Limited)	Dairy Farmers / Woolworths and/or its agent Milk2Market Pty Limited	○
	P	2018	CB10000452-1	Waverley Council and Woollahra Municipal Council	自治体 (Councils) /廃棄物管理者-共同入札について	Councils / Waste manager - joint tender	○
	P	2018	CB10000451-1	Byron Shire Council	自治体 (Councils) /リサイクル施設運営業者	Councils / Lismore Material Recycling Facility	○
	P	2017	CB00433	R.J. Nuss Removals Pty Ltd & Ors	家具輸送引越・保管会社/ 鉄道貨物会社1社 (Pacific National)	Furniture removal and storage companies / Pacific National - Re rail linehaul freight services	○
	P	2016	CB00328-402 & 404-431	CAUDIT	大学・IT管理者ディレクターコンソーシアム /IT業者-コンピューティング関係商品・役務提供について	Universities as a consortium and directors of IT / - - re provision of computing information technology products and services	○
酪農	S	2016	CB00326-7	Manning Valley Dairy Farmers NSW MidCoast & SA Barossa Mid North Co-operative	酪農家/スーパーマーケット1社 (Woolworths)	Dairy farmers / Woolworths	○
酪農	S	2015	CB00287	Dairymen Limited Collective Bargaining Groups	酪農家/スーパーマーケット1社 (Woolworths)	Dairy farmers / Woolworths	○
< じ		2015	CB00288	Victorian Off-Course Agents Association Inc	TABエージェンシー/ Tabcorp	TAB Agencies / Tabcorp Wagering	○
養鶏	S	2015	CB00323	Tasmanian Chicken Growers Association	養鶏化家/鶏肉加工業者1社 (Inghams)	Chicken growers / A chicken meat producer (Inghams)	○
	P	2015	CB00324-5	Kwinana Motorplex Pty Ltd t/a Perth Motorplex & Ors	ドラッグカーレースコンプレックス3社/ドラッグレース協会-契約条件と価格について	Three drag car racing complexes / Drag racing association - over contract terms and prices	○
	P	2015	CB00289-322	PaintRight Ltd	塗料小売業者57社/サプライヤー	57 Paint Retailers / Suppliers	○
	P	2014	CB00284-5	Australian Wagering Council Limited	賭博会社/NRL-NRLゲームにかかる権利について	Betting companies / NRL - over rights to wager on NRL games	計画あり ACCC異議棄後取下げ
酪農	S	2013	CB00281-282	Manning Valley dairy farmers	酪農家/スーパーマーケット1社 (Woolworths)	Dairy farmers / Woolworths	○
	P	2013	CB00283	R J Nuss Removals Pty Ltd & Ors	家具輸送引業者4社/鉄道貨物会社1社 (Pacific National)	4 furniture removalists / Pacific national - Re rail freight terms	○
	P	2012	CB00208-226	Remote Retail Services Pty Ltd	地方の小売業者/サプライヤー	Regional stores / Suppliers	○
	P	2012	CB00227-279	PaintRight Ltd	塗料小売業者 (Paint Right Bannerグループ) 56社/サプライヤー	56 Paint Retailers in Paint Right Banner Group / Suppliers	○
	P	2012	CB00206-207	Harness Racing Australia Inc	ハーネス・レース会社/放送局-放送契約について	Harness racing companies / Broadcasters - Re terms of broadcast contracts	○
< じ		2012	CB00280	Victorian Off-Course Agents Association	TABエージェンシー/ Tabcorp Wagering	TAB Agencies / Tabcorp Wagering	○
< じ		2011	CB00149	Newsagents Association of NSW and the ACT	新聞販売店/ NSW宝くじ会社	Newsagents / NSW Lotteries	無効
< じ		2011	CB00156	Australian Newsagents' Federation Ltd	新聞販売店/ SA宝くじ会社	Newsagents / SA Lotteries	○
	P	2011	CB00204-205	Medical Technology Association of Australia	医療精密機業者/手術器具輸送会社	Medical tech companies / Surgical instrument transport	○
	P	2011	CB00150-155	Mai Wiru Regional Stores Council Aboriginal Corporation	地方の小売業者 (先住民経営) /サプライヤー	Regional stores (Remote Indigenous stores) / Suppliers	○
フランチャイズ		2011	CB00178	BFC Stores Pty Ltd (Lifestyle Australia Pty Ltd)	フランチャイジー (Lifestyle Australia, 塗料販売) /フランチャイザー1社	Franchisees / A Franchisor (Lifestyle Australia) - Paint stores	取下げ (審査なし)
	P	2011	CB00157-77, 179-203	BFC Stores Pty Ltd	塗料店 (BFCフランチャイジー塗料店) /サプライヤー	Paint stores (BFC franchisee paint stores)/ Suppliers	○
養鶏	S	2010	CB00142	Tasmanian Chicken Growers Association (TCGA)	タスマニア養鶏家6名/ 鶏肉加工業者1社 (Inghams)	6 Tasmanian chicken growers / Inghams (Chicken meat processor)	○

	S	2010	CB00144-47	Carter Holt Harvey Woodproducts Australia Pty Ltd	プランテーション木材生産者/港湾業者・輸出業者-木材の販売について	Plantation timber growers / Ports and export - Re sale of timber	○	
	S	2010	CB00140	APC Prosthetics Pty Ltd	補綴サプライヤー/ NSW Health	Prosthetic suppliers/ NSW Health		ACCC異議案後取 下げ
		2010	CB00143	Hertz Australia Pty Limited	レンタカー会社/ Westralia空港会社 - 駐車場利用等について	Car rental companies / Westralia airports company - re: over space (carpark etc)		ACCCにより取消 し
農家	S	2010	CB00148	Nelson Enterprises Pty Ltd	柑橘類栽培農家3社/スーパーマーケット1社 (Woolworths)	3 citrus growers / Woolworths	○	
	P	2010	CB00141	R J Nuss Removals Pty Ltd	家具輸送引越業者/鉄道貨物会社1社 (Pacific National)	4 furniture removalists / Pacific national - Re rail freight terms	○	
フランチャイズ		2009	CB00067-69	E Dobson Pty Ltd & Ors	フランチャイジー/フランチャイザー (住宅ローンフランチャイズ会社グループ)	Franchisees / A franchisor (Home loan franchising company group)	○	
	S	2009	CB00071	K.E Viney Traffic and General Consultancy Pty Ltd	交通管制官 (個人) /交通管制提供会社	Contractor traffic controllers (Individuals) / Company providing those services	○	
新聞	P	2009	CB00072	Australian Newsagents' Federation Limited	新聞販売店/新聞供給者	Newsagents / Newspaper Suppliers	○	
養鶏	S	2009	CB00070	South Australian Farmers' Federation	養鶏家/鶏肉加工業者1社 (Inghams)	Carter Holt Harvey Woodproducts Australia Pty Ltd	○	
	S	2009	CB00073-80	Australian Independent Record Labels Association Ltd	レコード会社/テレビ局 ライセンス等について	Record company / TV - re licensing of audio and visual rights re public performance and music videos	○	
	P	2009	CB00081-137	PaintRight Ltd	塗料小売業者56社/サプライヤー	56 paint retailers / Suppliers	○	
	P	2009	CB00138	Hertz Australia Pty Ltd	レンタカー会社/ MacKay空港	Car Rental Companies / MacKay airport - Re Space	○	
	P	2009	CB00139	Chess Moving Australia Pty Ltd	引越し業者/鉄道路線貨物プロバイダー	Removalist companies / Rail linehaul freight provider	○	
	P	2008	CB00007	R J Nuss Removals Pty Ltd	引越業者/鉄道貨物運送業者	Removalist companies / Rail linehaul freight provider - re pricing and rebate	○	
	P	2008	CB00057-58	Clubs NSW	Clubs NSW / TabCorpおよびSky	Clubs NSW / TabCorp and Sky	○	
	S	2008	CB00059-66	Australian Independent Record Labels Association Ltd	独立系レコード業者/テレビ局-ライセンス等について	Record company / TV - re licensing of audio and visual rights re public performance	○	
	P	2008	CB00009-56	BFC Stores Pty Ltd & Ors	ペンキ・装飾品等販売店/サプライヤー	Painter and decorator stores / Suppliers	○	
新聞	P	2007	CB00003	Australian Newsagents' Federation Limited	新聞販売店/新聞供給者	Newsagents / Newspaper Suppliers	○	
	S	2007	CB00006	The Wangaratta Anaesthetic Group (WAG)	麻酔科医/健康基金-麻酔サービス料金について	Anaesthetists / Health fund - Re: anaesthesia fees	○	
農家	S	2007	CB0001-2	Nelson Enterprises Pty Ltd & Ors	柑橘類栽培農家3名/スーパーマーケット (Woolworths・IGA)	3 citrus growers / Woolworths and IGA	○	
医師	S	2007	CB00005	Australian Medical Association (Vic) Pty Ltd	AMA (医師専門家団体) /Werribee Mercy病院-訪問医について	AMA for VMO's / Werribee Mercy Hospital - Re out of hours service and other terms of engagement		ACCC異議案後取 下げ
医師	S	2007	CB00004	Australian Medical Association (Vic) Pty Ltd	AMA (医師専門家団体) /La Trobe病院-訪問医について	AMA for VMO's / La Trobe Hospital - Re out of hours service etc		ACCCによる取消 し

資料5 認可事例一覧

類型	※	決定番号	決定日	件名	概要(団体構成/相手方)	審査結果・認可期間	改廃	申請者	イン プット 増	取引費用削 減	情報非対称 是正・入手 促進	その他 便益	公的損害: 小	相手方別 特記事項
医師	S	AA1000 427-1	2018-12-19	Rural Doctors Association of Australia Limited	医師/ビクトリア州の地域病院ネットワーク	○10年	A91376	専門家 団体	○	○		?	?	
L-B2B	-	AA1000 425-1	2018-09-21	NSW Track Access Collective Bargaining	[L-B2B] Nfの鉄道事業者/ TfNSW (政府機関) - 鉄道輸送サービスの提供に関して	○-	NA	労組	-	-	-	-	-	
酪農	S	AA1000 421-1	2018-09-03	Gippsland Dairy Farmers Group	農家/生乳の購入者(加工業者および販売業者)	○10年	NA		○	○			○	
	P	A91587	2018-03-16	Independent Cinemas Australia Inc.	映画館経営者/映画配給会社	○5年	NA		○	○			○	
医師	S	A91599	2018-02-28	Australian Medical Association Limited	医師/公立病院など	○10年	A91334		○	○			○	
養鶏	S	AA1000 403-1	2017-12-20	South Australian Baiada Growers Group	養鶏家/鶏肉加工業者1社(Baiada)	○10年	NA		○	○		○	○	
医師	S	A91590	2017-11-24	Australian Medical Association (NSW) Limited	医師/病院の運営者1社(Health Scope) - 訪問医に 関して	○5年	NA	専門家 団体	○	○		○	○	
庸車	S	A91589	2017-11-23	Transport Workers Union of Australia SA/NT Branch	庸車運転手/物流会社1社(Toll)	○5年	NA	労組	○	○			○	
庸車	S	A91588	2017-11-23	Transport Workers Union of Australia SA/NT Branch	庸車運転手/物流会社1社(Toll)	○5年	NA	労組	○	○			○	
	S	A91583 & A91584	2017-11-09	LPO Group Limited	郵便局経営者/オーストラリア郵便公社(1社)	○5年	NA		○	○			○	排他的交渉権あり
創作		A91573	2017-06-23	Australian Writers' Guild Limited	パフォーマンスライター/ Screen Producers Australia - モデル契約について	○10年	A91274	専門家 団体	○	○			○	
L-B2B	-	A91577	2017-06-14	Queensland Sugar Limited & Ors	[L-B2B] 製糖工場/砂糖ターミナル-保管サービス等について	○5年	NA		-	-		-	-	
庸車	S	A91571 & A91572	2017-05-19	Murray Billing Transport & Ors	庸車運転手/コンクリート会社1社(Boral)	○5年	NA		○	○			○	共同ボイコット申請 途中で取下げ
L-B2B	-	A91570	2017-05-03	Homemakers South Limited t/a Homemakers Furniture & Sleepzone Bedding	[L-B2B] 家具小売業者/家具サプライヤー	○-	A91248		-	-	-	-	-	
農家	S	A91558	2017-04-13	Queensland Cane Growers Organisation Ltd	サトウキビ栽培者/加工業者	○10年	NA		○	○			○	△
L-B2B	-	A91546 & A91547	2017-03-31	Bendigo and Adelaide Bank & Ors	[L-B2B] 「Apple Pay」事件	×	NA		-	-	-	-	-	
		A91574	2017-02-02	Australian Hotels			取下げ	NA	-	-	-	-	-	
養鶏	S	A91534	2016-06-16	Victorian Farmers Western Australian Broiler	養鶏家/鶏肉加工業者	○10年	NA		○	○			○	○
養鶏	S	A91527	2016-05-31	Grower Association Incorporated	養鶏家/鶏肉加工業者	○10年	A91262		○	○			○	○
	P	A91523 & A91524	2016-05-12	Plumbing Plus Bathroom Kitchen Laundry Pty Ltd as trustee for The Plumbing Plus Unit Trust	配管・ハードウェア小売業者ストア/配管製品サプライヤー	○10年	NA		○	○			○	排他的交渉権あり
L-B2B		A91537 & A91538	2016-04-18	Property Media Group Pty Ltd	[L-B2B] 不動産業者/オンライン住宅プラットフォーム	取下げ	NA		-	-	-	-	-	
医師[微細変更]	S	A91334	2016-04-05	Australian Medical Association Limited - Minor Variation	医師/プライマリーヘルスネットワーク	○[微細な変更]	-		-	-		-	-	
	P	A91521	2016-03-24	TLS Association Pty Ltd & TLA Australia Ltd	テルストラ・ショップ/サプライヤー (60社)	○10年	A91250		○	○		○	○	
	P	A91513	2016-02-19	The Australian Hotels Association State and Territory Divisions	ホテル/サプライヤー31社	○-	A90987 ・ A91257		○	○			○	
庸車	S	A91514	2016-02-04	Transport Workers Union of Australia SA/NT Branch	庸車運転手/物流会社1社(Toll)	○3年	NA	労組	○	○			○	
創作		A91484 & A91492	2015-08-13	Screen Producers Australia (SPA)	独立系映画およびテレビプロデューサー/オーストラリアライターズギルド(AWG)、メディアエンターテインメントオブアーツアライアンス(MEAA)、オーストラリアディレクターズギルド(ADG) - モデル契約に関する	○5年	NA		○	○			○	
創作		A91499	2015-08-13	Australian Directors Guild Limited (ADG)	テレビ監督/スクリーンプロデューサーオーストラリア(SPA) - モデル契約に関する	○5年	NA	専門家 団体	○	○			○	
養鶏[微細変更]	S	A91294	2015-08-07	Ingham Chicken Growers Association Inc. - Minor Variation	養鶏家/鶏肉加工業者	○(微細な変更)	-		-	-	-	-	-	
	S	A91505	2015-07-09	Australian Cotton Shippers Association Incorporated	綿花生産者/綿の買手・輸出業者	取下げ	NA		-	-			-	
	P	A91488	2015-07-01	Liquor Stax Australia Pty Ltd	酒類小売業者/サプライヤー(63社)	○10年	A91237		○	○			○	



L-B2B	-	A91466	2015-03-25	Board of Airline Representatives of Australia Inc.	[L-B2B] 国際航空会社/オーストラリア内国際空港	○10年	A91200	-	-	-	-	-	-
農家	S	A91467	2015-03-04	Tasmanian Farmers and Graziers Association	野菜農家/野菜加工業者(2社等)	○10年	A91197	○	○		○	○	
くじ		A91463	2014-12-17	W.A.T.A.B Agents' Association Incorporated	賭博エージェント/賭博会社1社(Racing and Wagering Western Australia)	○10年	NA	○	○			○(なし)	
庸車	S	A91427	2014-10-16	Transport Workers' Union of Australia	庸車運転手/物流会社1社(Toll)	○3年	NA	労組	○	○			競争審判所への取消請求棄却
くじ		A91425	2014-09-10	Lottery Agents Association of Victoria Inc. t/a Lottery Retailers Association	宝くじ業者/ビクトリア州宝くじ運営者1社(Tatts)	○10年	A91126	○	○			○	
L-B2B	-	A91400	2014-08-14	St Vincent's Health Australia Limited	[L-B2B] 病院/ヘルスケアの資金提供者およびサプライヤー	○-	Yes.	-	-	-	-	-	-
くじ		A91430	2014-08-13	TAB Agents Association of New South Wales	宝くじ(TAB) エージェント/TABくじプロバイダー1社(TAB Limited)	○10年	A90885 A91125	・	労組	○	○		○
新聞	P	A91407	2014-08-01	Australian Newsagents' Federation Limited	新聞販売店/サプライヤー(ATM等)	○(条件付)10年	A91134			○	○		○
新聞	P	A91426	2014-07-16	Victorian Association of Newsagents (VANA Ltd)	新聞販売店/新聞・雑誌出版社6社	○10年	A91117			○	言及なし	○	○
養鶏	S	A91417	2014-06-25	NSW Farmers' Association	養鶏家/鶏肉加工業者	○10年	NA			○	言及なし		○
通訳	S	A91402	2014-06-04	The Association of Professional Engineers, Scientists and Managers, Australia (APESMA)	通訳者・翻訳者/利用者・エージェント	○5年	NA	労組	○	○		○	○
くじ(新聞)		A91399	2014-05-21	Victorian Association of Newsagents (VANA Ltd)	新聞販売店/宝くじ会社(2社等)	○(条件付)10年	NA			○	○		○
L-B2B	-	A91405	2014-04-16	RG Tanna Coal Export Terminal Producers	[L-B2B] リオティント・BHPピリトン三菱等/グラッドスト港	○-	NA			-	-	-	-
くじ		A91397	2014-04-16	Lottery Agents Queensland Ltd	宝くじ業者/宝くじ会社1社(Tatts)	○10年	A91101			○	○		○
医師	S	A91392	2014-03-19	Australian Medical Association Limited & Ors	医師/州・準州の医療関係部署	○10年	A91100			○	○		○
	P	A91381	2014-03-06	Clubs Australia	クラブ(スポーツ、レクリエーション、文化、宗教などのクラブ)/サプライヤーおよびサービスプロバイダー	○5年	NA			○	○		○
L-B2B	P	A91389	2014-01-23	Office Choice Limited	[L-B2B] オフィスグループフランチャイジー/製品サプライヤー	○-	A91058			-	-	-	-
医師	S	A91383	2013-12-04	The Australian Medical Association (NSW) Limited	医師/NSW保健大臣・公衆衛生機関	○10年	A91088			○	○		○
医師	S	A91376	2013-10-30	Rural Doctors Association of Australia Limited	医師/[I]州・準州の医療関係部局[II]地方医療機関・地方病院ネットワーク	一部のみ認可5年	A91078	専門家団体	○	○		○	[I]○[II] 医師が少ない地域では公的損害が生じうる
くじ(新聞)		A91353	2013-07-11	Queensland Newsagents Federation	新聞販売店/宝くじ会社1社(Tatts)	○5年	NA			○	○		○
くじ(新聞)		A91349	2013-03-20	Australian Newsagents' Federation Limited	新聞販売店/宝くじ会社1社(Tatts)	○5年	Notification CB 00156.			○	○		○
L-B2B	-	A91350 & A91351	2013-03-14	Endocoal Ltd & Ors	[L-B2B] ターミナルの利用について	○-	NA			-	-	-	-
創作		A91339	2013-02-28	Australian Writers' Guild Limited	劇作家/パフォーマンス・ボード・シアター	○10年	NA	専門家団体	○	○			○
医師	S	A91334	2013-02-21	Australian Medical Association Limited	医師/公立病院・地域メディアケア	○5年	NA	専門家団体	○	○		○	○
養鶏	S	A91347	2013-01-24	Queensland Chicken Growers Association Incorporated	養鶏家/鶏肉加工業者3社(Inghams, Baiada & Golden Cockeret)	○10年	NA			○	○		○
農家	S	A91322	2012-12-12	The South East Potato Growers Association	ジャガイモ生産農家/ジャガイモ購入者(実質的に1社(McCain))	○(条件付)5年	A91057			○	○		○
農家	S	A91321	2012-12-12	The Victorian Potato Growers Council	ジャガイモ生産農家/ジャガイモ購入者	○(条件付)5年	Yes - A91048			○	○		○
庸車	S	A91331	2012-12-06	Transport Workers' Union of Australia, Queensland Branch	庸車運転手/コンクリート会社1社(Hanson)	○5年	NA	労組	○	○			○
L-B2B	-	A91295	2012-09-12	St Vincent's Health Australia Limited & Ors	[L-B2B] 病院/サプライヤー	○10年	NA			-	-	-	-
L-B2B	-	A91293	2012-08-20	Private Hospital Collective Bargaining Group	[L-B2B] 病院/サプライヤー	○(条件付)5年	NA			-	-		-
庸車	S	A91310	2012-07-26	Transport Workers' Union of Australia	庸車運転手/自動車運送会社1社(CEVA Logistics)	○5年	NA	労組	○	○			○
くじ(新聞)		A91309	2012-07-26	Lottery Agents' Association of Tasmania Inc	新聞販売店/宝くじ会社1社(Tatts)	○5年	NA			○	○		○
養鶏	S	A91294	2012-06-14	South Australian Inghams Chicken Growers	養鶏家/鶏肉加工業者1社(Inghams)	○10年	NA			○	○		○
新聞		A91313	2012-06-06	Queensland Newsagents Federation		取下げ	NA			-	-	-	-

農家	S	A91270	2012-02-24	Victorian Farmers Federation - Horticulture Group - Australian Processing Tomato Growers'	トマト栽培農家/トマト加工業者(実質的に1社 (Cedenco))	○5年	NA		○	△		○	
創作		A91274	2012-01-25	Australian Writers' Guild Limited	パフォーマンスライター(映画、テレビ、劇場、デジタルメディアなど)/オーストラリア映画製作者協会(SPAA) - モデル契約に関して	○5年	NA	専門家団体	○	○	○	○	
くじ(新聞)		A91269	2011-10-06	Newsagents Association of NSW and the ACT	新聞販売店/宝くじ会社1社 (NSW Lotteries)	○5年	NA		○	○	○	○	
酪農	S	A91263	2011-08-04	Australian Dairy Farmers Ltd	酪農家/乳加工業者	○(条件付)10年	A90966・A90782		○	○	○	○	△(本文3.3.5(3)②参照)
養鶏	S	A91262	2011-06-16	Western Australian Broiler Growers Association Incorporated	養鶏家/鶏肉加工業者3社 (Inghams, Baiada & Finesse)	○5年	NA		○	○	○	○	○
L-B2B		A91257	2011-04-20	Australian Hotels Association	[L-B2B] ホテル/賭博、放送、ワイン&ビール、エネルギー、広告などのサプライヤー	○5年	A90987		-	-	-	-	-
スポーツ		A91260	2011-04-06	Australian Swimmers' Association Incorporated	水泳選手/SAL	○10年	A40106	言及なし	○			○	○
乗車	S	A91249	2011-03-02	Transport Workers' Union	乗車運転手/コンクリート会社1社(Q-crete)	○5年	NA	労組	○	○		○	申請時、書面の契約なし
	P	A91237	2010-10-06	Liquor Stax Australia Pty Ltd	酒屋・ホテル/ワイン、ビール、清涼飲料、タバコ、エネルギー、広告等サプライヤー	○5年	NA		○	○		○	
酪農	S	A91236	2010-09-22	Premium Milk Ltd	酪農家/乳加工業者1社 (Parmalat)	○10年	A90972		○	○		○	
ジャーナリスト	S	A91204	2010-05-26	Media Entertainment and Arts Alliance	フリーランス・ジャーナリスト/新聞・雑誌出版社4社	○5年	NA	労組	○	○		○	
L-B2B	-	A91200	2010-05-14	Board of Airline Representatives of Australia Inc.	[L-B2B] 国際航空会社/国際空港	○(条件付)5年	A30232		-	-	-	-	-
L-B2B	-	A91212	2010-04-29	North West Iron Ore Alliance	[L-B2B] 鉄鉱石/リオティント、BHBピリトン等(鉄道運送サービス)	○(条件付)-	NA		-	-	-	-	-
養鶏	S	A91214	2010-04-21	Victorian Farmers Federation	養鶏家/鶏肉加工業者4社	○(条件付)	A40093		○	○		○	
農家	S	A91197	2010-03-25	Tasmanian Farmers & Graziers Association	野菜栽培農家/野菜加工業者2社 (McCain・Simplot)	○(条件付)5年	A90914		○	○		○	○
乗車	S	A91146 & A91179	2009-09-09	Transport Workers Union of Australia SA/NT Branch	乗車運転手(牛乳ベンダー)/乳製品加工業者2社 (National Milk Foods・Parmalat)	○5年	NA	労組	○	○		○	○
新聞	P	A91174	2009-09-02	Australian Newsagents Federation Ltd	新聞販売店/新聞・雑誌出版社	○(条件付)5年	NA		○	○		○	○
新聞	P	A91134	2009-07-16	Australian Newsagents Federation Ltd	新聞販売店/新聞・雑誌出版社	○(条件付)5年	NA		○	○		○	△(本文3.3.5(3)②参照)
くじ		A91126	2009-06-03	Lottery Agents Association of Victoria Inc.	宝くじ業者/宝くじ会社 (Tattersall's Sweeps・Intralot)	○5年	NA		○	△		○	
新聞	P	A91117	2009-04-22	Queensland Newsagents Federation Ltd	新聞販売店/新聞・雑誌出版社8社	○(条件付)5年	A90804		○	○		○	△(本文3.3.5(3)②参照)
L-B2B	-	A91099	2009-01-29	St Vincent's Health Australia Ltd (formerly Sisters of Charity Health Service Limited)	[L-B2B] 病院/サプライヤー・健康基金機関		NA	団体交渉認可・共同ポイコット不認可	-	-	-	-	-
医師	S	A91100	2008-12-10	Australian Medical Association Limited & Ors	医師/州・準州の医療関係部局	○5年	NA		○	△		○	生じうる；しかし公益が上回る
くじ		A91101	2008-11-19	Lottery Agents Queensland Ltd	宝くじ業者/宝くじ会社1社 (Golden Casket)	○5年	A90853		○	△		○	
医師	S	A91078	2008-05-14	Rural Doctors Association of Australia Limited (RDAA)	医師/州・準州の医療関係部局	○5年	NA	専門家団体	○	△		○	○
酪農	S	A90972	2008-03-13	Premium Milk Ltd - Minor Variation -	[微細な変更]	不認可(手続的理由)	-		-	-	-	-	-
農家	S	A91064	2007-12-12	The Victorian Farmers Federation Sunraysia Branch	果物生産農家/果物加工業者 (Sunbean Foods・Clync Foods)	○5年	NA		○	言及なし		○	
L-B2B	-	A91058	2007-09-19	Office Choice Limited	[L-B2B]	○-	NA		-	-	-	-	-
農家	S	A91057	2007-08-29	The South East Potato Growers Association	ジャガイモ生産農家/ジャガイモ加工業者2社 (McCain・Safries)	○5年	NA		○	△		○	△(本文3.3.5(3)②参照)